

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
101	総務課	—	—	—	—	職員給与費等	職員給与費等	職員の定員管理の適正化の推進	第3次庄内町職員定員適正化計画の進捗による	行財政改革の推進と併せ、職員年齢構成や分野別のバランスに配慮しつつ、計画的な職員採用を行い、組織の活性化と将来の組織を支える人材の確保の取り組みを進めていく必要がある。	A	歳出削減対策の一環として人件費の抑制を考慮しつつ、多様化、複雑化する町民ニーズの中で、地域の特性を活かした行政運営等を維持・向上をさせるため、また、今後到来する職員の大量の定年退職期において、そのことが行政運営に弊害を生じさせないためにも、職員採用を長期的に計画することが必要	
102	総務課	2	1	1	2	行政管理費	行政管理費	町行政の的確な運営	行政区長報酬、各種負担金をはじめ、町長、副町長を含む総務課職員に係る旅費、町長交際費、消耗品費、コピー代等、町行政を運営するうえで必要とされる管理事業	経常経費については、予算削減に向けた見直し、執行時の再精査等により縮減に取り組んでいる。	A	町政の円滑な運営のために、必要なものには予算を充てる必要がある。これまでも行っているが、工夫により予算削減の余地のあるものについては、継続して見直しを進めていく。	
103	総務課	2	1	1	3	職員研修費（総務）	職員研修事業	地方公務員法第39条の規定により任命権者の責務である職員研修は、職員能力の向上が町民サービスの向上に資するために実施。	全職員に研修の場を提供する。 ・庁内階層別職員研修等の実施 ・研修の一環として総合窓口への全職員対応 ・山形県市町村職員研修協議会、庄内広域行政組合等が実施する研修会への派遣 ・自主研修への支援・議会常任委員会視察研修への研修派遣 等	向上意欲をもって外部研修等に参加を希望する又は参加する職員が増加している。また、南三陸町への職員派遣、東北経済産業局、地方公共団体金融機構への職員派遣についても、職員研修の一環としての意味合いを持たせて実施している。	A	職員の自発的な研修への参加意識の高揚を職場全体で構築させていくことにより、研修実施後又は参加後の効果が高くなるものと判断している。職員の資質の向上は町民サービスの向上に直結するため、今後も継続していく。	
104	総務課	2	1	1	4	職員厚生費	職員厚生費	全ての職員が健やかに勤務することにより職場環境の向上に繋がる。疾患の早期発見により休職者数の減少及び休業期間の削減を図る。	1 職員健康診断 2 ストレスチェック診断(H28より) 3職員厚生事業	職員健康診断の要請検等の結果となった職員の事後受診が約半数にとどまっている。異常が見られる職員が結果受診後、速やかに受診するよう働きかけを行うとともに、職員各自においても、自覚持たせていくことが必要。	A	職員の健康診断の実施については、雇用主としての責務であることから今後も継続的に実施していく必要があるが、職員の心身の健康は、町民サービスの充実にも直結することから、異常が見られる職員が診断実施後、速やかに受診するよう働きかけを行うとともに、職員各自においても、自覚持たせていくことが必要。	
105	総務課	2	1	1	5	事務改善費	事務改善事業	電算システム等を導入することにより事務の効率化を進める。	人事給与システム等	国の制度改革等に伴うものや事務改善を進めるに当たって、システム改修又は導入を図っていく必要があるため、その都度における経費節減策は図るものの、全体的な削減は難しい。	A	国の制度改革等に伴うものや事務改善を進めるに当たって、システム改修又は導入を今後の必要に応じて進めていく必要があるが、その都度における経費節減策はこれまで同様引き続き図っていく。	
106	総務課	2	1	1	6	記念式典費	記念式典費	新年を祝い、合わせて地方自治の振興又は町の興隆発展に寄与し、町政に功労のあるもの又は篤行者で町民一般の模範となるものを表彰する。	庄内町新春を祝う会並びに総合表彰式の挙行	新春を祝う会と同時に総合表彰式開催することにより、それぞれ単独で開催する以上に参加者数が見込まれ、表彰者を多くの町民の見守る中で表彰することができる。一方で、参加者の固定化及び減少傾向にある。	A	多くの参列者を得るための手法を検討していく必要がある。	
107	総務課	2	1	3	1	財政管理費	財政管理費	予算の適正な編成及び計画的かつ効率的な執行を確保し、財政の健全な運営を図る。	適切な財務処理を行うためのシステム使用・保守等及び基金の管理運用を行う。	平成28年度に財務会計のシステム改修を行い、源泉徴収事務にかかる事務の省力化と精確性の向上が期待されるが、今後の公会計の整備に向けては、システム整備に向けて準備、予算化が必要となる。基金については、最も確実かつ有利な方法で保管しながら、債券の購入などの運用を行っている。	B	財務会計システムの改修は、情報収集を行いながら対応していく。また、基金の運用や積立については、基金の活用状況等をみながら、統廃合を検討し、また、確実かつ有利な運用を行っていく。	
108	総務課	2	1	5	1	庁舎維持管理費	庁舎維持管理費	来庁者の利便性向上や職員の効率的な業務実施に資するために、庁舎維持管理に必要な経費を支出する。	光熱水費、通信費、施設修繕、設備保守点検、環境整備等経費、警備保障その他庁舎維持に必要な経費の支出	老朽化が著しい	A	選択の余地がない	
109	総務課	2	1	5	2	町有財産管理費	町有財産管理費	町有財産を有効利用するため、土地・建物等の適正な維持管理を行う。	町有財産の貸付 土地の払い下げに伴う境界立会い・登記事務 環境整備（草刈等）	賃貸借料金の滞納（1案件） 普通財産の増加	A	普通財産としての土地は増加すると思われるが、払下げの可能性を探りながら適正な維持管理を継続する。	
110	総務課	2	1	5	4	庁用自動車維持管理費	庁用自動車維持管理費	所管する公用車の適正管理 町長車、議長車、マイクロバス2台、インサイト、ADバン、フィールダー、NBOX、軽トラック、サクシード（防災車）	法定点検、継続検査 日常管理 車両共済（全ての公用車）の加入	自損事故が多い	D	総務管理費で所管する車輛の総数を見直すべきか	
111	総務課	2	1	5	5	町村有物件災害共済費	町村有物件災害共済事業	町有施設の事故及び町の事業で発生した事故に対し、迅速かつ適正な事務処理を行うことにより、財政の安定に寄与する。	町が所有する施設に対し、全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済へ、また、町の事業における事故等については、全国市長会の総合賠償補償保険へそれぞれ加入し、その事務を行っている。		A	選択の余地なし	
112	総務課	2	1	5	9	除却関係事業費	除却関係事業	公共施設の適正な管理	公共施設等総合管理計画に基づき、解体撤去と判断された公共施設を除却する。	除却後の土地活用について、方向性が見出せない案件が多い	A	公共施設等総合管理計画に基づき、除却対象物件が発生した場合は対応する。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業
113	総務課	2	1	5	10	公共施設等総合管理 推進事業費	公共施設等総合管理推 進事業	公共施設の適正な管理	固定資産台帳の整備と管理		B	H29年度から本格運用。
114	総務課	2	1	10	1	交通安全指導及び啓 発費	交通安全指導及び啓発 費	交通安全の指導及び啓発活動の取 り組み	交通安全専門指導員による児童親子・ 高齢者に対する交通安全指導や啓発活 動、交通指導員による登校時の安全確 保、高齢者運転免許証自主返納支援事 業による交通事故リスクの早期軽減。	少子高齢化社会や高規格道路整備に伴う交 流人口増加、工事期間中の工事車両の運行な ど、交通事故のリスク軽減に向けた専門指導 員の活動は有効である。	A	高齢者運転免許証自主返納支援事業におい て、申請者が増加しているため、高齢者の交 通事故防止策として今後とも継続が必要であ る。
115	総務課	2	1	10	2	交通安全施設設備費	交通安全施設設備事業	自動車、自転車並びに歩行者の交 通事故防止のため、カーブミラー等 の交通安全関連施設の充実を図る。	交通安全赤色回転灯電気使用量、経年 劣化によるカーブミラーの修繕および新 設、鏡面の角度調整を行い、交通安全に 寄与する。	経年劣化や強風による、カーブミラー（鏡 面・支柱）等の破損が毎年発生していること から、一定程度の修繕費用が今後もかかって いくことが予測される。	A	集落・学校からの要望等により、交通安全 施設（カーブミラー等）の新設および既存施 設の老朽化・破損による維持整備費が必要な ため、削減が困難であると考えられる。
116	総務課	2	1	11	1	防犯指導及び啓発費	防犯指導及び啓発事業	町防犯協会を中心とした防犯指導 および啓発活動の支援。	防犯灯整備に係る補助事業の申請等の 旅費、ならびに町防犯協会・公益法人山 形県防犯協会連合会・山形県鉄道防犯連 絡協議会への負担金の支出。	山形県全体での犯罪件数は、平成27年は 戦後最小件数を記録し概ね平穩に推移して いるが、一方で「振り込め詐欺」等の特殊詐欺 が近年増加しているため、関係機関との連携 により一層の犯罪防止対策が求められる。	A	今後も町防犯協会を中心とした防犯関係機 関団体との連携により、近年多く発生してい る特殊詐欺の防止対策やその他の犯罪に対す る防犯指導及び啓発活動支援のため、継続し て必要である。
117	総務課	2	1	11	2	防犯施設設備費	防犯施設設備費	町管理防犯灯の新設・維持管理、 駅前近辺での防犯カメラ運用など、 児童生徒に対する通学路の安全確 保・犯罪の抑止や地域住民の安全確 保に努める。	集落要望による小学校通学路への防犯 灯新設設置や既存防犯灯のLED化をすす める。	既存防犯灯のLED化を図り、電気料金の軽減 に努めているが、電気料金の値上げなどの要 素は流動的であり、既存施設の経年劣化や破 損に伴う灯具交換など、今後も維持費がかか ることが想定される。	A	集落による防犯灯の新設の要望や電気料金 の値上げなど、流動的要素により削減は困難 と判断される。
118	総務課	2	4	1	1	選挙管理委員会費	選挙管理委員会費	地方自治法第181条に基づき設置す る選挙管理委員会及び選挙全般につ いて適正な事業執行を目指す	選挙管理委員会の運営及び選挙全般に 関すること	公職選挙法の改正に伴う選挙権年齢の引き 下げに係る啓発	A	法律に基づく委員会について評価する必要 があるのか？検討をお願いしたい。また、啓 発活動について、県選挙管理委員会及び近隣 市町村の動向も見ながら対応していく。
119	総務課	2	4	2	1	参議院議員通常選挙 費	参議院議員通常選挙費	法定受託事務として3年に1度実 施される参議院議員通常選挙に係る 本町での投開票事務の適正執行を目 指す	(法定受託事務) 6月22日公示7月10日投開票	法定受託事務ではあるが、国が負担する執 行経費の積算に一定のルールがあるため経費 の一部に一般財源が生じており、今年度の選 挙においては更なる国が負担する執行経費の 削減が行われる。	A	国政選挙においては、可能な限り国が負担 する執行経費内での選挙執行に勤める。
120	総務課	2	4	3	1	山形県知事選挙費	山形県知事選挙費	県からの受託事務として4年に1 度実施される山形県知事選挙に係る 本町での投開票事務の適正執行を目 指す	(法定受託事務) 平成29年2月13日に任期満了とな る山形県知事選挙	国が負担する執行経費の積算ルールに準じ て執行経費が積算されるため経費の一部に一 般財源が生じており、今年度の選挙におい ては更なる県が負担する執行経費の削減が行 われる。	A	県の委託選挙においては、可能な限り県が 負担する執行経費内での選挙執行に勤める。
121	総務課	4	3	1	1	上水道費	上水道費	常備消防費（消火栓使用）に係る 公営企業水道会計への繰出並びに水 道事業会計人件費（児童手当）に係 る補助金	上記基準に基づく補助金の支出	地方交付税の制度解説（単位費用編）によ る算出と水道事業会計人件費の児童手当にか かる負担基準を設定し補助を行っている。	A	地方交付税の単位費用並びに職員の児童手 当については、制度上削減できるものはない ことから、今後も制度に基づく補助を行う。
122	総務課	9	1	1	1	常備消防費	常備消防費	酒田地区広域行政組合構成市町と して、一定の負担金を支払う。	酒田地区広域行政組合消防本部の分賦 金および山形県防災行政通信ネットワ ーク再整備事業負担金の支出。	酒田地区広域行政組合構成市町として、一 定の負担額を求められるもので、町単独で削 減できないものはない。 今後も酒田市消防本部・本署の庁舎等整備 （～H30年度）の事業費負担の増加が予定され ている。	A	酒田地区広域行政組合構成市町で、一定の 負担額を求められるもので、町の判断では削 減することができない。消防本部・本署の庁 舎等整備に係る事業費負担に加え、平成29年 度には立川分署の救急車更新も予定されてい る。
123	総務課	9	1	2	1	消防団運営費	消防団運営事業	消防団活動を維持・運営する。	消防団員の被服整備、消防団活動の運 営及び消防関係団体への負担金支出	消防団員の装備品整備として、消防団員等 公務災害補償等共済基金からの助成金を活用 し、団員の雨衣を整備している。（平成26年 度から隔年で整備）	D	山形県消防補償等組合に支出分の負担金 は、現在の消防団員の条例定数を算定基準と しているが、現在の定数では実人数との差が 多いため、今年度に条例定数の見直しを行い 負担金の減を図る。また、東日本大震災以 来、消防団員の装備品整備が求められてお り、現在助成金を活用して雨衣の整備を行っ ているが、国の基準による活動服、その他装 備品等の整備が必要となることから、今後も 見直し図りながら継続が必要である。
124	総務課	9	1	2	2	防火啓発事業費	防火啓発事業費	春・秋の防火パレード、一人暮らし 高齢世帯訪問、消防出初式を実施 し、防火啓発に努める。	春と秋の消防団パレードによる防火意 識の啓発、消防団出初式、女性消防団員 による消防署員との一人暮らし高齢者世 帯訪問を行うことで防火啓発を行う。	春と秋の消防団パレードによる防火意識の 啓発、消防団出初式、女性消防団員による消 防署員との一人暮らし高齢者世帯訪問の実 施など、ほとんどの費用弁償であることから 参加人数を大幅に削減しない限りの支出削減は 困難。	A	春と秋の消防団パレードによる防火意識の 啓発、消防団出初式、女性消防団員による消 防署員との一人暮らし高齢者世帯訪問の実 施など、町民の防火意識の啓発を目的とした 事業であることから、継続性も重要視され、現 状のままでの継続が求められる。
125	総務課	9	1	2	3	教育訓練費	消防団教育訓練事業	消防団活動を維持・運営する。	消防団員の訓練礼式や実技習得のため の研修参加、団員の消防事業参加に対す る支出	消防事業は、団員の参加状況等を考慮し、主 に日曜日の開催としているが、夜勤や勤務先 などにより団員個人の勤務体制（時間、勤務 先等）が変化していることから、参加者が少 しずつ減少している。	A	少しずつ消防団員の減少はあるものの、消防 団員の確保及び訓練礼式や消防技術習得のた めの研修参加並びに消防事業参加に対し、今 後も事業の見直しも図りながら、継続して実 施する必要がある。

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
126	総務課	9	1	3	1	施設整備費	施設整備費	経年により老朽化した消防施設の更新及び新設工事を図り、有事の際に効果的な消防活動に寄与する。	新しい消火栓の購入、既設消火栓・防火水槽の修繕や消火栓移設など、経年劣化などに対応し、有事の際に備えた整備を実施する。あわせて、消防用施設敷地借地料の支出。	有事の際に必要な消防施設が多いことと、老朽化している施設も多数あることから維持管理費を軽減すること、限られた予算を有効に活用することが課題。	A	有事の際に効果を発揮する消防施設であることから撤去等は困難であることと、老朽化している施設が多数あることから維持管理費を軽減することが難しい。限られた予算を特に修繕費用を有効に活用していくことが課題。しかし、消火栓本体の故障は修繕ではなく交換となることから支出増加となる。	
127	総務課	9	1	3	2	設備整備費	設備整備費	消防設備の修繕及び老朽化した設備の更新を図り、有事の際に効果的な消防活動に寄与する。	有事に備える為、消防車両(車検査)や消防ポンプなどの修繕・更新ならびに各消防班からの要望により消防ホース・オイル等の消耗品の購入。	消防活動に必要な消防車両や消防ポンプの数が多くあり、維持修繕費用を削減することは困難。H27・28年度の車載型無線機整備が終了するもの、今後消防ポンプ自動車の更新時期を迎えることから、H28年度中に再配備計画を策定する。将来の計画的な更新時期には多額の支出が必要となる。	A	消防団の重要な使命である消火活動に必要な不可欠な消防車両・消火栓・防火水槽などは、その絶対数が多い上に経年劣化などによる維持修繕費用が嵩むことが危惧されるが、万が一のことを想定すれば、容易に削減することは困難である。今後消防ポンプ自動車の更新時期(H27～H35までに9台)を迎えることから、H28年度中に再配備計画を策定し、将来の更新時期の計画的な支出を検討していく。	
128	総務課	9	1	4	1	防災事業費	防災事業費	災害危険箇所の把握及び有事の体制・対策の確立、自主防災組織の育成強化及び自助・互助意識と体制の確立、防災資機材の充実	有事の際を見据えた体制確立のため、自主防災会活動の強化・女性の視点で考える懇談会開催、町防災訓練の実施などにより、自助・共助意識の醸成や災害に強い町づくりを推進する。また、山岳遭難に対応するため捜索体制の充実を目指す。	現在の地域防災計画は平成26年3月策定で、改訂中に法改正や国・県の計画が修正され、今後の見直しが必要であり、その際には業務委託料が必要となる。自主防災会活動は、危機管理専門員の取組みで順調に進められているが、今後の雇用形態(パート化)変更での指導体制の質確保が課題となる。山菜取りや登山ブームにより、山岳遭難が毎年発生している。	B	現在の地域防災計画は平成26年3月策定のものであり、改訂作業中にも法改正や国・県の計画が修正されるなどされており、今後の見直しが必要であり、その際には業務委託料が必要となる。 自主防災会活動は、危機管理専門員の取組みで順調に進められているが、今後の雇用形態(パート化)変更での指導体制の質確保が課題となる。 山菜取りや登山ブームにより、山岳遭難が毎年発生している。	
129	総務課	9	1	4	2	防災施設設備費	防災施設設備費	防災行政無線(同報系)の整備、防災センターの維持管理	防災センターの維持管理、防災行政無線・災害対策用携帯型トランシーバの整備、排水ポンプ車の維持管理。	現在、使用している施設や設備の年間維持費や各種手数料等は削減することが難しい。更に立川地域の防災行政無線のデジタル化に伴う委託費・工事費がH29年度までの整備期間に増額となる、子局の位置や箇所数を見直した結果、整備完了後の電気料や修繕費の減額が期待される。	A	現在、使用している防災センター維持費(電気料金・水道ガス料金・下水道料金・警備保障費・消防設備保守点検費用など)は削減が難しく、立川地域の防災行政無線デジタル化は整備費が一時的に増額となるものの、整備完了後には、保守管理委託料や電気料や修繕費用等の削減が期待される。 その他、災害対策用携帯トランシーバ、無線電波使用料、排水ポンプ車に係る維持管理費の削減も難しい。	
130	総務課	9	1	4	3	水防事業費	水防事業費	消防団員が、大雨による河川の増水等によって住宅地等への水災害に備える。	水害被害に備えた水防団員の訓練費用や国交省との最上川重要水防箇所合同巡視にかかる活動費用、および水防に係る消耗品の購入。	水防訓練を今後も継続実施(H27:第1～4分団、H28:第5～8分団、H29:第9～13分団)しながら、必要な消耗品(土嚢袋等)は在庫数を確認しながら購入している。大規模の水災害が発生すれば増額補正を行う必要が出てくる。	A	消防団員のスキルアップを目的に、水防訓練を今後も継続実施し大規模な水災害に備える。必要な消耗品(土嚢袋等)は在庫数を確認しながら購入していく。	
131	総務課	9	1	5	1	災害対策費	災害対策費	災害防止及び発生時の人的・物的対応	大雨等による災害時・行方不明者捜索などの緊急時に消防団が出勤した際の費用弁償、長時間活動時の食糧費、災害時に必要となる機械借上料への支出を見込んでいる。	災害等が発生しなければ支出は減少するが、熊本地震のような内陸型の災害や、H27関東・宮城での河川氾濫やゲリラ豪雨など、近年の災害の多発に加え、行方不明者の捜索活動の事例も発生しており、年度途中での増額補正という事も考えられる。	D	大雨等による土砂崩れ等も含めた災害時・行方不明者捜索などの緊急時に消防団が出勤した際の費用弁償、長時間活動時の食糧費の確保は必須。災害等が発生しなければ支出は減少するが、熊本地震のような内陸型の災害や、H27関東・宮城での河川氾濫やゲリラ豪雨など、近年の災害の多発に加え、行方不明者の捜索活動の事例も発生しており、年度途中での増額補正という事も考えられる。 機械借上料については、実績を見据え減額等の検討の余地があると考えられる。	
132	総務課	12	1	1	1	元金	元金	町債の元金償還を行うため	町債の元金償還を行うもの	町債の発行の抑制を図るとともに、より有利な起債の借入れをし、公債費負担の軽減に努めていく必要がある。	A	町債の発行の抑制に努めるとともに、有利な起債の活用として合併特例債や過疎債など今後の動向を見据えながら対応していく。	
133	総務課	12	1	1	1	利子	利子	町債の利子及び一時借入金利子の償還を行うため	町債の利子及び一時借入金利子の償還を行うもの	町債の発行の抑制を図るとともに、効率的な資金調達により一時借入金の借入れを抑制するよう努めている。また、借入れ時の見積執行や金利見直時の金融機関協議等により、低金利での借入れを実施している。	A	町債については、より低利となるような条件設定を行う。また、一時借入金については今後町債の借入実行日について検討し、資金調達にかかる利子の軽減を図る。	
134	総務課	13	1	1	1	ガス事業会計補助金	ガス事業会計補助金	ガス事業会計人件費等に係る補助金	上記基準に基づく補助金の支出	ガス事業会計人件費等にかかる負担基準を設定し補助を行っている。	A	職員の異動、年齢構成等による変動はあるものの、制度上削減できないものもあるが、基準外部分についてはより適正な負担となるよう努めていく。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
135	総務課	14	1	1	1	予備費	予備費	地方自治法第217条の規定により、歳入歳出予算に予備費を計上するため	予算外の支出又は予算超過の支出に対応するための費用	毎年度20,000千円の予算を計上している。	A	今後も適切な執行に努める。	
136	立川支所	2	1	5	3	克雪管理センター管理事業費	克雪管理センター管理事業	施設の維持管理	施設の維持管理	立谷沢保育園が閉園後（H26.3月）の利活用については、年1～2回程度の公民館事業（幼児の遊びの広場）と選挙時投票所になる程度。今後、立谷沢地区活性化に資するための施設活用となるかどうか、検討を要すると思われる。	F	改善策として、地域の活性化策に寄与するよう、地元要望も含め検討の時期かと思われる。（現段階では地元としては活用方法は予定なし）	
137	立川支所	2	1	5	6	ふれあいホーム施設管理事業費	ふれあいホーム施設管理事業	ふれあいホームにかかる施設管理	施設管理の維持、修繕	施設の老朽化により予測できない修繕の必要が出ている。	A	平成28年度で指定管理期間が終了となる。指定管理期間以降は、譲渡を希望しているため、その手続きについて準備していく。	
138	立川支所	2	1	5	7	中島ふれあいセンター施設管理事業費	中島ふれあいセンター施設管理事業	中島ふれあいセンターにかかる施設管理	施設管理の維持、修繕	平成33年3月31日までの指定管理者制度（1期目）に移行している。近隣集落の興屋・中島・生織沢・片倉で利用しており、また、利用頻度として部落公民館がない中島集落が高くなっている。修繕の考え方など施設のあり方を指定管理者とともに協議していく必要がある。	A	施設の老朽化による緊急的な修繕も考えられることから現状のまま継続が必要。	
139	立川支所	2	1	5	8	松肝ふれあいセンター施設管理事業費	松肝ふれあいセンター施設管理事業	町有財産の指定管理制度の導入により、民間活力を利用し経費節減と利用サービス向上に努める。指定管理者制度導入2期目（1期目H23～27・2期目H28～32）	指定管理制度の導入による施設運営	平成33年3月31日までは指定管理者として指定したが、その後については町の施設として維持継続必要かどうか、町として検討し、建設時（H7）の補助金「山村振興等農林漁業特別対策事業補助金」の処分制限期限がH31.12月28日で、その後は処分可能となるため、この後の施設利用については指定管理者と協議が必要（譲渡、撤去→条例廃止等）	A	2回目の指定管理者期限が切れる前までに、今後の施設利活用の必要性等について指定管理者との協議が必要と思われる。※施設の処分制限はH31.12月までである。	
140	立川支所	2	1	7	1	立川支所費	立川支所費	施設等の管理運営		施設の老朽化が進み、修繕を要する箇所あり。本庁舎建設後も、庁舎として引続き利用するのであれば、計画的に修繕する必要がある。	E	本庁舎建設後も支所機能を残し、業務を行う計画であれば、施設の改善が必要。	
141	立川支所	2	1	7	2	清川出張所費	清川出張所費	清川出張所にかかる費用	事務連絡等のための普通旅費		A	事務連絡等の旅費の削減は難しいことから現状のまま継続。	
142	立川支所	2	1	7	3	立谷沢出張所費	立谷沢出張所費	出張所維持管理	出張所維持管理経費	出張所業務の他に地域活性化策検討も加わり、これまでの立谷沢地区総合センター管理協議会が平成27年度で閉会となり、土地・施設ともに町所有になり、維持管理経費が町単独となり、今後の施設改修計画がソフト面も含め課題となっている。	E	施設が町有財産になり、現在、必要最低限で維持管理しているが、今後、耐震診断結果により、実施設計、改修工事を考慮する必要がある。※今後、立谷沢地区の活性化策も含め、当地区の特性を生かした交流人口増等に資するための拠点となるべく施設として、改修が予定されている。	
143	立川支所	6	2	2	10	御殿林散策路管理事業	御殿林散策路管理事業	御殿林散策路の維持・管理	御殿林散策路の維持・管理を清川地区振興協議会に業務委託している	土地借上料については、平成26年度より無償貸付として変更契約となったため実質削減となった。管理業務委託料については、業務委託者と協議していく必要がある。	A	維持・管理については適切に管理されているため現状のまま継続していく。	
201	情報発信課	2	1	1	3	職員研修費（情発）	職員情報化研修	職員が情報セキュリティに関する知識やモラルを習得し技術向上を図りながら、円滑な事務事業の執行と、情報セキュリティ対策を向上させることを目指す。	情報セキュリティに関する知識や教養を深めるための研修を企画し、開催する。	研修会の開催日を余目会場と立川会場の各1回ずつとしているため、参加者の日程の確保が難しく参加率が上がらないようである。また、不参加者は固定化している傾向にある。	A	現在は研修日が2コマと参加するための日程を確保しづらい状況となっている。参加率向上のため、本庁舎、立川庁舎それぞれ複数回開催することも考えられるが、財源の確保や講師の都合もあることから開催回数はこのままとし、参加したくなる研修テーマや開催日の設定等で参加率の向上を図りたい。	
202	情報発信課	2	1	2	1	広報広聴費	広聴事業	町民から広く意見を収集し、町民の参画と協働のまちづくりを推進することを目指す。	町民等自らが企画し開催する座談会・研修会に職員を派遣する「くるま座トーク」や町民等から広く意見を募集する「まちづくり提案箱」・「みんなの声」、各学区・地区単位で地域で開催する「まちづくり懇談会」を開催する。	制度の利用者や懇談会の参加者が固定化している傾向にある。	A	より多くの方からまちづくりに関心をもってもらうために、これまで以上に広報紙等で周知し、新たな制度利用者拡大を図る。	
202	情報発信課	2	1	2	1	広報広聴費	広報発行事業	町全般に関する情報を広く町民に周知することを目指す。	町民とのパイプ役である広報委員からの意見・要望等を把握し、町広報紙に反映させながら、月2回の発行（5日号と20日号）	(1) 各課からの依頼記事と折り込みチラシの増加 (2) 見やすい広報紙面作成 (3) 広報発行による情報発信の成果確認 (4) 庁外からの依頼記事の増加と掲載場所の判断、掲載基準の確認 (5) 原稿締切日を守らない	A	見やすく魅力的な広報作成とページ削減に努め、カラーページの活用を継続していく。広報委員から協力いただきながら、町民目線でのページ作成と町民の方々が参画する広報作成を継続する。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
203	情報発信課	2	1	2	5	情報発信推進事業	ネットワーク情報発信事業	町の事業や町内のイベントを積極的に情報発信し、町をPRすることを目指す。	ホームページをはじめ、庁内情報を報道機関へ積極的に情報提供する「情報発信シート」やタイムリーに情報提供を行う「フェイスブック」・「ツイッター」、定期的に情報を発信する「メールマガジン」(毎月第2、第4金曜日)を活用し情報発信する。	「広報しようない」と「町ホームページ」の2つを情報発信のメインツールと捉え、「フェイスブック」・「ツイッター」・「メールマガジン」等を活用し、メインツールに誘導するように情報発信している。しかし、「フェイスブック」・「ツイッター」について、まだまだ情報発信数が少ないことから、積極的に活用し、その発信内容を充実させる必要がある。	A	ホームページについては、イベントや注目させたい情報に誘導するため、トップページのブランディングエリアを有効に活用しながら、充実を図る必要がある。また、「フェイスブック」・「ツイッター」の活用は、まだまだ少ないことから、職員に積極的に周知し活用を促す取り組みが必要である。 ブランディングエリア：町HPのトップページ上部の画像が切り替わる場所	
203	情報発信課	2	1	2	5	情報発信推進事業	マスコミ等情報発信推進事業	町の取り組みや魅力を町内外に広く周知することを目指す。	・庄内空港へ大垂れ幕広告の掲示 ・モンテディオ山形ホームゲームでの大型映像装置によるCM広告放映 ・ほか雑誌、フリーペーパー、新聞等への広告掲載	・限られた予算の中で最大限の効果を上げるための適切な予算配分などについて、町だけで決定するのは難しい。 ・どのくらい広告効果があったのか確認が難しい。	A	効果的な情報発信のため、各媒体への予算配分等も含めて再度手法を見直ししながら、継続的な発信を続けていく。	
204	情報発信課	2	1	6	1	企画一般費	庄内町ふるさと応援寄附金	全国の方々から寄附金による応援をいただき、庄内町を広くPRするとともに、地元産の商品の販路拡大を目指す。	町ホームページ、ポータルサイトの情報更新や返礼品の在庫管理、寄付金額の集計など。	税制改正や申込方法の改善等により寄付件数が増大している。また、よりPRIに努めることが求められるため、業務は煩雑化しており、ポータルサイトを増やすことでより一層の煩雑化が進むと予想される。大手システム会社のシステムを導入をするなどして、効率的な管理が求められる。	B	寄附を行っている割合はまだ低いため、今後も寄附者は増加するものと思われる。 ふるさと納税制度創設当初の趣旨とは異なり、返礼品を目標に寄付を行う傾向があり各自治体による返礼品合戦となっているため、返礼品の充実や効果的な広告を打つなどして、他自治体との差別化を図っていく必要がある。	
204	情報発信課	2	1	6	1	企画一般費	庄内総合高校支援事業	庄内総合高校の生徒に対し通学費助成等の支援を行い、入学者の増加を促進するとともに、同校の発展及び地域の活性化を図る。	新入学時の経費助成として20,000円のゆりカードを交付する。通学時の経費助成として定期券代の3割以内の額のゆりカードを交付する。町営バスを庄内総合高校生が利用した場合、使用料を全額免除する。	事業が始まって2年目となるが、中学3年生とその保護者への周知とPRが課題と考える。また、申請や交付の事務についても、効率的な方法を検討していきたい。	D	事業が始まってまだ2年目のため、長期的な事業効果の検証が必要と考える。通学定期助成に関しては、電車及びバス通学の生徒が対象となるため、それ以外の生徒に対する支援内容も検討していくべきか。	
205	情報発信課	2	1	6	2	男女共同参画推進費	男女共同参画社会計画推進事業	男女共同参画社会の形成に資するため、男女共同参画社会推進委員会の開催及び庄内町男女共同参画社会計画の進捗管理を行うとともに、推進体制の充実を図る。	男女共同参画社会計画の推進について委員会へ対して諮問を行い、計画の進捗状況を報告、町に対して答申を行う。 また、平成28年度は、第3次庄内町男女共同参画社会計画を策定予定である。	男女共同参画は、あらゆる分野において関係することであり、委員会からの答申を受け職員への周知は図っていたが、外部施設や町民へ直接周知されていなかった。そのため、平成28年度は広報へ答申の内容を掲載している。また、公募による委員を登用し町民の声が届く委員会を目指す。 庁内の各種審議会の女性登用率向上にも力を入れていく。	A	男女共同参画の推進には、町民の理解と協力が不可欠であり、町民の代表である委員会委員から活発な意見が出されるよう会議資料の工夫や開催時期等を考慮する。全ての分野において関係するため、男女平等意識の浸透に向け、町全体で取り組みをしていかなければならないと考える。また、平成28年4月1日から女性活躍推進法が施行され、女性の社会進出に対して国を挙げて進めていることもあり、情報提供、周知を図りながら社会情勢にあった取り組みをしていく。	
205	情報発信課	2	1	6	2	男女共同参画推進費	男女共同参画啓発事業	固定的な性別役割分担意識を解消し、個人の能力や意欲の醸成を図り、職場や地域などあらゆる分野において活躍できる人材の育成を目指す。	広く町民や事業所に対して、広報やホームページによる男女共同参画の啓発を行い、一人ひとりの意識醸成を図るため、人材育成、ハラスメント、DV等の講座を開催を開催する。	女性人材育成講座の椿げみなーを開催し、地域社会における女性の進出を目指しているが、年々受講者の減少が進んでいる。その一方で、受講者が各種審議会の委員として活躍するなど、一翼を担っている。	A	椿げみなーへ幅広い年代の方からより多く参加してもらえよう、H28年度は講座に託児をつけ、連続講座ではなく興味のある講座を単独で参加できるようにし、講座の持ち方を工夫している。女性の人材育成講座は、あらゆる分野において女性の活躍を推進するためのものであり、今後も事業の継続は必要であると考える。また、広報媒体を活用し更なる啓発に力を入れていく。	
206	情報発信課	2	1	6	3	振興審議会費	振興審議会事業	町振興計画の策定、変更その他町の振興施策の実施に関し、成果の検証・評価を行い、町政に提言することにより町の施策の見直しを図る。	町長の諮問に応じ、町振興計画の策定、変更その他町の振興施策の実施に関し、全体会、分科会、分科会長会により、必要な調査及び審議を行い、答申書・意見書を提出する。	答申書は課長会議で周知され、また所管課による「前回答申に係る進捗状況調べ」を行い、事業運営に反映されている。所管課のヒアリング等行ないながら、総合計画の進行管理・実施計画について審議していく。審議会委員の任期が2年となっているが、公募してもなかなか町民の関心は高いと言えない状況である。	A	総合計画の進行管理、総合戦略事業における効果の検証及び企業振興条例に基づく審議を行っていく上で必要な会議開催回数を確保し、所管課から協力を得ながら効率的に審議・振興審議会運営を行い、各施策に反映される仕組みを展開していきたい。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
207	情報発信課	2	1	6	4	広域行政費（情発）	道路・鉄道・空港関連促進に係る広域連携事業	日本海沿岸東北自動車道建設促進、羽越本線高速化促進、陸羽西線高速化、戸沢村・庄内町地域連携フォーラム等	例年、東京麴町で開催される三県（秋田県、新潟県、山形県）共催の「日本海沿岸東北自動車道沿線市町村建設促進大会」及び「羽越本線高速化促進大会」には、東京庄内会会員から12名程度参加の協力要請をおこなっている。陸西協、地域連携フォーラムにおいては、各団体・集落にその都度協力要請している。	毎年11月上旬東京麴町で開催され、三県関係国会議員、国土交通大臣、国土交通省関係（鉄道局・地域整備局）、JR東日本、県議会（青森、秋田、山形、新潟）協議会等が来賓として出席。山形県150人動員要請のうち本町は14人。昼食会場を予約し、町、議会、東京庄内会で昼食（懇談）。若干の特産品を謝礼としている。他の大会等においても動員要請については積極的に協力いただいているが、それ以上の盛り上がりには至っておらず、今後の取組みのが課題である。	A	広域行政費の負担金については総会等で承認された金額であり事業拡大のものもあるため、本町のみでの節減対策は難しいが、動員要請等早期に対応することで旅費等の抑制は若干可能であると思われる。庄内地方重要要望事項に関する団体の負担金がほとんどである。団体の活動内容に注視しながら、早期実現に向けて協力要請に応えていかなければならない。	
208	情報発信課	2	1	6	6	ふるさと会事業費	東京庄内会総会	庄内町出身で、首都圏に在住する方々との交流を通して、人的、物的、経済的交流の拡大を図る。	・総会及び懇親会開催への支援、協力 ・総会会場における町特産品の販売（業者出店）	首都圏との情報交換や交流を通して、町の活性化につなげる。また、首都圏における本町の特産品の販路及び交流人口の拡大につながるよう活動している。今後、会員の高齢化による会員数の減少及び役員の選出に支障があるか懸念される。	A	首都圏との情報交換や交流を通して、町の活性化につなげる。また、首都圏における本町の特産品の販路及び交流人口の拡大につながるため、今後も自主的な運営を尊重し、財政的支援と連絡調整等を行っていく。	
208	情報発信課	2	1	6	6	ふるさと会事業費	東京庄内会交付金	庄内町出身で、首都圏に在住する方々との交流を通して、人的、物的、経済的交流の拡大を図る。	東京庄内会への交付金の交付	首都圏との情報交換や交流を通して、町の活性化につなげる。また、首都圏における本町の特産品の販路及び交流人口の拡大につながるよう活動している。今後、会員の高齢化による会員数の減少及び役員の選出に支障があるか懸念される。	A	首都圏との情報交換や交流を通して、町の活性化につなげる。また、首都圏における本町の特産品の販路及び交流人口の拡大につながるため、今後も自主的な運営を尊重し、財政的支援と連絡調整等を行っていく。	
209	情報発信課	2	1	6	7	行政改革事業費	行政改革推進事業	効率的な行財政運営を目指すため、行財政改革推進計画の推進を図るとともに、事務事業の改革・改善に努める。	行財政改革推進計画の進捗管理を行うとともに、事務事業評価を実施し、評価対象事業に対して行政評価専門部会議（内部評価）、行政改革推進委員会（外部評価）を開催して、今後の方向性について意見を付し事業の改善を図る。	評価シートについては、これまでも見直しをかけているが、平成28年度からは新たなシートとしたため担当者の事務負担が大きくなっている。今年度実施し、意見を聞きながらシートの改善を図っていきたい。	A	平成28年度評価作業から評価手法を見直し、成果指標に評価の視点を新たに設け、財務会計との連動やより事業内容の改善につながるような仕組みを目指している。新しい評価システムにした初年度であり、今回の結果を踏まえて、来年度以降もより効果的な評価が実施できるよう改善を図っていく。	
210	情報発信課	2	1	6	14	町民の参画と協働推進事業	みんなが主役のまちづくり基本条例	みんなが主役のまちづくり基本条例に則り、町民、町及び町議会が協働したまちづくりを推進する。	町や町議会が主導を取り、より多くの町民が主体性を持って町及び町議会に関わることのできる仕組み及び体制を整え、実践行動として事業を展開する。 平成24年度：条例策定 平成25年度～実践行動事業実施	平成28年度～29年度当初に、条例の検証（目的の達成）が必要である。手法については、今後検討する。	A	町民の事業認知度は上がってきており、条例の検証に向けて今後も実践行動を行い、町民の町政参画を推進していく。	
211	情報発信課	2	1	6	15	地域活性化アドバイザー事業	地域活性化アドバイザー事業	専門的な知識や経験を有する人材を招聘し、幅広い見地からアドバイスを受け、地域活性化の推進と町の課題解決を図る。	課題に対して、的確かつ迅速に指導・助言等をいただき、観光振興・地域活性化につなげるものである。また、町民を含めた官民一体となった会議の際にもアドバイザーとして出席してもらい、町民の意見を町政に反映するための助言をもらっている。	担当課において人選をしているが、謝礼金の基準が統一されておらず、まちまちとなっている。	A	行政課題の専門化、多様化、広域化に伴い、行政内部だけで課題解決に向けた施策立案をしていくことが一層難しいものになってきている。それには学識経験者や有識者など外部の知的資源を有効に活用するアドバイザー制度は、今後も極めて重要な役割を持つものと思われる。	
212	情報発信課	2	1	8	1	地域づくり関係事業費（情発）	住みやすい地域づくり活動交付金	自治会が行う自主的な活動に対する支援	自治会が実施する部落会事業等に対し交付金を審査・交付する。	町内115自治会全てより申請を受け交付している。1度も申請がない小型除雪機整備事業については、積雪の多い地区の自治会より部落の中で管理することができないので、個人毎に支給してほしいという要望があった。	A	自治会の運営に必要な不可欠な助成金であり、継続が必要。ただし、小型除雪機助成については、個人助成も含めて他課との検討も必要。 また、実績報告及び交付申請が4月末から5月初めに行われ農繁期と重なること及び自治会の会長及び会計担当者が変更になり事務が煩雑となることから、自治会の決算の終わる2月末から4月初めの申請が適当と考えられる。	
212	情報発信課	2	1	8	1	地域づくり関係事業費（情発）	集会施設整備事業補助金	コミュニティ活動の拠点となる集会施設等の支援	部落公民館や付帯する駐車場等の集会施設の新築、改修、解体に対し工事費の一部に補助金を交付する。	集会施設の老朽化及び高齢化により、トイレ改修（和式→洋式）や段差解消への要望が高い。	D	H20年度より住みやすい地域づくり事業より独立して単独事業としている関係で、各自治会で申請期間が限定されず申請しやすくなっている。 今後は集会施設の耐震診断や耐震化についても、関係課と検討していく必要がある。	
212	情報発信課	2	1	8	1	地域づくり関係事業費（情発）	コミュニティ助成金	住民組織による地域活動の促進	（一財）自治総合センターの事業を利用し、地域づくり会議等の備品整備事業に助成金を交付する。	社会教育課と調整し、毎年2団体（余目地区、立川地区）申請しているが、採択がここ数年1団体のみ。	A	町では、学区単位で構成している地域づくり会議、振興協議会等を対象としている。旧町学区単位で申請しているが、H25年度から1団体のみ採択となっている。社会教育課、地域団体と打合せを行い、不採択になった場合は、翌年度も申請することを優先し、旧町単位での申請が変わらなければ「H23年度からの順位づけ」で進めることになっている。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
213	情報発信課	2	1	8	2	花のまちづくり事業費	花のまちコンクール・学習会事業	花と緑を通した町民のまちづくりへの積極的な参画と、生き生きとした美しい地域の創設を促進する。	街路、交通島、花壇等で花を植栽し、地域の快適な環境づくりと景観の美化に努めている団体を対象にコンクールを実施する。 また、講師を招いて花の植栽や土づくりなどの知識を学ぶ学習会を開催し、事業が充実したものとする。	コンクール、学習会ともに一定の応募があり、充実した内容となっている。また、コンクールの講評や学習会の内容を次年度の活動に生かしている団体が多数見受けられた。	A	参加団体(者)数が増加傾向にあり、充実した活動となっている。今後も地域の快適な景観づくりのため必要な事業と考えるので、より良い事業内容となるよう試行錯誤していく。	
213	情報発信課	2	1	8	2	花のまちづくり事業費	花苗・肥料の配布、拠点事業	花と緑を通して、町民が積極的にまちづくりに参画し、生き生きとした美しい地域づくりの推進を図る。	町内の自治会、学校、事業所等を対象に、花苗の希望を募り、花苗及び肥料(堆肥・有機化成肥料・苦土石灰)を配布する。 また、参加団体のうち街中や人の往来の多い道路沿いの花壇や国・県道に設置されている交通島等を拠点に指定し、事業の更なる広がりを図る。	参加者の高齢化により、植栽活動が困難な団体が出てきている。事業規模を維持するため、新規参加者を募る活動を行っている。	A	事業にかかる経費は、近年縮小傾向にあり、参加団体数も1、2団体の変動はあるものの落ち着いてきている。財政係より、平成26年度に花苗の本数を制限するよう指示があったこともあり、今後も現状の規模で事業を展開していく。 平成27年度の議会で、配布する花苗にラベンダーを取り入れる提案がされた。ラベンダーは多年草で手入れは簡単だが、開花期間が5月～7月と非常に短く、当事業が、秋まで活動することを考慮すると、配布するのは避けたい品種である。しかし、ウィンドームで積極的な栽培をしていることもあり、要望があれば、長期的には経費削減にも繋がるため検討する余地はあると思われる。	
214	情報発信課	2	1	8	6	町営バス等運行事業費	デマンドタクシー運行事業	交通空白地帯を解消するため、一般乗合旅客自動車運送によるデマンドタクシーを運行し、交通弱者の移動手段を確保する。	三ヶ沢狩川線と出川原狩川線の2路線を運行し、定額料金制としている。効率的で利便性の高いデマンド型交通(予約型)を採用しており、運行業務は事業者へ委託している。	利用者は前年度比で331人増、うち一般(シルバー)利用者は0人となっているため、収入がない状態での運行となっている。乗合制による効率化を図っているものの、毎日利用する利用者もいるため、今後も経費は増加すると思われる。	A	経費負担の増加は課題であるが、使用料の値上げ等は現在検討していない。住民サービスであるため、今後も事業を継続するべきと考える。	
214	情報発信課	2	1	8	6	町営バス等運行事業費	生活交通バス運行維持費補助金交付	他自治体に乗入れする事業者の路線バスを維持することにより、交通弱者の移動手段を確保する。	庄内交通網が運行する酒田(日本海病院)余目線、鶴岡(モール)清川線の2路線の運行にかかる赤字を補助金として交付し、運行を維持している。補助金については、酒田市及び鶴岡市と負担している。	前年度比で利用者数は-41人、補助金の交付額は817,000円増加した。また、住民からの関心が低いことから、事業者からは撤退の要望が出ている。 地域公共交通の国庫補助金はあるが、酒田(日本海病院)余目線は国庫補助落ち路線、鶴岡清川線は活用しているが廃止代替路線となっている。	A	路線バスの方向性については、鶴岡市及び酒田市と数回に渡り協議を行っている。鶴岡(モール)清川線については、平成27年度から国庫補助金を活用しているため、経費負担は少なくなっている。酒田(日本海病院)余目線については、国庫補助落ちした路線であるため、今後も国庫補助は見込めないが、学生利用が多いため、単純に利用者が少ないため路線廃止という選択が出来かねている。また、北部定住自立圏を進める中、酒田市との往来手段を断つことは避けるべきである。 よって、今年度は現状のまま運行し、乗車調査等によりさらに利用状況を把握し、事業者及び他自治体との協議を進めることが望ましいと考える。	●
214	情報発信課	2	1	8	6	町営バス等運行事業費	町営バス運行事業	交通空白地帯を解消するため、自家用有償旅客運送による町営バスを運行し、交通弱者の移動手段を確保する。	立川地域と余目地域を結ぶ幹線路線と余目地域を中心とする循環路線の2系統6路線を運行し、幹線路線は地域制料金、循環路線は定額制料金としている。また、高齢者等に対する割引制度のほか、庄内総合高校生支援の一環として、生徒の使用料を免除している。	利用者は、前年度比で2,661人増、うち一般利用者は-2,719人となっている。収入源である一般利用者が大幅に減少したため、収支は約2,000万円の赤字となっている。また、地形的条件(南北に長い、立谷沢川)により一日に走行可能な便数が限られること、利用者が希望する施設に停留所がないなど、改善の必要がある。単独乗降が困難な利用者が増加しており、そのサポートも課題である。	D	財政負担は、年々増加しており、利用者は減少している。高齢者が増加し、自力での移動手段を持たない人の割合が増加しているにもかかわらず、利用者数が伸び悩んでいるのは、公共交通についての周知不足と利便性の低さが原因であると考えられる。しかし、経費の削減や本町の地形、乗車率等を考慮すると、単純に増便という方法で対応することは難しく、利便性の向上には直結しないと考える。 乗車率を考慮すれば、将来的には定時定路線型を一部デマンド型へ変更し、空輸送を削減することで利便性の向上や経費の縮小を図ることが望ましいと思われる。 また、町内の新施設へ停留所を設けることも必要である。	
215	情報発信課	2	1	8	13	定住促進対策事業費	定住促進対策事業	移住・定住の推進に取り組むことで、人口の減少に歯止めをかけることができるほか、外部人材を地域社会に迎え入れることで、地域の生産活動やコミュニティ活動の活性化を図る。さらに、都市からの来訪者や移住者を増やすことで、地域経済に寄与する。	庄内町の魅力や定住支援対策を掲載したガイドやリーフレット、定住支援サイトによる情報発信。移住コーディネーターの配置。山形県移住交流推進協議会が主催する「やまがたハッピーライフカフェ(移住セミナー)」への参加。	・定住支援サイトは平成27年10月に町ホームページのリニューアルに伴い新しくなったが、空き家情報に特化しているため、移住全般(就職、就農、子育て等)に関する情報について効果的に発信できるようなコンテンツに修正する必要がある。 ・リーフレットやガイドは平成19年度からほぼ様式が変わっていない。	B	・新たに空き家・空き店舗を活用した「移住・婚活窓口(仮称)」を開設し、土日も含めて対応を行ったり、結婚相談員、結婚支援員との連携や三学年合同同窓会実行委員会との連携を行う。 ・移住体験ツアー、町単独での移住セミナーの開催等、各地で行われている移住事業にも加わり、移住先として庄内町をPRする事業を展開する必要がある。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
215	情報発信課	2	1	8	13	定住促進対策事業費	宅地分譲支援事業補助金	定住人口の増加並びに町の活性化の促進。	山形県庄内町土地開発公社が庄内町松陽地内に実施する住宅団地の分譲宅地を購入した者に対し、補助金を交付する。 ①早期住宅建設支援事業 宅地分譲契約締結後3年以内に住宅を建設した場合、住宅の固定資産税相当額を3年間交付。 ②緑化奨励事業 生垣を設置した場合、事業費の2分の1(上限10万円)を交付。		A	27年度に松陽住宅団地が完売したため、29年度で事業を廃止する予定。	
215	情報発信課	2	1	8	13	定住促進対策事業費	三学年合同同窓会事業実行委員会助成金	当該年度中に満29歳、30歳、31歳を迎えるこれからの地域を担う若者同士のネットワークを構築し、Uターン、結婚等の機会を提供する。	「三学年合同同窓会(仮称)」を行う実行委員会に対して、助成金を交付する。		A	本町出身の若者たちがふるさとの振興発展を願い語り合う場の設定、また、出会いとUターンのきっかけを創出し、町の子育て環境等町政に対する理解を深め、安心して回帰できる機運を醸成するために、毎年度開催する必要がある。	
216	情報発信課	2	1	8	15	定住促進空き家活用事業費	定住促進空き家活用事業	町内にある空き家を活用して定住者の住宅を確保することで、より効果的な定住促進を図る。	定住促進空き家活用事業は、過疎地域等活性化推進交付金を活用し空き家5軒を町が所有者から10年間借りてリフォームし、10年間貸し出ししている事業である。	現在、改修した5軒すべてに入居者がいる状態。	A	空き家所有者への賃貸料の支払いもあるため継続していく必要がある。戸数を増やすかについては要検討。	
217	情報発信課	2	1	8	16	婚活支援事業費	婚活支援窓口	近隣市と協力した広域での結婚支援や情報発信、出会いの場の提供を進め、若い世代が積極的に結婚活動に参画できる環境を整える。また、結婚に対して前向きな気持ちを持てるような啓発活動をすることで、町全体の結婚に対する気運の高まりや、出会いの機会の増加、町内外の結婚の促進による地域の活性化を図る。	婚活支援窓口の開設及び相談員の設置(H27.8)、やまがた縁結びたいへの登録(H27.12)による各種結婚相談及び仲人活動。支援員の設置(H28.8予定)	婚活支援窓口への相談者が少ない。窓口の開設が平日のみなので、家族が相談がくるが、その後の本人が窓口にくるまでには繋がらない。なかなか成果がみえない、出づら事業なため、長期にわたる戦略が必要。	B	窓口が役場の開庁時間と同じため、結婚希望者本人が来庁することが少なく、家族が相談しているケースが多い。よって希望者本人が直接相談できる場所、時間帯が必要なため、定住促進対策事業と合同で空き家・空き店舗を活用した「移住・婚活窓口(仮称)」を開設し、土日も含めて対応を行ったり、結婚支援員との連携や各種少人数のイベントやセミナーを継続的に行ってきたい。	
217	情報発信課	2	1	8	16	婚活支援事業費	婚活支援事業補助金	近隣市と協力した広域での結婚支援や情報発信、出会いの場の提供を進め、若い世代が積極的に結婚活動に参画できる環境を整える。また、結婚に対して前向きな気持ちを持てるような啓発活動をすることで、町全体の結婚に対する気運の高まりや、出会いの機会の増加、町内外の結婚の促進による地域の活性化を図る。	出会いの場を積極的に創出する事業を実施する町内の団体に対し補助金を交付する。地域内での結婚支援の意識と情報を共有できるよう、つるおか婚活支援ネットワークへの参画を促す。	申請者がJAあまらめ青年部のみ。28年度については、JAあまらめ青年部より婚活イベントを行わない旨の連絡があった。1団体、5万円上限/年の交付では、なかなか成果があらならない。	B	参加者を集めるために大変苦労されている。収支をみると、参加費で参加者の飲食費が賚えず、当補助金の対象外となっていることから、主催者側の負担が大きい。 事業者が婚活イベントを行うことは、町の活性化や婚活についての応援団を形成することに必要ことから、①飲食費の一部を賚えるようにする②つるおか婚活支援ネットワーク登録団体に限定しない③1会計年度に1事業と限定せず、複数の事業で精算可とする④上限額を引き上げる⑤企業間及び企業内の合コンも対象とする⑥相談や支援員のアドバイスを受ける等が必要であると考えられる。	
217	情報発信課	2	1	8	16	婚活支援事業費	街コン実行委員会補助金	近隣市と協力した広域での結婚支援や情報発信、出会いの場の提供を進め、若い世代が積極的に結婚活動に参画できる環境を整える。また、結婚に対して前向きな気持ちを持てるような啓発活動をすることで、町全体の結婚に対する気運の高まりや、出会いの機会の増加、町内外の結婚の促進による地域の活性化を図る。	出会いイベントを開催する。	名称が「街コン」だが、街コン形式はH25に行い、H26及びH27は町内飲食店でパーティ形式で行った。開始した3年前とは違い、庄内管内でも毎週末1箇所以上婚活パーティが開催されており、その中で集客が難しい。	F	庄内総合支庁との情報交換では、どこのイベントも「定員割れが続いている」「参加者が減っている」「同じメンバーしか集まらない」等の問題があるとのこと。 地元の出会いイベントに参加せず、近隣市町のイベントに参加する傾向(参加者の2/3が町外の方)もあり、出会いイベントへの参加以前のセミナーや掘り起こしの方が重要と思われる。	
217	情報発信課	2	1	8	16	婚活支援事業費	婚活学習会・相談会	近隣市と協力した広域での結婚支援や情報発信、出会いの場の提供を進め、若い世代が積極的に結婚活動に参画できる環境を整える。また、結婚に対して前向きな気持ちを持てるような啓発活動をすることで、町全体の結婚に対する気運の高まりや、出会いの機会の増加、町内外の結婚の促進による地域の活性化を図る。	婚活のノウハウを学ぶことができる講習会や相談会を開催する。	参加者の年齢層が高い。参加者中、20代が少ない。参加者は男性や親世代が多く、女性本人が少ない。男性参加者は、30代中～40代になって初めて動く人が多い。 恋愛・結婚については、プライベートに関わり、扱いが繊細なため、「婚活」を隠しての開催の必要がある。	B	対象者を区切り、子持ち、離婚経験者、中高年向けや中高生対象のセミナーも考えられる。 また、サークルのように継続して活動していくことも必要。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業
218	情報発信課	2	1	8	19	集落表示板管理事業	集落表示板管理事業	集落表示板及び旧町で設置した旧表示板の適正な管理に努める。	主に暴風があった場合等に適宜状態を確認し、必要に応じて修繕・撤去を行う。自動車等による損傷事故があった場合は、保険代理店と当事者と連絡をとり、現状回復するように指導を行う。	加害者が不明のものについてはその都度、庄内警察署に照会をしているが、当て逃げで事故の報告がないものも多い。	A	毎年、数カ所が損傷・破損等しているため、今後も管理に係る費用が必要である。
219	情報発信課	2	1	9	1	電子自治体推進事業費	電子自治体推進事業	現行の情報システムの安定稼働及びセキュリティ対策の強化を図りながら、経費削減を目指す。	更新する機器の優先順位を設定し、5カ年計画により更新・整備を進めつつ、セキュリティ強化を図る（H27年度は4年目）。保守切れではあるものの、安定稼働している既存機器を有効活用し、故障時の代替機器としてストックしながら更新サイクルを伸ばし運用することで、将来的経費削減に努めている。	IT環境があらゆる業務に必要な不可欠な現状において、巧妙化するサイバー攻撃から、いかに情報システムを守っていくかが、役場業務を安定稼働させるためにも重要になる。しかし、最新のセキュリティシステムの導入には多大な経費を必要とするが、国が示すガイドライン等に基づく水準のセキュリティ対策の整備を図る必要がある。	A	本庁舎整備や次の5ヶ年計画に基づく情報機器の整備について、一括導入からリースによる費用の平準化、所有型から利用型への変換など時代に即したシステム運用を検討しながら、経費やセキュリティ対策の両面から二重投資にならないように将来像を見据えて対応していく必要がある。また、巧妙化するサイバー攻撃に対して、予防対策や防止対策の機能をメインにした機器整備だけでなく、今後は、検出対策や対応策の機能にも力を入れ、情報セキュリティインシデントが発生した場合を想定した運用・機器等の整備を図っていく必要がある。
220	情報発信課	2	1	12	1	国際交流事業費	国際交流員の配置	国際交流団体と連携し、町民の主体的な国際交流や協力活動を支援し、グローバルな人材育成と地域の活性化に努める。	国際交流員を配置し、各種事業の展開及び在住外国人へ支援する。	嘱託職員となっているため、平日夜間及び週休日に勤務した場合の手当がないことと、平日日中の振り替えで対応している。	A	嘱託職員制度の見直しに伴い、これまでの交付金に人件費を加え国際交流協会の職員として雇用する方向で進める。
220	情報発信課	2	1	12	1	国際交流事業費	庄内町国際交流協会交付金	国際交流団体と連携し、町民の主体的な国際交流や協力活動を支援し、グローバルな人材育成と地域の活性化に努める。	庄内町国際交流協会への交付金の交付	交付金は、年度当初の概算払、年度末の精算方式としている。	A	今後もこの形態で継続する。
221	情報発信課	2	1	12	2	友好町交流事業費(情発)	庄内町国際交流協会被災者支援事業特別交付金	南三陸町等と町民が交流する活動を支援する。	町内の団体が、南三陸町及び東日本大震災による被災者と支援・交流する活動及び事業に助成する。	毎年活用している団体は多いが、新規に活用する団体も各年度出ている。	A	今後も現状で継続する。
222	情報発信課	2	1	14	1	庁舎等建設事業費	役場庁舎整備検討事業	本町の防災拠点機能の強化を中心とした整備を図る。	老朽化・耐震強度不足となっている本庁舎の建替えと併せ、西庁舎の改修、車庫・倉庫建替え、外構工事など、敷地内全体の整備を行う。	合併特例債の活用期限である平成32年度までの完成が求められるが、震災復興事業や東京オリンピックによる資材物価等の変動が考えられ、工期への影響が懸念される。	A	合併特例債の活用期限までに完成することが必須条件であり、計画を確実に実行していくことが求められる。
223	情報発信課	2	5	1	2	統計調査総務費	統計調査総務費	統計資料の作成 庄内町統計調査員協議会の活動支援	「庄内町の統計」印刷製本 庄内町統計調査員協会へ交付金の交付	統計調査員の高齢化が進んでいる。各行政区より推薦をいただいているが担い手が少ない。人材確保に向けての取組みが必要と考えられる。	E	庄内町統計調査員協議会への交付金については、事業を実施する上で必要経費となっているが、毎年販売部数が落ち込んでいる「町民手帳」の発行のあり方を検討する時期に来ている。「庄内町の統計」の発行のあり方と一体的に改善を図っていきたい。
224	情報発信課	2	5	2	1	工業統計調査費	工業統計調査費	工業統計調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。	(法定受託事務) 全国の製造事業所を対象に実施される調査で、県知事が任命した統計調査員が対象事業所を訪問し、調査票への記入依頼及び回収を行う。	統計調査員の高齢化が進んでいる。各行政区より推薦をいただいているが担い手が少ない。人材確保に向けての取組みが必要と考えられる。	A	工業統計調査は、統計法に基づいて実施される基幹統計調査のため、町独自の改善の余地はないと思われる。
225	情報発信課	2	5	2	2	学校基本調査費	学校基本調査費	学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。	(法定受託事務) 学校教育法に規定されるすべての学校、および市町村教育委員会を対象に毎年実施され、5月1日時点の学校数、学級数(小中高校など)、学部数(高等教育機関)、在学者数、長期欠席者数、教職員数、学校敷地の面積、学校建物の面積、学校経費、卒業生の進路状況などが調査対象となっている。	予算的には、基幹統計調査費として情報発信課となっているが、実際の調査事務については、教育課が行っている。	A	学校基本調査は、統計法に基づいて実施される基幹統計調査のため、町独自の改善の余地はないと思われる。
226	情報発信課	2	5	2	10	経済センサス調査費	経済センサス調査費	全産業分野の経済活動の状況を同一時点で網羅的に把握するとともに、各種の統計調査を行う際の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的とする。	(法定受託事務) 国内に存在する事業所や企業の捕捉を目的とする基礎調査と、売上や費用などの経理項目に重点をおく活動調査の二つがあり、県知事が任命した統計調査員が対象事業所を訪問し、調査票への記入依頼及び回収を行う。	統計調査員の高齢化が進んでいる。各行政区より推薦をいただいているが担い手が少ない。人材確保に向けての取組みが必要と考えられる。	A	経済センサスは、統計法に基づいて実施される基幹統計調査のため、町独自の改善の余地はないと思われる。
301	税務町民課	2	2	1	2	税務行政費	固定資産税・都市計画税賦課	地方税法に定められた評価基準に基づいて評価額を算定し適正な課税を行い、健全な財政運営のための自主財源を確保する。	賦課期日(毎年1月1日)現在、庄内町に固定資産を有する者に対する賦課業務	地方税法に定められた評価基準に基づき適正に課税している	A	公平で適正な課税の推進

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
302	税務町民課	2	2	2	1	賦課徴収事務費	固定資産税・都市計画 税賦課	地方税法に定められた評価基準に 基づいて評価額を算定し適正な課税 を行い、健全な財政運営のための自 主財源を確保する。	賦課期日（毎年1月1日）現在、庄内 町に固定資産を有する者に対する賦課業 務	登記の異動、現地調査、新築・増築・滅失 家屋等の確認を行い、翌年度課税に向け確認 した内容を基幹系税システムに入力してい る。また、毎年5月、納税義務者宛に納税通 知書・明細書等発送作業を行っている。調 定表の作成、特殊な賦課異動入力について は、委託業者の方からサポートいただいでい る。	A	公平で適正な課税の推進	
302	税務町民課	2	2	2	1	賦課徴収事務費	住民税・諸税賦課	法令等に基づき適正で公正な課 税・自主財源の確保	申告等に基づき町民税（個人・法 人）、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税 及び入湯税の課税決定を行う。	毎年行われる税法や税制の改正に適切に対 応し、適正かつ公平な課税を行うために、常 に課題の抽出とそれを克服するためのアイ デアを掲げ続け、持続的に対応しなければなら ない。	A	公平で適正な課税を推進と、納税者の信頼 確保と説明責任を果たすため、業務環境を整 える。	
302	税務町民課	2	2	2	1	賦課徴収事務費	税徴収事務	税の徴収を管理し、税負担の公 平、公正を確保する。	滞納者に対する督促及び催告を行い納 税を促す。また、口座振替を推進するな ど、納め忘れの防止に努める。 滞納者に対しては、事情を聞いたり調 査を行い、執行停止や分納あるいは処分 などを行い収納率の向上を図る。	平成24年度に町税等滞納削減第2次アク ションプランを策定し収納率の向上を図つて いるが、滞納者の状況は千差万別であり、 個々の案件に対する相談や調査に要する労力 は大きく、機械等で省力化できる余地は少な いのが現状である。 滞納者の中には浪費癖があるなど、身の丈 に合わない生活習慣の人も多く、納税意識を 高め自主納付を促すためには、地道な納税相 談を積み重ねると適切な処分の執行が必要であ るが、その見極めが難しい業務である。	A	「町税等滞納削減！第2次アクションプラン」は、平成24年度～平成27年度の4年 間の計画であったが、毎年度見直しをしながら 実施してきた。 その4年間を総括し「町税等滞納削減！第 3次アクションプラン」を平成28年度～平 成32年度の5年計画とし、第2次アクシ ョンプランと同様に毎年度見直しをかけなが ら、継続して収納率向上を図る。	
303	税務町民課	2	3	1	2	窓口事務費	窓口事務	関係法令に基づき戸籍、住民基本 台帳等の各種届出、登録、記載、証 明書の発行等に関する事務を行う。	住民基本台帳法等関係法令に基づき正 確な居住関係を登録、身分関係を公証、 管理し、住民票、戸籍、税等各種証明書 の交付を適正に行うことにより町民の利 便性を図る。	町民の利便性を図るために、閉庁時間での 住民票等交付電話予約サービスや、来庁者の プライバシー保護、待ち時間の公平のため に、番号札を活用している。情報をシステムに よる一元管理によって事務の効率性が推進され る反面、システムの複雑化に伴い業務も複雑 化している。さらに、町民の住所等の異動に 伴い、他課の業務を一部担う等、本来の業務 以外の業務もあり煩雑化している。	A	マイナンバー制度が施行され、窓口業務も 益々複雑化している。業務のマニュアル化を 図る等、業務が停滞しないように町民サー ビスの向上に努める。	
304	税務町民課	2	2	3	3	地域人権啓発活動活 性化事業	人権の花運動	花の苗を児童が協力しながら育成 することを通して、協力、感謝する ことの大切さを学ぶとともに、やさ しい思いやりの心を体得させ人権思 想をはぐくむ。	5月下旬に花苗の植付式を行う。プラン ターに植えて管理する。11月に終了式を 兼ねて人権啓発の授業を行う。	教育委員会、小学校との連絡を取りなが ら事業を実施している。人権の言葉、意味を 知ってもらうために小さい頃からの意識付け は重要である。現在は立川地域だけの取組み になっているが、全町にわたって事業展開 を行いたいと考えている。ただし、全町展開 するには、関係機関の協力、予算の関係等が 得られなければ難しいものとする。	F	人権の花運動を実施していきたいと思 うが、学校側との調整、予算の確保が難しく なっている状況にある。法務局を通じて人権 擁護委員が学校側へ働きかけを行い、実施に 到った経過がある。人権側としては継続して 実施していきたいが、事業実施のねらい、進 め方について、学校側との考え方に多少ずれ を感じている。人権側だけで単独で活動する のも難しく、今後の実施については休廃止を 含めて検討が必要である。	
305	税務町民課	3	1	3	2	年金制度普及推進費	年金制度普及推進事業	国民年金制度の周知及び法定受託 事務である国民年金事務の適正な執 行と日本年金機構との協力・連携に より制度の円滑な運営を図り、町民 の年金受給権の確保に寄与する。	（法定受託事務） 町広報紙や町ホームページ等への掲 載。 日本年金機構への各種申請の受領事務及 び日本年金機構における書類審査に必要 な情報の提供。	国民年金制度の煩雑さに加え度重なる制度改 正により、町民からの様々な年金相談への対 応に苦慮している。 受領した各種届書は紙ベースで数日分をま とめて送付しているため、日本年金機構の データ反映までに時間を要する。オンライン による報告が考えられるが、町単独での対応 は困難である。	A	法定受託事務であり、町単独で改善を行う ことは困難であるが、日本年金機構と連携し 合理化・効率化を図っていきたい。	
306	税務町民課	3	1	4	1	福祉医療費	心身障害（児）者医療 給付事業	重度心身障害者の医療費の自己負 担額を助成する。	重度心身障害者の医療費について、対 象となる者の医療費の自己負担額を助成 する。	重度心身障害者医療給付額の増加。	A	福祉医療制度として十分に浸透し周知され ている事業となっている。	
307	税務町民課	3	1	4	1	未熟児養育医療費	未熟児養育医療費	医療を必要とする未熟児に対し医 療給付を実施する。（平成25年度か ら県から移管された。）	養育のため病院又は診療所入院する ことを必要とする未熟児に対し、その養 育に必要な医療の給付を行い、又はこれ に代えて養育医療に要する費用を支給す る。国1/2、県1/4、自己負担（子育て支 援医療給付負担）、町一般財源からなる 事業である。	医療機関、母子保健担当と連携を図り未熟 児に対し療育医療の給付を行っている。	A	平成25年度に山形県から移管された事業で ある。未熟児の親の経済的負担及び精神的負 担を軽減するため、この事業は必要である。	
308	税務町民課	3	1	5	1	後期高齢者医療費	後期高齢者医療制度事 業	○後期高齢者医療特別会計への繰出 金 ○後期高齢者医療療養給付費負担金	後期高齢者医療事業	医療費と低所得者への保険料軽減に対する 町が支出する経費のため、今後も増え続け る。	A	高齢者の医療費は年々増加傾向にあり、国 からの通知で負担率が10.73%から10.99%に 引き上げられました。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
309	税務町民課	6	1	10	1	地籍管理費	地籍管理費	システムデータ化した公図を管理し、分筆や合筆などの異動処理を適正に行うことにより、土地図面データとして活用できる状態を保つことを目的としている。	主に、システムデータ化した公図の管理及び登記異動に基づく分筆・合筆処理	分筆や合筆などの異動処理を適正に行い、土地図面データとして活用している。	A	法務局と同等の精度を確保し、固定資産税の賦課する際の基礎資料とすることはもとより、各課で実施する事業の基礎資料として活用するため、今後もこれまで同様の事業展開が望まれる。	
310	税務町民課	—	—	—	—	国民健康保険（特別会計）	国民健康保険	保険事業の健全な運営を目指す。	資格の適正化、適正給付、適正賦課、収納率向上、保健事業等	被保険者の国保税と国庫負担金等を財源として、保険医療給付費や事務費等の支出を賄い、保険財政の均衡を図りながら事業を進めているが、積立基金の取り崩し対応や一般会計からの法定外繰入対応など事業運営が厳しい状況にある。構造的な課題として、国保加入者（被保険者）の年齢構成が高く、医療水準も高い。反面、所得水準が低く、加入者一人当たりの税負担が重いという課題がある。	A	30年の県との共同事業に向け、健全な国保会計の運営に努める。	
311	税務町民課	—	—	—	—	後期高齢者医療保険（特別会計）	後期高齢者医療保険	保険給付を担う後期広域連合への負担金納付、被保険者への資格等に係る適正な事務を行う。	後期高齢者医療事業	◎高齢者（75歳以上）のため、制度を理解していただくための工夫と保険料の納付の徹底。	A	2年度との保険料率の見直しに合わせ、被扶養者の9割軽減廃止となる予定のため滞納者の増加が予想される。	
312	税務町民課	3	1	1	8	繰出金	国保会計繰出金	国保会計への繰出を行う。	国保会計への法定繰出及び法定外繰出を行う。	低所得者が増えているため、保険税の軽減が図られるため法定繰出が増額している。なお、法定繰り出の一般財源は交付税措置されている財源である。医療費の伸びに国保税の賦課が追いついていないため、国保会計は赤字化している。そのため、法定外繰出をして赤字補てんをしている状況である。今後は法定外繰出により基金積立をし、基金と国保税収入で会計を安定化させる必要がある。	C	30年の県との共同事業に向け、健全な国保会計の運営に努める。	
401	保健福祉課	2	1	6	1	企画一般費	地下水利用対策事業	限りある貴重な資源である地下水の有効かつ適正な利用と保全に努め、地域共有の財産として地域社会の健全な発展を目指す。	山形県からの受託により地下水位施設の管理及び観測を実施している。庄内南部地下水利用対策協議会において地下水の適正かつ合理的な利用を推進し、地域の健全な発展を図るため、研修会や啓発活動を実施している。	地下水位施設の管理及び観測業務については、山形県からの受託金額と同額で業務委託をしているが、用紙や観測用のカートリッジペンといった必要な消耗品にかかる費用は町の負担となっていることもあり、県が町を通さずに直接委託契約により実施できれば消耗品費の支出が不要となるが、現状では実現困難であるため、引き続き同様の形で実施していくことになる。	A	地下水位施設の管理及び観測業務については、山形県から受託をし、同額で業務委託をしている。用紙や観測用のカートリッジペンといった必要な消耗品にかかる費用は町の負担となっていることもあり、県が町を通さずに直接委託契約により実施できれば消耗品費の支出が不要となるが、現状では実現困難であるため、引き続き同様の形で実施していくことになる。	
402	保健福祉課	3	1	1	2	社会福祉総務費	社会福祉総務事業	地域福祉の推進体制の充実	・保護司との協力により行う「社会を明るくする運動」 ・その時々地域福祉の課題等をテーマに「福祉まちづくり講演会」の開催 ・生活困窮者対策「灯油購入費助成事業」 ・他地域福祉充実のための関係事業等	地域福祉の推進体制の充実のため、町民ニーズの把握、関係各課や関係団体等との連携に努める必要がある。	A	地域福祉推進体制の充実のため、その時々に応じた事業を展開する必要があるため現状のまま継続が必要と考えられる。	
403	保健福祉課	3	1	1	3	社会福祉団体等助成費	社会福祉団体等助成事業	地域福祉推進のため関係団体運営の支援。民生委員推薦会の開催。	・民生委員・児童委員協議会、余目遺族会、社会福祉協議会へ補助金を交付する。 ・民生委員推薦会を開催し、民生委員の任命の推薦を行う。	余目遺族会への「慰霊祭」に係る費用の補助金については、H28より「庄内町戦没者追悼式」として事業内容を精査し、社協へ負担金を支出することにより補助金を廃止。	C	社会福祉協議会及び民生委員・児童委員協議会への補助金は必要と考えるが、事業内容を精査し適正な補助金の支出に努める。	
404	保健福祉課	3	1	1	4	障がい児・者福祉事業費	障がい児・者福祉事業	障害者総合支援法に基づいてサービス以外に必要なとされる事業や、障がい児・者に対して支援するため事業を実施する。	県補助対象事業や、総合交付金対象事業及び町単事業を実施。	町単事業については、ニーズを把握し事業を実施する。	A	現状を維持したいと考えるが、町単事業の場合は財源的な事も考えながら、ニーズにあった事業を展開する必要があると考える。	
404	保健福祉課	3	1	1	4	障がい児・者福祉事業費	庄内町社会参加促進事業	障がい者の社会参加を促進するため、タクシー券・ガソリン券を発行する。	町内に住所を有し、居住している障がい者（障害級・部位に対して規定有）に対し、タクシー券・ガソリン券を1年間1人あたり40枚を発行する。（タクシー利用補助事業：1枚あたり600円。給油補助事業：補助券1枚あたり1ℓ）	対象者の見直しを定期的実施するか、または毎年申請する事により適正な交付が実施することができるかと考える。	D	今後も対象者の精査の方法や、事業内容が類似している「高齢者運転免許証自主返納支援事業」との精査が必要であるので、改善・見直しをして継続	
405	保健福祉課	3	1	1	7	日赤バス運行費	日赤バス運行事業	日赤バス（ハイエース15人乗り）の維持管理を行う。	安定した運行が出来るよう、適正に管理する。	日赤バスはひまわり園の送迎に主に利用されていることから、今後も適正な管理が必要と考える。	A	バスの利用がひまわり園の送迎が主であるため、日赤バスであるため今後も町が管理する必要があるため、現状維持と考える。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
407	保健福祉課	3	1	1	12	地域生活支援事業	地域生活支援事業	障害者総合支援法の規定により、障がい者・児が地域において自立して生活できるように、地域の特性や利用者状況に応じて地域生活支援事業による支援を行う。	市町村で行う必須事業は、相談支援や成年後見制度、移動支援、地域活動支援センター、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業など生活に直結するサービスとなっている。また、訪問入浴サービスや点字・声の広報等発行などの任意に行なう事業を、地域の実情に合わせ実施している。	地域生活支援事業においては、必須事業のほか任意事業も実施しているが、一般財源の占める割合が大きいため、補助対象外となった事業等については、事業の必要性を見極めて事業の継続について検討して行く必要がある。	D	地域生活支援事業においては、必須事業のほか任意事業も実施しているが、一般財源の占める割合が大きいため、事業の見直し等を検討して行く必要がある。	
408	保健福祉課	3	1	1	14	障害児通所支援事業	障害児通所支援事業	児童福祉法の規定により、障がい児に対する障害福祉サービスの提供を行う。(平成24年度より制度改正)	障害者総合支援法においては、障害児に対するサービスは、在宅サービスしか設定されていないため、通所による支援を受けたいとき(障害児通所支援:児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等)や、入所施設を利用したい場合(障害児入所支援)は、児童福祉法によって規定されているサービスを利用することになる。	年々増加傾向にある給付費であるが、H28.4から放課後等デイサービスの支給基準の見直しがあった。しかしながら、早期の支援が必要とされることから、児童発達支援や保育所等訪問支援サービスの増加が予想される。	A	国の基準により、各事業所が障害児通所支援サービスを提供しており、利用を制限することはできないため今後も現状のとおり継続する。	
409	保健福祉課	3	1	1	15	障害者総合支援事業	障害者総合支援事業	障害者総合支援法の規定により、障がい者に対する障害福祉サービスの提供を行う。(H26より法改正)	総合支援法でに基づく自立支援給付は、事業所で行われる直接的な介護を行う介護給付と就労支援や生活能力の維持、向上などのため行われる訓練等給付があります。その他、相談支援事業、自立支援医療(育成・厚生・精神通院)、補装具に係る給付事業。	障害福祉サービスの利用を制限することはできないので、今後も国の支給基準に基づき適正な支給決定を行う。	A	国の基準により各事業所が障害福祉サービスを提供しており、利用を制限することはできないが、国の支給基準に基づく適正な支給を行っていき現状維持とする。	
410	保健福祉課	3	1	1	16	臨時福祉給付金給付事業	臨時福祉給付金給付事業	消費税の引上げによる影響を緩和するため、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として給付金を支給する。	平成27年度分の住民税が非課税の者に対して、1人につき6,000円を支給する。住民税課税者に扶養されている者または生活保護を受給している者を除く。	国の実施要綱に基づき実施。H28についても事業が継続される事が決定。できるだけ多くの方に申請して頂けるよう、周知徹底していく。	A	国の実施要綱に基づき実施。H28についても事業が継続される事が決定。できるだけ多くの方に申請して頂けるよう、周知徹底していく。	
411	保健福祉課	3	1	2	1	在宅老人対策費	おむつ支給事業	在宅のねたきりの高齢者に対し、おむつを支給し、本人及び家族の経済的負担を軽減するとともに在宅福祉の向上を図る。	1ヶ月に1枚、基準に相当する支給券を発行する。 本人及び世帯員全員が非課税の場合、1ヶ月8,000円券を支給。本人が非課税、世帯員が課税ありの場合、1ヶ月5,000円券を支給。本人課税の場合、1ヶ月2,000円券を支給。	殆どの申請は、ケアマネージャーから申請を受ける。支給対象者かどうかは、はっきりしているが、本当にその家族が必要としているのか?制度があるから紹介しているのか疑問。これから高齢者がどんどん増加していけば、町での負担も増加していく。	D	現在の要綱では、介護保険施設に入所した場合、支給対象外となっている。が、グループホームへの入所は在宅扱いとなるため対象となっている。どちらも同様の扱いにはならないのか?検討が必要。市町村民税の課税があっても、2,000円の券を支給しているが、高齢者が増加していく中で本当に必要か検討が必要。	
411	保健福祉課	3	1	2	1	在宅老人対策費	緊急通報システム事業	一人暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図る。	高齢者等の居宅に緊急通報機器を設置し、高齢者等の居宅における生活の継続を支援する。	事業利用者となる基準があいまい。慢性的疾患とは何をさすのか?身体虚弱とはどの程度をさすのか?明確な判断基準がないため、利用決定の可否を判断することが難しい。	D	要綱にある利用対象者の定義があいまいなため、対象となるかの判断が難しい。慢性的な疾患とはなにか?どういう状態が身体虚弱にあたるのか明確な基準が必要。 在宅で頑張る高齢者のためには、この事業は必要と考える。このシステムを使い続け、少しでも長く在宅の高齢者が増えていけば、介護費の削減につながるのではないかと。	
411	保健福祉課	3	1	2	1	在宅老人対策費	高齢者外出支援事業	在宅で寝たきり又は歩行困難な高齢者に対し、外出支援のサービスを提供することにより、福祉の充実に図る。	福祉車両タクシーでストレッチャーや車椅子のまま目的地へ送迎するための利用券を送付する。利用者は料金の1割を支払い、町が9割を負担する。	高齢者の増加に伴い、今後は車椅子利用者等、福祉車両タクシーでなければ外出できない高齢者も増加すると予想される。	D	高齢者の健康維持と経済的負担の軽減に資する事業でそれなりのニーズはあると思われるが、利用者の負担が1割は少ないと考える。所得制限を設ける、負担割合を上げる等の見直しが必要ではないかと。	
411	保健福祉課	3	1	2	1	在宅老人対策費	高齢者寝具乾燥等サービス事業	在宅で寝たきりまたは一人暮らしや高齢者のみの世帯に対し、寝具乾燥等サービスを提供することにより安眠を確保し、清潔で快適な生活が営めるようにする。	寝具乾燥業務を委託し、利用者は料金の1割、町は9割を負担する。	利用者の多くは継続利用であり、新規申し込みは少ない状況。対象者や負担割合(またはサービスの実施自体)についても再検討すべきである。	D	同居の家族が寝具乾燥を行える状況であっても要綱上は在宅で寝たきりの高齢者は事業対象者に該当するため、真にサービスが必要な高齢者のみが利用できるような要綱を改正する必要があると考える。また、布団乾燥機を購入すれば容易に寝具乾燥を行えるため、事業自体の必要性も再検討する必要がある。他自治体では所得に応じた負担額を設定しているところもある。	
411	保健福祉課	3	1	2	1	在宅老人対策費	高齢者世帯等除雪支援・雪下ろし支援事業	労力的かつ経済的に自力で除雪や雪下ろしをすることが困難な要援護者高齢者世帯等を支援する。	虚弱または障がいのある一人暮らし・高齢者夫婦世帯等に対し、玄関先通路の除雪支援をする除雪支援事業または現に居住する住宅の雪下ろし、その除排雪、安全点検等を支援する雪下ろし支援事業を実施。	雪下ろしや除雪は、要援護者高齢者世帯等にとっては、人的にも経済的にも必要な支援と考える。今後も県の交付金を活用し事業の継続は必要と考えるが、自己負担額については検討する余地はあると考える。	D	雪下ろし支援事業は、非課税世帯と所得割が非課税の世帯の2本立ての事業となっていたので、H28は要綱を1本化することとしているため、自己負担額について要検討。	●

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業
411	保健福祉課	3	1	2	1	在宅老人対策費	高齢者福祉温泉等利用事業補助金	高齢者の温泉、温泉プール等の利用並びに理容及び美容のサービス提供を支援し、高齢者の健康保持及び社会参加を助長することにより、福祉の増進に資する事を目的とする。	数え年70歳以上の高齢者を対象に高齢者福祉温泉等入浴料金・理美容料金割引券を1人当たり年10枚配布。温泉、温泉プールは250円の割引、理美容は200円の割引券として使用する。	交付枚数は増えたが、利用率が低下し、町民からも無料券に戻して欲しい等の声がある。また、町内に温泉施設ができた事により、温泉の利用を町内に限定したが、温泉利用より理美容での利用率の方が多い。	E	この事業については、無料券から割引券にした事により、利用率が下がった事、使いにくくなった等の声があがっている。また、理美容店の利用の仕方にも課題がある。そもそも、この事業の本来の目的は高齢者の健康保持及び社会参加を助長することにあるので、町民ニーズや温泉事業者、理美容事業者からの意見を踏まえ、総括した上で今後の事業の在り方について検討する。
411	保健福祉課	3	1	2	1	在宅老人対策費	在宅高齢者軽度生活援助事業	在宅高齢者の自立を援助し、在宅福祉の増進に資する。	生活の維持に関わる必要最小限のサービスを提供する。介護保険で利用可能なサービスは除く。	委託先での人材の確保ができていない。	D	委託先はシルバー人材センターである。シルバーでも会員が減少傾向にあり、受入れできない場合がある。シルバー以外の委託先の検討も必要。しかしその場合、委託料は極端に増加することになる。 現在の利用者負担は1割となっているが、そこを改善することにより、町の負担も軽減されるのではないかと。
411	保健福祉課	3	1	2	1	在宅老人対策費	多機能型交流拠点運営支援事業	高齢者の生きがい・健康づくり	H28.10月から、空き店舗等を活用した民間事業所による高齢者の生活拠点の場で、生きがいづくり・介護予防事業、ボランティア交流、生活支援事業の実施運営を支援する。 ・介護予防(いきいき百歳体操)、ボランティア等異世代交流事業の委託	高齢化率の増加に伴い、高齢者のみの世帯、高齢者日中一人世帯が増加。交流目的で介護保険申請しているケースもあるため、民間事業と連携し、生きがいづくりと介護予防が図れる新たな事業として、将来、地域の集落に波及するモデル事業として実施し、町民ニーズに即した民間主体事業の支援を図っていく。	B	新規事業 H28.10月～開始 H29年度以降は、通年開所のため事業費予算は2倍で試算。 毎年度、事業評価を行い、事業内容の見直しを図る。また、民間事業所が独自事業として実施する場合は、事業終了とする。 インフォーマルな民間の事業が多く構築されれば、介護保険特別会計、一般会計(繰出金)等の削減にもつながる。
411	保健福祉課	3	1	2	1	在宅老人対策費	訪問理美容サービス事業	寝たきり等の高齢者の在宅生活の支援を図る。	寝たきり等の高齢者に対して、理美容店事業者が自宅へ訪問して理美容サービスの提供を行う。町が理美容店事業者と契約し、出張経費を町が負担する。	在宅で安心して暮らせるよう支援するためのサービスを提供するものであり、妥当である。	A	訪問理容サービスは、在宅で寝たきりの高齢者及び介護者にとって必要なサービスである。
412	保健福祉課	3	1	2	2	敬老事業費	敬老事業	多年にわたり地域社会の発展に寄与してきた高齢者に対し、その長寿を祝うため祝金等を贈呈し、もって高齢者福祉の向上を図る事を目的とする。	88歳の者及び99歳の者に対し、米寿・白寿の祝として賀詞及び記念品の贈呈を行う。100歳の者に対しては、賀詞及び10万円を贈呈する。	「高齢者のつどい」はH26にて事業を終了した。H27は、町の合併10周年記念式典に招待し、代表の方に賀詞と記念品を贈呈した。今後、高齢化が加速する中で、対象者が増える事による経費の増加が考えられる。	D	今後も事業は継続。ただし、対象者の人数により決算額は変動するが、高齢化により年々対象者の増加は考えられるので、記念品や祝金の贈呈については検討していく事が必要と考える。
413	保健福祉課	3	1	2	3	老人福祉施設助成費	老人福祉施設助成事業	社会福祉法人による社会福祉施設の整備を促進することにより、居宅で介護を受けることが困難な方の生活の場の確保、また通所介護の内容の充実を図ることにより、要介護となった高齢者が安心して暮らせる町を目指す。	社会福祉法人が運営する社会福祉施設に対し、施設整備のための補助金を交付する。	施設整備に関する国の参酌標準が撤廃され、地域の実情に応じた基盤整備の必要があるが、町の財政面が厳しい状況にあるため、必要最小限の整備にとどめる方向にある。	A	現在、補助金対象施設は1施設のみとなっているが、終了予定の平成34年度まで交付を続ける必要がある。第5期介護保険計画(H24～H26)に基づいて、更に地域密着型入所施設をH25年度に整備したが、新施設整備後も待機者の状況は変わらなかった。今後は、在宅サービスの充実を推進する必要がある。
414	保健福祉課	3	1	2	4	老人保護措置費	老人保護措置事業	65歳以上で環境上及び経済的理由から、在宅において生活することが困難であると認められる場合、生きがいの持てる健全で安心できる生活を保障する。	養護老人ホームへの措置入所を実施する。	庄内3施設に16名が入所している。そのほかに待機者が1名いる状況だが、現在手続き中であり適正に入所措置を進めている。家族関係の変化や共に支えあう機能の脆弱化等、様々な社会経済環境の変化に伴い養護老人ホームの重要性は増していると考えられる。	A	老人福祉法第11条の規定に基づいて、適正に入所させる措置を継続していく。
415	保健福祉課	3	1	2	5	福祉運動広場管理費	福祉運動広場管理事業	町民生活の潤いと健康の増進及び福祉向上を図るため、庄内町福祉運動広場を設置する。	狩川及び清川福祉運動広場の施設管理を行う。	狩川福祉運動広場は、H28より教育課へ移管。清川福祉運動広場のみの施設管理を行う。今後、清川福祉運動広場を清川保育園の園庭として利用可能かを検討していきたい。	C	清川福祉運動広場は管理業務は継続していくが、地域の意向を聞きながら、今後、清川保育園の園庭として利用可能かを検討していきたい。

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
416	保健福祉課	3	1	2	6	繰出金	介護保険事業繰出金	加齢に伴う疾病等により要介護状態となった方に対し、その方の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う。	国・県・医療保険者・年金保険者が重層的に支える構造により、町が保険者となって制度運営を行う。①介護保険事業（要介護認定、保険給付。第1号被保険者の保険料の賦課徴収等）、②介護サービスの基盤整備、③費用の町負担（介護給付費の公費負担率 12.5%）、④地域支援事業の充実により自立した生活の維持向上を図る。	65歳以上人口が年々増加し、H17年合併時は6,958人（高齢化率28.2%）に対し、H27年は7,479人（高齢化率33.8%）であった。65歳以上の認定者数も年々増加しているが、要介護認定率（認定者/人口）は、H17年合併時は14.8%、H27年は18.8%で、近年は横ばい状態である。これに対し介護給付費（サービス利用料）は毎年伸び、財源の一部である介護保険料は合併以降H18年度第3期計画では月額4,290円だったが、H27年度第6期計画では月額5,900円となり、合併時の1.38倍となった。（県内平均は、5,644円）	A	65歳以上人口が年々増加し、H17年合併時は6,958人（高齢化率28.2%）に対し、H27年は7,479人（高齢化率33.8%）であった。65歳以上の認定者数も年々増加しているが、要介護認定率（認定者/人口）は、H17年合併時は14.8%に対し、H27年は18.8%で、特に近年は横ばい状態である。介護給付費（サービス利用料）の伸びに従い、住民に最も身近な介護保険料は、制度スタート当初H12年（2,000年）は月額2,400円（立川）～2,600円（余目）、合併以降H18年度（2,006年）第3期計画では月額4,290円だったが、第6期計画のH27年度（2,015年）からは月額5,900円となり、当初の2.36倍、合併時からは1.38倍となった。今後も健康推進係や健康福祉係、地域支援係等と連携し、町民の健康志向を高め、介護予防事業を初めとする高齢者の居場所づくり等健康長寿の取組みと介護給付費の適正化に努めていく必要がある。	
417	保健福祉課	3	2	1	2	児童福祉支援事業	児童虐待防止支援事業	子どもを取り巻く環境の整備、児童の健全育成、児童虐待防止等の推進を図る。	・要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議年1回、実務者会議年4回、個別ケース検討会議（随時開催）の三層で運営し、関係機関との連携により、必要な支援を行う。 ・児童虐待防止の講演会の実施、リーフレット等による相談窓口、通告義務の周知を図る。	ひとり親家庭の増加や子育て世代の子どもに対する価値観の相違により、今後支援を要する家庭は増加傾向にある。児童の面前でのDVや、しつけとして親が行った行為が虐待にあたる等、児童虐待防止の啓発を今後も継続して行う必要がある。要対協の調整機関となる部署への専門職（保健師、助産師、児童福祉士等）の配置が必要。	A	児童虐待は増加傾向にあるので、児童虐待防止の啓発事業は継続する必要がある。母子保健事業の乳幼児全戸訪問や養育支援訪問で相談・訪問支援を実施し児童虐待に至らないようするなど関係機関との連携も欠かせない。児童虐待事案の発生や養育支援が必要な家庭については、早期に個別検討会議を開催する等、要対協の体制強化を図りながら事業を継続する必要がある。	
417	保健福祉課	3	2	1	2	児童福祉支援事業	子育て応援事業	協同組合ギフト庄内町が発行するゆりカードを支給することで両親または片親のいない児童の福祉の向上を図るとともに、町内既存商店街からの購買力を高め、その活性化を図ることを目的とする。	現に児童扶養手当を受給している両親または片親のいない中学生以下の年齢の児童を養育する保護者に対して、ゆりカードを支給する。 ■支給額（児童一人あたり） 両親なし：30,000円/人 ひとり親世帯：10,000円/人	平成26年度まで実施していた子育て支援手当は年2回（9月、3月）の現金給付であったため、昨年度から商品券での給付へ変わったことにより、支給対象者から事業に関する理解が得られるかの懸念があったが、概ね好評であった。	A	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減並びに町内既存商店街の活性化の観点から、国の制度である児童扶養手当と児童手当に上乗せした形での経済的支援である本事業は、継続が必要と考えられる。	
418	保健福祉課	3	2	1	3	少子化対策事業	ひまわりっ子誕生金支給事業	子どもが心身ともに健やかに生まれ、あたたかい家庭の中で育てられるとともに、子育て支援を充実するため、ひまわりっ子誕生祝金を支給する。	第3子以降の出生児1人につき、次に掲げる祝金を支給する。 (1) 出生児が第3子の場合 100,000円 (2) 出生児が第4子の場合 200,000円 (3) 出生児が第5子以降の場合 300,000円	出生数の減少に伴い、平成25年度以降、支給額は減少傾向にある。また、第1子から祝金を支給する他自治体も出てきたなかで、本町としてさらなる少子化対策に取り組む観点から、支給条件や支給金額についての検討が今後の課題である。	A	児童数の多い世帯は、児童の生計を維持する金額も大きい。本事業によって子どもの出生を祝い、保護者の経済的負担を軽減するという観点から、少子化対策事業としてこの祝金は有益なものであると考えられる。今後も継続して事業を実施していく予定だが、第1子から祝金を支給する自治体も出てきたことから、祝金支給範囲の拡大等については今後の検討課題とする。	
418	保健福祉課	3	2	1	3	少子化対策事業	高校就学応援事業	協同組合ギフト庄内町が発行するゆりカードを支給することで両親または片親のいない児童の福祉の向上を図るとともに、町内既存商店街からの購買力を高め、その活性化を図ることを目的とする。	現に児童扶養手当を受給している両親または片親のいない高校生を養育する保護者に対して、ゆりカードを支給する。 ■支給額（児童一人あたり） 両親なし：72,000円/人 ひとり親世帯：36,000円/人	平成26年度まで実施していた子育て支援手当は年2回（9月、3月）の現金給付であったため、昨年度から商品券での給付へ変わったことにより、支給対象者から事業に関する理解が得られるかの懸念があったが、概ね好評であった。	A	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減並びに町内既存商店街の活性化の観点から、国の制度である児童扶養手当に上乗せした形での経済的支援である本事業は、継続が必要と考えられる。また、高校生になると児童手当が年齢要件により廃止になる一方、義務教育期間中に比べて児童の修学にかかる支出が増加することが想定されるため、町独自の上乗せ部分の経済的支援が必要であると言える。	
418	保健福祉課	3	2	1	3	少子化対策事業	子育て応援リフレッシュチケット事業	育児疲れ解消やストレス軽減を図り、安心して子どもを生み育てられるように、一時預かり無料券を配布し、保育所一時預かり事業をより利用しやすくするとともに、町内協賛店（美容室、エステ、マッサージ等）で利用できるリフレッシュクーポン券を発行することで、心と体のリフレッシュを図り、産前産後を楽しく過ごすことで安心して出産・子育てができる環境を整える。	平成28年4月1日以降に母子健康手帳の交付を受けた女性に対して、協力事業所として登録をいただいている町内の店舗で利用できる割引クーポン券（1,000円×3枚）と町内認可保育所で利用できるチケット（一時預かり無料券5枚）を交付する。	無料一時預かりチケットの有効期限が平成29年3月31日であるため、公布日が年度末に近づくにつれ、一時預かり券が使用できなくなるケースが生じる。この課題については、来年度へ向けて実施内容を早急に検討することとする。	A	クーポン券、一時預かり無料券ともに有効期限を年度末に設定していることから、無料一時預かり券については、交付日で使用できない方が出てきてしまい、不公平が生じることとなる。そのため、来年度以降、交付対象者を見直す必要がある。また、クーポン券については、交付を受けた方がより使いやすくなるように、協力事業所を増やす取組みを行っていく。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
419	保健福祉課	3	2	1	4	児童送迎自動車運行事業	児童送迎事業者運行事業	清川保育園から自宅が遠い立谷沢(一部清川地域含)地域の園児の利便性向上・安全の確保を図るため通園バスを運行し、保育園への通園を支援。	県シルバー人材センター連合会と運転手の派遣業務委託を締結し運行。H24までは、立谷沢出張所で予算計上していたが、監査での指摘を受け、H25から子育て応援係で予算計上。さらにH26からは派遣業務に抵触しないよう上述のとおり派遣業務委託を締結し、運行している。	保育園で園児の送迎をしているところは少ないが、清川保育園では4・5歳児も受け入れしているため、4・5歳児の幼稚園児はバス送迎していることを考えれば、送迎の必要性はある。	A	立谷沢保育園を閉園したこともあり、サービスの低下にならぬよう配慮が必要なことや地域性も考慮し、当面は現状を継続する必要がある。	
420	保健福祉課	3	2	2	2	保育所総務費	保育所総務費	国庫補助事業の規定により、民間保育園が取り組む事業について国、県、町が1/3ずつ助成する。	子ども・子育て支援交付金事業、子育て支援総合交付金事業、山形県保育対策等促進事業費補助金の規定に基づき、延長保育、一時預かり事業等の取り組みに対して助成。	国の子育て支援策の拡充により、本事業のメニューも年々拡充しており、決算額も増加傾向にある。	A	国庫補助金が主な支出項目であり、補助金等交付要綱の規定に基づき民間保育園へ助成する内容となっているため、国の制度に基づき継続する必要がある。	
420	保健福祉課	3	2	2	2	保育所総務費	気になる子の子育て支援事業	保育園入園児で障害認定までにはならないが、育ちやかかわり方が気になる児童に気づき理解することで、個々に応じた支援や対応をしていくため並びに保育士の保育の質向上を図る。	専門家による児童の観察、保育士の係わり方の指導の研修会の実施 ・保育園職員が児童の成長を正しく把握し、効果的な援助のあり方を学ぶ。 ・関係機関との連携により、保護者に対する支援や必要な手立てを講じる。	発達障がい等により支援を必要とする児童は近年増加傾向にあり、なるべく早期に気になる子への支援と個々に応じた対応が必要になる事から、国の補助金を活用し事業を進め、保育士の資質向上にもつなげている。専門家(講師)の確保が難しくなっている。	A	発達障がいがあると思われる保育園児が増加傾向にある現状から、早期援助を実施するため、国の補助事業を活用しながら町内の認可保育園すべてで事業を継続実施したい。専門家による指導が不可欠であり人材を確保し現状のまま継続したい。	
421	保健福祉課	3	2	2	3	委託保育事業	委託保育事業	町内民間保育所及び町外保育所への児童の保育を委託し、保育の必要性のある児童に保育を提供する。	国が定める公定価格の単価に基づき、民間保育園へ支出するもの。公定価格から国基準の徴収金を差引き、残額について、国1/2、県1/4を国県負担金として歳入で受け入れ、町が1/4を負担。	平成27年度から余目保育園の民営化、平成28年度には新園舎建設に伴う定員増により、歳出額が増加。少子化が進んでいる状況ではあるが、保育需要は増加傾向にあることから、28年度決算額でほぼ横ばい状態が続くことが予想される。	A	子ども子育て支援法の規定により実施、国の制度に基づいて継続。	
422	保健福祉課	3	2	2	22	狩川保育園運営費	狩川保育園運営事業	保育の必要性のある子どもへ保育を提供し、保護者の仕事と育児の両立等を支援する。	改正児童福祉法及び子ども・子育て関連3法に基づき保育を実施。また、一時預かり事業及び体調不良時対応型病児保育事業を実施。	少子化が進んでいるなか、保育需要は増加傾向にある。また、低年齢の保育需要が増加していることから、保育士の確保が最重要課題となっている。	A	保育需要に対応するため、継続して実施。	
423	保健福祉課	3	2	2	23	清川保育園運営費	清川保育園運営事業	保育の必要性のある子どもへ保育を提供し、保護者の仕事と育児の両立等を支援する。	改正児童福祉法及び子ども・子育て関連3法に基づき保育を実施。また、一時預かり事業を実施。	少子化が進んでいるなか、保育需要は増加傾向にある。また、低年齢の保育需要が増加していることから、保育士の確保が最重要課題となっている。また、	D	平成28年度の園児数は5名。今後もほぼ横ばいの状況と予想されるが、短時間保育の児童のみのため、保育体制や保育内容について検討、見直しを行い継続実施。また、狩川保育園の定員に対する保育需要等を含め、今後の運営について検討していく必要がある。	
424	保健福祉課	3	2	2	26	保育所整備事業	保育所整備事業	老朽化とともに、現園舎では90名から定員を増やせないため、新園舎を建設するとともに、現園舎を解体を行う。	新園舎を建設する社会福祉法人に対して、国庫補助事業を活用し建設費用の一部を助成する。	平成27年度に新園舎の建設を完了し、平成28年度に現園舎の解体を行う。	F	平成28年度の現園舎の解体により事業を終了。	
425	保健福祉課	3	2	3	2	子育て支援センター運営費	子育て支援センター運営事業	在宅で子育てしている家庭に対し、遊びの場の提供と子育てや育児に関する相談業務の充実を図る。	・自由に来館でき、ゆったりと過ごせる遊びの場の提供。 ・子育て家庭が気軽に参加し集える事業の開催。 ・子育て支援センター便りの作成と広報・ホームページ等を活用し、活動内容の啓発と参加を促す。 ・保健師と連携を取りながら、支援が必要な家庭に訪問相談を行ったり、気軽に相談できる雰囲気と環境づくりに努める。	・在宅で保育をしている家庭が減少しているものの、近所に一緒に遊ぶ子がいないことからセンターの利用数は増加している。 ・近くに親戚や身近な知人がいなかったり、子どもの扱い方がわからない母親が増えている。 ・祖父母が保育をしている家庭では昔と今の子育て事情の違いに戸惑っている。 ・相談業務が増えているが、ゆったりと安心して相談できる場がない。	D	子育て中の家庭にとって、頼りになる施設として今後も継続していきたいが、利用者支援事業の実施や子育て支援事業の拡充を図るためには、職員を1か所に集中させ出前事業を充実させる等の事業運営の検討が必要である。利用者のニーズに応えられる、利用しやすい子育て支援センター運営事業になるよう見直しを行いながら継続したい。	●
426	保健福祉課	3	2	3	3	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業	児童福祉法に基づき、両親が就労等で日中(放課後)家にいない児童を対象にして学童保育所を開設することで、安心して仕事と子育ての両立ができるように支援する。	両親が就労等で日中(放課後)家にいない家庭の小学1年生から小学6年生までの児童を対象として、町内全学区に設置されている5箇所の学童保育所にて保育するもの。	核家族化の進行や共働き世帯の増加に伴い、利用児童数が年々増加傾向にある。また、施設の耐震や老朽化などの課題もあるため、施設の場所等の検討が必要である。なお、これらの課題については、今後学童保育所あり方検討会で検討を行っていく。	A	核家族化・共働き世帯の増加により、年々学童保育所の利用児童数は増加している。今後も需要は増加していくことが予想されるため、児童福祉法に基づき引き続き事業を継続していく。	
427	保健福祉課	3	2	3	4	子育てお助け事業	子育てお助け事業	子育て中の保護者が安心して子どもを育てることができる環境を作る。	・子育てお助け事業の周知と会員の募集(一時的に子どもを預けたい保護者と手助けしたい人を募集する) ・利用者の仲介(必要に応じ、双方の仲立ちをする) ・必要に応じお願ひ会員の家庭に訪問し、相談・アドバイス等を行うことで、いつでも支援できる体制づくりをしていく。	保健師との連携により、支援が必要な家庭への声かけ、その中で交流ができ子育て支援センターを身近に感じ利用する傾向がある。会員数は増加しているが、実際の利用数は伸びない。お願ひ会員の支援内容の把握とお助け会員とのマッチングにより、必要な時に迅速な対応ができるよう事前の準備をしておく。	A	保育園や学校では対応できないサービスを担っているのが継続して支援していきたい。いつでも手を差し伸べられるような体制を作っていくには、お助け会員の増加をしなければならぬ。事業周知のための広報の強化と、より利用しやすい事業になるための見直しも視野に入れて継続実施する。	●

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
428	保健福祉課	3	2	3	6	子育て支援ネット ワーク事業	子育て支援事業	子育て支援に関わる団体や個人の 構成員が、子育ての状況を把握し、 それぞれが応援できる環境づくりを 行う。	・構成員による会議の開催。子育て関連 の学習会の開催と情報交換を通して子育 て事情を共通理解する。 ・親子で楽しめるコンサート等の開催。	子育て支援に関わる多くのボランティア団 体によって構成されている。団体・個人共に 子どもの健やかな成長のため、そして、保護 者が子育てを楽しめるように、それぞれの立 場から子育て支援にがんばっている。特に、 最大の事業である親子コンサートは好評で 毎年楽しみにしている家庭が多い。事業に参 加するスタッフの減少が課題。	A	子育て応援ネットワークは、地域の方と町 が協力して、子育て支援のために取り組む事 業として重要な役割である。今後も構成員が 意識の向上ができるような学習会の開催と住 民が子育てを楽しんで行えるような事業を企 画するなど、事業を継続していく。	●
429	保健福祉課	3	2	4	1	児童手当等支給事業	児童手当等支給事業	児童手当法に基づき、中学校修了 前までの年齢の児童を養育するもの に手当を支給することで、生活の安 定に寄与することを目的とする。	児童手当：3歳未満児童15,000円/月、3 歳以上小学校修了前の児童10,000円/月 (ただし、第3子以降の児童については 15,000円/月)、中学生10,000円、特例給 付：一律5,000円/月を支給。	児童手当法に基づき適正に支給事務を遂行 する。	A	国の法令に基づく支給事務のため、引き続 き法令を遵守し、適正な支給事務を行う。	
430	保健福祉課	4	1	1	2	保健指導費	保健指導費	保健医療福祉推進委員会の開催に よる各種事業計画等の審議企画 車両の適正な維持管理。休日診療所 運営事業の委託。酒田地区医師会負 担金。	●保健医療福祉推進委員会の開催 ●車両の管理 ●休日診療所運営事業の委託、酒田地区 医師会負担金の支払 ●臨時雇上賃金、職員旅費の管理	保健医療福祉推進委員会は各係の事業計画 策定年度が重なることが多く、年度により委 員の負担が大きくなっている。	A	定期的な保健医療福祉推進委員会の開催は 今後も必要不可欠である。 車両管理や休日診療所、酒田地区医師会負担 金は決められた支出で必要経費である。 産代職員の臨時雇上賃金などは、年度により 事業額は変動する。	
431	保健福祉課	4	1	1	3	保健センター維持管 理費	保健センター維持管理 費	地球にやさしい施策(節電・節 水・消耗品の節約等)を実施するこ とで経費削減するとともに、安心し て来所できる施設整備を行う。	節電対策(不要時に電源OFF)とエコ ルック運動(クールビズ・ウォームビ ズ)を継続実施するとともに、来所する 方が不快にならないよう室温の調整、施 設環境整備を行う。	余目保健センターは玄関に窓口があるた め、冬期は非常に寒く、窓口に対する町民か らの苦情も多い。玄関〜廊下にかけては暖房 設備が無いため、①灯油ストーブ・電気ス トーブをフル稼働させる②階段に暖気が逃げ ないようにビニールカーテンを設置する、など の対策をとったが、玄関の自動ドアが開くた びに外気が入ってくるために、あまり効果を 得られない。	D	H28年度にガステーブルの入替およびオーブ ンの撤去予定のため予算額は増額している が、光熱費や消耗品等で経費削減できるよ う工夫したい。大幅な削減は難しいが、職員全 員が節電・節水・節約を心がけて行動するこ とで、地道な削減に努めていく。 また、施設の老朽化による改修箇所が増えて おり、今後は大幅な改修作業が必要となる。	
432	保健福祉課	4	1	1	6	献血事業費	献血事業	血液の安定供給を図る。	献血事業実施計画を作成し、献血の推 進・会場確保のため、町HP・広報への 掲載等を通して、町民・事業所への献血 思想の普及・啓発活動を行う。	献血者数の確保が難しくなっている。献血 開催のPRや周知の徹底が必要。事業所の協 力も重要であるので、新規事業所開拓も必要 と考える。	A	献血事業は今後も推進する必要があるた め、継続して事業を実施する。	
433	保健福祉課	4	1	2	1	健康増進対策費	がん患者医療用ウィ ッグ購入費助成事業	がん患者の就労や社会参加を応援 し、療養生活の質がよりよいもの になるように、ウィッグ(かつら) の購入経費の一部を助成する。	がんの治療による脱毛ため、就労や社 会参加等に支障がある又は支障が出る恐 れがあり、ウィッグが必要となっている 方に対し、2万円又は、購入経費の1/ 2の額のいずれか低い額を助成する。 (県より1万円、町で1万円の助成)	H26年度は1万円の助成、H27年度より2万 円の助成(県は5,000円、町で15,000円)H28 年度より県の助成額が上がった。(県10,000 円、町10,000円)医療機関からの紹介により 申請される方が多く、H28年度より申請手続 きがスムーズに出来るように、県内統一様式 (申請書、委任状)となった。3月末購入した 場合、次年度申請に間に合わなかったことか らH28年度より前年度購入月日以降経費を対 象としている。単年度要綱のため年度初めの 申請受付が遅くなる。	A	がん患者が増える一方、ウィッグ(かつ ら)の購入経費助成数が増える=良い評価と 捉えてよいと言いがたい。がんにならないよ うに、早期発見、早期治療で抗がん剤治療患者 数が減ることが本来の目指す姿と思われる。 しかし、がん患者数の把握、早期発見できる がんと発見しにくがんがあること、H28年度 より申請書にがんの種類の入欄がなくなっ たことで、分析することが難しいと感じる。	
433	保健福祉課	4	1	2	1	健康増進対策費	健康マイレージ事業	山形県が実施するやまがた健康マ イレージ事業と連携して健康しよ うないマイレージ事業を実施するこ とにより町民の健康寿命の延伸を図 る。	①ポイントカードの発行。 ②健康づくり等の対象事業参加者にポ イントを付与。 ③25ポイント達成者にやまがた「健康マ イレージ事業を交付」。 ④50ポイント達成者に500円分の「商品券か ハッピーシール」と交換。	平成28年6月から事業がスタートした。現状 は町民への周知と円滑な導入が課題となる。 対象事業が多いことから対象事業となる関係 者間の共通理解が必要となる。	B	平成28年度からの新規事業であることか ら今後、事業の課題分析しながら次年度から の改善に努めていく必要がある。	
433	保健福祉課	4	1	2	1	健康増進対策費	検診事業	・2人に1人が罹患すると云われる “がん”の早期発見・早期治療のた め、がん検診の受診向上を図り、町 民の健康の保持増進に寄与する。 ・生活保護受給者に健康診査を実施 し、生活習慣病の予防と早期発見・ 治療の支援を行う。	・がん検診推進事業により、無料クー ポン券を送付し、節目年齢やこれまで町の がん検診を受けなかった方に、がんに関 する正しい知識の普及と受診勧奨を行 う。 ・女性のためのがん検診や人間ドック・ 集団検診を土日に設け、利用者の利便性 を高める。	・平成22年度よりがん検診料金は無料で実施 し、がん検診受診率は僅かに増加している が、毎年がん死亡が死因の第1位を占め、特 に部位別で胃がんが多いこと、胃がん検診受 診率が特に低いことが課題である。	A	・胃がんの死亡率を下げるため、検診受診率 向上できるように、未受診者への受診勧奨、 受診後も精検受診を確実に受けて頂くよう勤 奨し早期発見、早期治療につながるよう努 める。受診者数増加を図るため、土日の実施 など今後も利用しやすい体制づくりとがん検 診のPRとがん検診受診の意識を強化するよ う努める。 ・近年、生活保護受給者における健康格差の 拡大や社会的孤立が危惧されている。生活実 態の把握と、生活習慣改善や健康づくりへの 取り組みについての支援を行い、病気の早期 発見・治療に結びつけ、健康の保持増進を 図るため、健康診査の継続は必要であると思 える。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
433	保健福祉課	4	1	2	1	健康増進対策費	自殺対策強化事業	自殺による死亡者を減らす。 誰も自殺に追い込まれることのない社会という意識の普及。	①心のサポーター養成事業 ②心の健康づくり講演会 ③自殺予防のためのキャンペーン ④相談窓口チラシ広報折込 ⑤保健医療福祉推進委員会で対策協議	自殺対策に特化した協議会がないため、周知を強化する基盤がない。	A	山形県は依然として自殺者が多く、心の健康づくりの講演会や心のサポーター養成による普及啓発は重要であり、今後も事業の継続は必要であり、町だけでなく住民サイドからも自殺予防の取り組みがなされるよう展開していきます。	
433	保健福祉課	4	1	2	1	健康増進対策費	健康づくり事業	運動を希望する方が気軽に参加でき、生活習慣病の予防や運動を習慣化する人を増やし、健康寿命の延伸を図る。	①健康体力づくりウォーキングは、前半はウォーキング、後半は室内での運動を企画し、年間を通して参加しやすいものとする。 ②プールで健康づくりは、町内の施設を活用し、10回2コースを年4回委託にて実施し、健康増進につなげる。	①健康体力づくりは、開始年度当初、育成したサークル会員がリーダーとして活躍する機会でもあったが、近年サークルが相次いで解散し、一般参加者も固定化がみられた。平成27年度より内容を変更し、参加拡大を図っている。 ②プールで健康づくりは、年間一人1コースの参加であるが、申し込みは好調である。しかし当日の欠席者がいるなど募集人数を検討する必要がある。	A	健康体力づくりは平成27年度より現在のスタイルに変更しており、現状のまま継続していきたい。 平成27年度からのわいわい60元気塾、平成28年度からの町湯で健康づくり・プールで健康づくりは、新規事業であることから、事業の課題分析をしながら次年度以降の改善に努めたい。	
434	保健福祉課	4	1	2	3	予防接種費	高齢者インフルエンザ予防接種	インフルエンザの発症・重症化予防と、健康の保持増進を図る。	H25年の予防接種法改正からB類疾病(個人予防、個人の発症・重症化防止目的に比重を置く疾病)に変更され、(これまでの定期接種から)自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ接種を行い、積極的な接種勧奨とならないよう特に留意することとなった。対象は65歳以上の者と、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者に、インフルエンザの予防接種を医療機関で個別に実施している。	高齢人口が増加しているため、対象者も年々増加している。今後も増加していくと考えられるので、高齢者インフルエンザが定期接種である限り経費削減はほぼ不可能。H27年度からは3価⇒4価ワクチンとなり、それに伴い接種費用が上がった。	A	予防接種法に基づく定期予防接種のため、削減することはできない。高齢人口の増加に伴い、対象者数や接種者数の増加が見込まれる。インフルエンザはB類疾病に分類されているため、積極的な接種勧奨は今年度も行わないが、予防接種に関する情報提供は今後も必要である。	
434	保健福祉課	4	1	2	3	予防接種費	風しん抗体検査および予防接種費用助成事業	風しんの感染による重症化及び先天性風しん症候群の発生を予防するため、風しん抗体検査及び風しん予防接種の費用を助成する。	・妊娠希望者本人、妊娠希望者および妊婦の夫または同居者に対して、風しん抗体検査費用を助成する。 ・抗体価が基準以下(HI価16倍以下、EIA価7.9以下)の方に対して、風しん単独ワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチンの接種費用を助成する。	助成は抗体検査・予防接種それぞれ一人1回のみとしているが、何度予防接種を受けても抗体がつかない方もいるため、風しんの感染リスクが心配される。 山形県風しん予防接種促進事業費補助金交付要綱に合わせて実施している。	A	県要綱に合わせて実施しているため、H28年度も継続する。しかし、首都圏での風しん流行は既に終息しており、今後、廃止される可能性もあると考えられる。	
434	保健福祉課	4	1	2	3	予防接種費	高齢者肺炎球菌予防接種	肺炎球菌に起因する肺炎の発症及び重症化を予防し、健康の保持増進・医療費の削減を図る。	平成26年度から5年間のみの経過措置として、年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳となる方が対象となっている。平成31年度以降は満65歳の方と60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方が対象となる。 平成26年10月から定期接種となったが、これまでの任意予防接種への助成も継続している。任意予防接種は満65歳以上で定期接種の対象ではない方が対象となっている。	助成額は後期高齢者医療の被保険者の場合は5,000円、その他の健康保険の被保険者の場合は4,000円。年度内に医療保険が変わる方もいるため、医療機関が接種希望者の保険証を確認し判断するが、請求誤りも見られる。	A	後期高齢者医療の被保険者とその他の健康保険の被保険者で助成額が異なるため、医療機関や被接種者へ今後もより分かりやすい周知が必要である。定期接種だけでなく任意接種も並行して実施することで、より多くの接種機会を提供していく。	
434	保健福祉課	4	1	2	3	予防接種費	定期予防接種(A類疾病)	定期予防接種を行い、疾病を予防し、健康の保持増進を図る。	予防接種法に基づく定期の予防接種(A類疾病(ジフテリア・破傷風・百日咳、ポリオ、麻しん・風しん、日本脳炎、ヒブ感染症、小児用肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘)と結核予防法に基づくBCGの予防接種を個別接種(医療機関)で実施する。	A類疾病の予防接種は、疾患の発生及び集団でのまん延を予防する目的があるため、対象者には接種を受けるための努力義務が課せられている。しかし、宗教や忙しいことを理由に接種を全く受けない人や、接種忘れもあるため、接種率を100%にするのは難しい。	A	予防接種法に基づく定期予防接種のため、削減することはできない。今後はさらに接種率を向上させるため、接種勧奨を強化していく。H28年度は小児のB型肝炎ワクチンが定期接種に追加されるため、接種者数・事業費ともに増加する見込みである。	
435	保健福祉課	4	1	2	4	食生活改善費	食生活改善事業	「私達の健康は私達の手で」という考えのもと、地域で健康づくりをすすめる食生活改善推進員を養成する。	協議会育成のため、食生活改善推進員養成講習会を4回/年、プログラムに基づき20時間実施し、講習会修了後は、食生活改善推進員協議会へ加入し、地区組織活動を行う。	食生活改善推進員協議会の高齢化、減少が著しいため、隔年実施していた食生活改善推進員養成講習会を毎年開催に変更し、協議会会員の増加につなげたい。	D	一年ぶりに食生活改善推進員養成講習会を開催し、受講者9名全員が食生活改善推進員協議会に加入し、会員増加につなげることができた。 これまでの本事業は、類似事業でありながら様々な講習会等を開催してきたため、事業内容の見直しを行ない、 会員の知識の向上や健康増進につとめながら、地域に根ざした円滑な活動を行えるように支援していきたい。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
436	保健福祉課	4	1	2	6	感染症予防対策費	感染症予防対策費	感染症発生予防策の周知を図ると共に、発生時に適切に対応してまん延を防止する。新型インフルエンザ等の発生に備えて体制の整備を図る。	感染症発生状況の情報提供と発生予防について広報、HP、広報折込チラシ等により町民への注意喚起を図る。新型インフルエンザ発生時には新型インフルエンザ等対策行動計画に添った対応を図る。	山形県感染症発生動向調査(毎週)や国、県からの発生状況情報により随時、HPに掲載。広報掲載は発生からのタイムラグがあるために長期化する場合や例年の季節的に発生する感染症について掲載。HPは高齢者等が閲覧することはまだ少ない現状があり老人クラブ等の健康教育でも随時お話をしている。	A	感染症の発生状況や感染予防策についてはリアルタイムで周知を図る必要がある。また、新型インフルエンザ等の発生に備えた体制整備や訓練など県と連携して継続的に実施していく必要がある。	
437	保健福祉課	4	1	3	1	母子保健事業	ブックスタート事業	絵本を介して親子が触れ合う時間を持つことを推進する。	9か月児育児相談時に、図書館職員により、絵本の読み聞かせを行いながら、絵本を介した親子の触れ合いの大切さを伝え、絵本を手渡している。また、平成27年度からは、3歳児健診時にも、絵本をプレゼントしている。	9か月児育児相談に参加しない対象児には、家庭訪問で絵本を手渡している。3歳児健診は入院中等の疾病や障がいにより参加できない場合を除き、全員が参加している状況である。絵本をもらった児は喜んで帰っていくが、継続的な実施について、検討の必要がある。	C	0歳にブックスタートとして絵本との触れ合いを促していることから、年齢が上がるほど、生活に読み聞かせを取り入れている割合は増えている。健診等にボランティアによる、読み聞かせにより親子と一緒に絵本を楽しむ時間を設けることができる。今後も、ブックスタートの継続により、絵本を介して親子が触れ合うことを推進していく必要があるが、3歳児に絵本をプレゼントすることについては、検討する。	
437	保健福祉課	4	1	3	1	母子保健事業	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療(体外受精および顕微授精)は保険適用されず、1回の治療費が高額であることから、経済的負担の軽減を図るために治療費の一部を助成する。	(1)特定不妊治療費助成…特定不妊治療に要した費用のうち、山形県の助成金額を差し引いた額に対して助成する(一回の治療に対する助成上限額10万円) (2)男性不妊治療費助成…特定不妊治療の過程の一環として行われる男性不妊治療に要した費用に対し、4分の1の額(上限10万円)を(1)の助成額に上乗せする。	H26年4月に国の制度改正が行われたことに伴い、助成回数等が変更された。(H26~27年度は経過措置あり) H25年度…年間3回、通算15回まで H26年度以降…初めて助成を受けた時の治療開始日における妻の年齢が ・40歳未満の場合…通算6回まで ・40歳以上の場合…通算3回まで (H28年度以降は43歳になってから開始した治療は助成対象外となる)	B	H28年度からは助成上限額を5万円から10万円に増額し継続する。 高齢での妊娠・出産は、様々なリスクが高まり、出産に至る確立も低くなるため、助成制度の周知を図るとともに、「より安全な妊娠・出産」についての情報提供を行い、若年層に対しても教育・啓発を図る必要がある。	
437	保健福祉課	4	1	3	1	母子保健事業	乳幼児健診・育児相談事業	乳幼児期の健康の保持、増進を図るとともに、保護者が安心して育児に取り組むことができる。	母子保健法第12条および13条の規定に基づく乳幼児健康診査(3~4か月児、1歳6か月児、2歳児(歯科健診のみ)、3歳児)を実施するとともに、母子保健法第9条の規定に基づく9か月児育児相談と、各期に応じた健康教育、保健指導、個別相談を行う。	健診未受診児の状況は把握しており、未把握児はいない。健診の結果、受診や再検査が必要な場合は、勧奨を行い、結果まで把握している。乳児期に特に不安の多い離乳食に関して、教室を開催し、必要時、個別対応している。核家族化により、身近に援助者がいない場合もあり、母親が孤立せず、不安を解消しながら育児できるよう、きめ細かな対応が求められている。	A	健診等の内容を実状やニーズに合わせて見直しを行いながら、継続実施していく。	
437	保健福祉課	4	1	3	1	母子保健事業	妊娠期保健事業	妊娠期の安全と健康の確保を図る。	母子健康手帳交付時に保健指導を行い、必要性や希望に応じて継続的に支援し、妊婦健康診査を公費負担を行うことで、経済的負担を軽減する。	個別に保健師が母子健康手帳を交付し、保健指導を行い、必要性や希望に応じて医療機関や子育て支援センター等連携し支援を行っている。また、健康診査は県医師会に委託し、14回分の健診と3種類の検査、4回分の超音波検査の費用を公費負担している。県外医療機関受診者にも申請により償還払いしている。歯科健診は町歯科医院に委託し1回公費負担している。	B	妊娠期を安全に健康で過ごすことができるように、妊娠初期に必要な保健指導と必要な継続支援を行う必要がある。また、定期的な健康診査を受診できるよう、経済的な負担の軽減を図りながら、勧奨を行う必要がある。	
437	保健福祉課	4	1	3	1	母子保健事業	発達支援事業	「発育や発達に課題を抱える子どもと保護者」が地域で安心して生活できる。同じような課題を抱える保護者同士がつながり、自主的に活動できるようになる。	つくしんぼ教室：個別と集団教室を実施し、遊びを通して個々の発達レベルに応じた支援を行っている。一定期間毎に評価し、必要に応じて専門機関を勧めている。 なないろの会：身体・発達面で気になるお子さんの保護者同士が集まり、情報交換ができるよう交流の場を提供している。	本町には発達支援の専門機関がないため、他市の専門機関を利用している現状がある。庄内地域の広域的な連携により支援体制を確保しているが、町内でも支援が必要な子どもが成長段階に応じて適切な支援を受けられるよう専門職の確保や環境整備が課題となっている。	A	つくしんぼ教室では、発達支援が必要な子どもの数が増加しているため、対象者枠を広げるために個別教室の開催回数を減らし、集団教室を年1回から年4回に拡大していく。教室の専門性を高め、より充実した発達支援を実施するために平成28年度から家庭相談員を配置する。 なないろの会では、将来的に保護者同士で開催できることを目指し、リーダー育成等の支援を行っていく必要がある。そのため、会の開催を通して保護者同士のつながりを強化し、主体的に活動できるように支援していく。	
438	保健福祉課	4	1	4	1	環境総務費	環境総務費	臨時雇上げ賃金など環境係にかかるとともに、一般管理費である。	主に、正規職員の補完措置としてのパートタイム職員の配置である。	平成27年度から係2人体制となり、特に現場業務に支障をきたす場合がある。	A	業務内容を減らすよう努力しているが、職員体制の見直しや業務移管が進まなければ削減は難しい。	
439	保健福祉課	4	1	4	2	環境施策整備推進事業費	環境施策整備推進事業	環境基本計画に基づいた環境施策等を計画的に推進するため、その進捗状況を環境保全協議会で審議する。	環境基本計画に基づいた環境施策等を計画的に推進するため、その進捗状況を環境保全協議会で審議する。	環境基本計画に基づいた環境施策等を計画的に進めるうえで、委員から出された意見が環境施策等に十分反映できるような会議運営とする必要がある。	A	環境保全協議会の委員の構成人数を縮小することで事業経費の削減を図ることは可能であるが、協議会委員からの意見を環境施策に反映されるような運営体制を整えていく必要がある。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
440	保健福祉課	4	1	4	3	環境保全推進事業	環境保全推進事業	快適に暮らすことの出来る空間の維持・確保、将来に渡って維持できる自然豊かなまちづくりのため。	環境状況調査の実施、不法投棄防止のパトロール及び原状回復作業の実施、生活環境面での苦情処理及び措置対応に努める。	不法投棄物は、主に他人の目につきにくい山間部に投棄されており、原因者を特定することが困難な状況にある。投棄しやすい場所として他の不法投棄を誘発するおそれがあるため、早期対応が求められる。これまでの経年データにおいて、環境に影響がないと結果がでているものも毎年調査をしている。	A	環境調査については、毎年規制基準を満たしているが、周辺住民の安全・安心のため継続して実施していく必要がある。また、不法投棄の防止のためにはパトロールや現状回復などの保全活動は必要不可欠であるが、町内くまなく対応するのは難しいことから、不法投棄が行われやすい地域においては、地域住民と連携をして監視していくことも必要と思われる。	
441	保健福祉課	4	1	4	7	合併処理浄化槽整備事業	合併処理浄化槽整備事業	下水道、農業集落排水の区域外における区域において合併処理浄化槽を整備し、生活排水対策を図る。	浄化槽設置に要する経費に対して補助金を交付する。	浄化槽整備にあたり、水廻り工事も一体的に行う場合があり多額の経費負担が生じる。将来の生活設計を考えた場合、浄化槽整備の位置づけは低いと考えられることから、整備はなかなか進まない状況である。	A	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため合併処理浄化槽への転換の促進は必要であるため、引き続き未整備世帯に対して個別訪問をし、補助金制度の周知及び合併処理浄化槽の整備促進を図っていく。	●
442	保健福祉課	4	1	4	8	火葬場管理運営事業	火葬場管理運営事業	適正な火葬、遺族に対する適切な対応が達成される火葬場の維持管理、運営を行う。	業務委託による、火葬場施設管理及び火葬業務の執行、施設・設備の計画的な整備。	施設の老朽化が進み、今後も計画的な施設及び設備の保守・修繕が必要。緊急的な設備の修繕等にどこまで対応できるか。	A	火葬業務に万全を期すために、火葬場施設管理・火葬業務を円滑かつ安定的に実施できる委託先を確保することが重要である。また、施設・設備の計画的な整備は、今後も必要である。	
443	保健福祉課	4	1	4	9	狂犬病予防対策費	狂犬病予防対策事業	狂犬病の発生を予防し、まん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	飼養犬の適正な登録管理を行うとともに、予防注射接種義務犬へ注射接種を行う。	犬の所有者は狂犬病の予防注射を年一回受けさせなければならないことが法律で定められているが、多くの未接種犬がいるため、所有者に対しての意識づけが課題となっている。また、死亡や転出の届出が適切になされていないケースがあり、登録管理という面でも課題となっている。	A	未接種犬の所有者への対応として、催促ハガキと電話により解決を図る。未接種犬を把握するためには、適正な登録管理（登録届、死亡届、住所変更届等）がされているかどうか重要である。届出漏れがないように広報等で呼びかける。	
444	保健福祉課	4	2	1	1	廃棄物適正処理推進事業費	廃棄物適正処理推進事業	廃棄物の減量化・資源化に努め、循環型社会の形成を目指すとともに、廃棄物が適正に処理される体制整備により衛生環境の保全を図る。	生ごみの水きり、食品ロス減少の徹底により、ごみ自体の発生抑制を図る。併せて、資源の有効活用を図るため古紙類等の分別回収をする。	平成27年度ごみ量（酒田地区広域行政組合十堆肥生産センター分）は、ごみ処理基本計画の開始年度（平成19年度）と比較すると、総ごみ量が約448t減少（家庭系ごみ約556t減少、事業系ごみ約108t増加）した。しかし、ごみ処理には多大な経費を支出しており、更なるごみ減量を図る必要がある。	A	一人ひとりがごみの減量や分別を意識することで、ごみの排出抑制と資源物の分別が進むことが期待できると同時に、清掃費分賦金の減少にも繋がる。町民、事業所、行政が一体となり事業を継続していく。	● 食 用 油 リ サ イ ク ル 事 業
445	保健福祉課	6	2	1	3	有害鳥獣駆除事業	有害鳥獣駆除事業	野生鳥獣による人身被害の防止及び農作物の被害の軽減を図るため有害鳥獣駆除等を実施する。	山形県猟友会庄内町支部と業務委託契約により有害鳥獣の駆除等を実施する。	近年、有害鳥獣駆除作業（クマ、カラス、ハクビシン等）は実施していないことから、決算状況を見る限り予算措置は不要と思われる。駆除は猟友会を含め許可業者への委託となり、特にクマ等の大型鳥獣は、猟友会の協力がなければ実施できないので削減は難しい。	A	クマ等の大型鳥獣の駆除に関しては、最終的に猟友会の協力がなければ実施できない。平成27年度からは、作業内容に見合った経費として役務費による予算計上をしている。	
446	保健福祉課	—	—	—	—	介護保険（特別会計）	介護保険特別会計	超高齢化の進行に伴い、国民の老後生活における最大の不安要因である介護問題を、国・県・医療保険者・年金保険者が重層的に支える公費負担を組み入れた社会保険方式により、国民の協働連帯の理念に基づき国民皆で介護を支える仕組みとしながら、個人の自立や介護予防等自助努力を基調としている。	町が保険者となって制度運営を行う。 ①介護保険事業（要介護認定、保険給付。第1号被保険者の保険料の賦課徴収等）、②介護サービスの基盤整備、③費用の町負担（介護給付費の公費負担率12.5%）、④地域支援事業（包括的支援事業・介護予防事業・任意事業）の充実により、自立した生活の維持向上を図る。	65歳以上人口が年々増加し、H17年合併時は6,958人（高齢化率28.2%）に対し、H27年は7,479人（高齢化率33.8%）であった。65歳以上の認定者数も年々増加し、要介護認定率（認定者/人口）は、H17年は14.8%、H27年は18.8%で近年は横ばい状態である。介護給付費（サービス利用料）は毎年伸び、財源の一部である介護保険料は合併以降H18年度第3期計画では月額4,290円だったが、H27年度第6期計画では月額5,900円となり、合併時の1.38倍となった。（県内平均は、5,644円）給付費の適正化と、介護予防に努め、自立した生活レベルをどう維持していくかがより重要になっている。	A	65歳以上人口が年々増加し、H17年合併時は6,958人（高齢化率28.2%）に対し、H27年は7,479人（高齢化率33.8%）であった。65歳以上の認定者数も年々増加しているが、要介護認定率（認定者/人口）は、H17年は14.8%に対し、H27年は18.8%で、近年は横ばい状態である。介護給付費（サービス利用料）の伸びに従い、住民に最も身近な介護保険料は、制度スタート当初H12年（2,000年）は月額2,400円（立川）～2,600円（余目）、合併以降H18年度（2,006年）第3期計画では月額4,290円だったが、第6期計画のH27年度（2,015年）からは月額5,900円となり、当初の2.36倍、合併時から1.38倍となった。今後も健康推進係や健康福祉係、地域支援係等と連携し、町民の健康志向を高め、介護予防事業を初めとする高齢者の居場所づくり等健康長寿の取組みと介護給付費の適正化に努めていく必要がある。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業
447	保健福祉課	—	—	—	—	介護保険（特別会計）	介護予防事業	高齢者自らの健康長寿への取り組み支援	・二次予防事業（対象者把握事業、通所型・訪問型介護予防事業） ・一次予防事業 ・介護予防普及啓発事業	H29年度から「介護予防・日常生活総合事業」のスタートに向けた事業の構築段階。これまでの要支援認定者の給付サービスや介護予防事業を、対象者の自立支援の視点で事業展開を図る。住民主体による「地域づくりによる介護予防推進事業」（いきいき百歳体操）を各集落で実施できるよう普及推進、リハ職の地域派遣等で高齢者自ら健康長寿に取り組めるよう支援していく。	B 法改正により、H29年度からは「介護予防・日常生活総合事業」として予算組換え予定。 これまで介護給付費で支出していた「要支援1、要支援2」認定者の「介護予防通所サービス」及び「介護予防訪問サービス」が、新しい事業を構築し事業費から支出。また、包括的支援事業費の「介護予防マネジメント」も総合事業の中で実施。 そのため、要支援の介護保険給付費は削減となるが、地域支援事業事業費としては増額となる見込。	
447	保健福祉課	—	—	—	—	介護保険（特別会計）	包括的支援事業・任意事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の整備	・地域包括支援センター運営事業 ・社会保障充実事業（生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携事業、地域ケア会議推進事業） ・任意事業（家族介護者支援、成年後見制度、介護給付費適正化等）	高齢者数が増加し、認知症等を含め地域での見守りや在宅介護者への支援体制が必要とされている。住民への認知症についての理解の普及啓発及び家族介護者の支援体制が重要である。	B 包括的支援事業・任意事業費総額の約9割を地域包括支援センターにかかる事業（人件費）費で占めている。H24年度からは委託事業所に町保健師を1名増員し2名を派遣している。委託先に町職員を派遣してきたことで、町としては一定の役割を果たしてきたと思われる。事業費を削減するためには、派遣職員数等の見直し又は引き上げしかないが、町民サービス低下にならないよう調整を図る必要がある。今後のあり方について検討していく必要がある。 また法改正により、H27年度から新たに社会保障充実事業の4事業を実施し、包括ケアシステム体制を構築することになっているため、地域包括支援センター以外の事業費の削減は難しい。	
501	農林課	2	1	6	4	広域行政費（農林）	広域行政事業（農林）	山形大学農学部地域産学官連携協議会は、高度研究開発及び地域産学官連携を推進し農業を核とした地域産業の振興発展に寄与することを目的として、平成22年10月に設置された。大学、庄内5市町、庄内総合支庁、全農山形県本部、(株)平牧、鶴高専で構成。	山形大学農学部と地元企業・関係自治体等との連携・協力強化、研究開発能力の向上並びに研究開発の推進を図る。	地域の高等研究機関としての位置付けであり、庄内地域全体で支援していかなければならない。	A 地域農業を牽引する研究機関としての位置付けであるとともに、未来の農協経営者を育成するため、庄内地域全体で継続して支援していく必要がある。	
502	農林課	6	1	2	2	農業行政推進費	農業生産委員協議会運営事業	町（国・県）の各種施策の推進について集落ごとに取りまとめを行う役割をお願いし、農業経営の円滑化を図ることを目的とする。	各集落の中心的農家を「農業生産委員」として任命するとともに、生産技術向上の研修会の開催を行う。		A 町農業行政の推進の中心的役割であり、今後も継続して設置・事業を展開していく必要がある。	
503	農林課	6	1	2	3	金融対策費	庄内町災害・経営安定対策資金（平成26年米価下落対策緊急資金） 利子補給補助金	平成26年産米の概算金の大幅な減額に伴う減収に加え、経営所得安定対策の見直しにより、農業経営に支障を来すため融資を借り入れる農業者に対し、利子補給を行い生産活動の維持、継続を図る。	金融機関に申請があったものに対し、利子補給を行う。	対象が平成26年度米価下落の際に適用となった山形県災害・経営安定対策資金金融措置要綱の適用を受ける場合に限定された事業であり、今後新たな申請はない。利子補給対象期間は3年間となっており、最長で平成29年度までとなる。	A 県と町による事業であり、申請者の利子補給期間が終了するまで事業継続が必要である。	
503	農林課	6	1	2	3	金融対策費	庄内町農業経営基盤強化資金利子補給事業	資金を借り受け規模拡大や経営効率化を図る農業者に対し、県と町で利子補給を行うことで経営感覚に優れた効率的・安定的な農業経営体を育成する。	資金を借り受けた農業者に対し、利子補給を行う。	平成24年度から国による利子助成が行われており、金利が大幅に上昇しない限りは新たな申請はない見込みである。 また、平成28年度からT P P対策のためのより有利な利子補給事業が実施されており、その事業期間中は当事業申請はない。	A ⑦の理由により、新たな申請見込みはないが、金利の変動やT P P対策事業の終了後、当事業の申請が再度開始されることが見込まれるため、現在の対象者の利子補給期間が終了した後も継続が必要である。	
503	農林課	6	1	2	3	金融対策費	庄内町暴風・豪雪被害施設復旧等緊急支援資金利子補給補助金	平成24年4月の暴風等により農業用施設に被害を受けた農業者を対象に、経営再建資金に利子補給を行い、生産活動の維持、継続を図る。	金融機関に申請があったものに対し、利子補給を行う。	対象が平成23年12月から平成24年3月までの大雪及び平成24年4月の暴風で被害のあった農業者に限定された事業であり、今後新たな申請はない。利子補給対象期間は8年間となっており、最長で平成33年度までとなる。	A 県と町による事業であり、申請者の利子補給期間が終了する平成33年度まで事業継続が必要である。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
504	農林課	6	1	3	2	農業振興企画費	庄内町農業指導連絡協議会負担金	庄内町における農業の近代化の推進、農業情勢の変化に対応し高位安定生産技術の指導及び導入等を関係機関団体が連携を密にし、農家経営の安定に寄与する。	目的達成のため、次に掲げる事業を実施するための負担金 (1)庄内町における農業所得の向上に関する営農類型の確立 (2)良質農畜産物の高位安定化のための技術指導の徹底 (3)農村生活の改善推進に関する指導 (4)営農技術指導の研修に関すること (5)各関係機関の連絡調整 (6)その他目的達成に必要な事項	本町農業の課題は、作物・園芸・畜産いずれの分野にも多くあり、それらの連携や指導はこうした指導連協のような組織が必要であり、現に有効に機能している。	A	農業を取り巻く環境は、気候や市場の動向などによりめまぐるしく変化するため、関係機関の連携は、迅速な対応をとるためにも欠かせない。その体制維持のため、また本町の農業振興のためにも、町からの負担金は不可欠。	
504	農林課	6	1	3	2	農業振興企画費	庄内町農業本気やる気プロジェクト支援事業補助金	農業の活性化を図り、農業を起点とした産出額の増大に資する。	農業経営と生産の規模拡大に意欲的に取り組む農業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	農作物は、その販売価格が市場の値動きに左右されるために、思うように所得向上に結びつかない。他の国県補助金と比べて活用しやすいメリットはあるが、事業目的にある産出額増大、生産規模拡大という大前提と少々かけ離れた事業も見受けられるので、毎年7月ごろに事業評価を検討会席上にて行っている。	D	要綱施行から4年目を向かえ、制度含めた要綱の見直しを今年度予定している。今年3月に改定した「庄内町花き振興計画」の目標達成に向け、継続していく必要あり。	
504	農林課	6	1	3	2	農業振興企画費	庄内町農産物交流施設管理運営事業	庄内町農産物交流施設を道の駅第2ステージとして地域に根ざした活性化や、地域の課題解決に資する施設にステップアップする	・庄内町農産物交流施設（道の駅「しょうない」）の指定管理による維持管理 ・道の駅第2ステージとしての、高齢者向け野菜集配事業、観光案内ガイド ・農産物交流施設を利用し、食堂事業や地元農家がつくる安全安心な農産物を中心に販売事業により、農家所得の向上や購入者との交流、雇用の創出を図り、地域の活性化を目指す	農産物交流施設を利用した売上げを伸ばせば、手数料収入が増加し、道の駅の施設としてのサービスの充実につながり、来訪者の満足度につながっていく。どんどん伸ばしていくことで、施設やサービスの充実にかかる町の一般財源の歳出を抑えることにつながる。いかに人を呼びこむかが課題。	B	手法としては、指定管理者制度による管理運営としていく。 道の駅としてのスタートは本年度であり、道の駅第2ステージとして地域に根ざした活動と、来訪者、利用者の増加を最優先課題としてとらえる。魅力のある産品、ここだけの加工品、心温まる主婦ランチメニューの開発が一時的手法。その情報発信とイベント開催、そして地域資源活用あるいは連携した誘客ソフト事業の実施等が二次的手法。日々今よりもよくなるように検討し実践していく必要がある。	●
504	農林課	6	1	3	2	農業振興企画費	庄内町農産物交流施設整備事業	庄内町農産物交流施設を道の駅第2ステージとして地域に根ざした活性化や、地域の課題解決に資する施設にステップアップするため改修を行う。	増築及び改修工事 812㎡ 駐車場整備 8,881㎡ 電気自動車充電施設 1式	使いしやすい施設、利用しやすい施設、維持管理しやすい施設となるように、工事の段階でも配慮をしていく。	A	施設の整備は平成28年度完了予定である。（施設の整備計画の評価） 施設の利用、運営、維持管理については、別の事務事業として評価していく必要がある。	
504	農林課	6	1	3	2	農業振興企画費	農業複合経営支援事業	複合経営農家の生産所得安定をは図る。	経年劣化により生産費、生産額が低下した施設の修繕費用に対して補助する。	園芸用ハウスの経年劣化により栽培していないハウスを修繕することで、栽培面積を増加し所得の安定を図る。	F	H28～30年度までをひとつの区切りとし、一定の成果が得られれば廃止。	
505	農林課	6	1	3	3	地域おこし協力隊事業費	地域おこし協力隊事業	人口減少や高齢化が進む本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住を図り、もって地域の活力維持及び地域の活性化に資すること	庄内町農産物交流施設を含む地域の活性化を図る活動	協力隊は、町外の方で町内にその居を構えたところであるが、任期を3年としており定住が図れるかが課題。 庄内町農産物交流施設を含む地域の活性化を図る活動については、積極的な実施がなされている。	D	庄内町農産物交流施設を含む地域の活性化を図る活動については、積極的な実施がなされており、非常に友好的な制度と捉えている。定住して活動していただくには、任期の更新などの条件面の検討をしていく必要がある。	
506	農林課	6	1	4	1	作物生産安定対策費	米コンテスト開催事業	米の安定生産対策及び売れる米づくりに資する。	おいしい米のふる里としてをPRするための米コンテストの開催。	米コンテスト出品数の確保及び地元出品者の最優秀金賞の受賞。	D	今年度第10回を迎え、ひとつの区切りとなる。事業内容を検証し、来年以降の継続を検討する。	
506	農林課	6	1	4	1	作物生産安定対策費	庄内町産地パワーアップ事業費補助金	水田・畑作・野菜・果樹等の産地が、地域の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組みを総合的に推進する。	立川大豆振興会に対し、大豆コンバインリース導入経費に対し補助。	H28.6.14現在、事業採択が未定の状態。予算については、6月補正で可決済。 庄内平野の東端に位置する平坦地域の庄内町狩川地区においては、多くの大豆生産が行われている。地区の農家の半数近くが生産するほど地域に根差した作物となっており、転作物の中でも1、2を争う収量となっている。一時期、そばの栽培で大豆の収量が減少した時期もあったが、現在は年々増加傾向にある。今後も水稲からのシフトにより大豆生産量の更なる増加を図っていくとともに、産地に適した品種の取り入れを行うことで増収に取り組むため、大豆コンバインを新規に1台導入し、収量の増加や面積拡大を図っていく。	A	3ヵ年で目標達成を目指す事業。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
507	農林課	6	1	4	2	園芸特産生産安定対策費	庄内町花き振興会負担金	庄内町における花き栽培技術の向上と種苗センターの計画的利用、優良種苗の安定供給に資するとともに、花き振興と産地としてさらなる拡大を図ることを目的とする。	目的達成のため次に掲げる事業への負担金 (1) 先進地調査及び会員相互の技術向上対策に関する事 (2) 優良種苗の安定供給に関する事 (3) 花き産地としてのPR活動 (4) 若手生産者及び女性生産者の積極的な参加の推進 (5) 後継者の育成に関する事 (6) その他目的達成に必要な事項)	庄内町の多くの花き生産者で構成される本会は、目的達成、更には庄内町花き進行計画に掲げる「世界一の品質の花づくり」を目指し、多種多様な事業を展開している。ただ、連作障害などの病害問題が発生しており、その対策への取組強化が今後の課題。	B	庄内町花き振興計画では、平成30年の販売目標額を4.2億円(H25 3億円)、出荷本数を4,770千本(H25 3,456千本)としており、その目標達成には花き振興、栽培技術向上、若手育成、病害対策と安定供給に向けた、新たな工夫や取組が必要。そのためにも、町全体で「品質世界一」を目指す意味でも、拡充して計画していくべきである。	
507	農林課	6	1	4	2	園芸特産生産安定対策費	庄内町施設作物連作障害対策事業補助金	花き又は軟白ねぎを生産する園芸農家(以下「園芸農家」という。)の安定した経営及び所得の確保を図る。	土壌消毒を行い、土壌病害性連作障害による被害を抑制する園芸農家に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	平成28年度の新規事業。花き圃場における土壌伝染性病害フザリウムが、庄内地区、とりわけ庄内町内の圃場に多く発生し、花き(主にトルコギキョウ)生産量へ多大な影響を与えている。農業技術普及課等の指導とあわせながら、積極的な活用を図るべき事業。	C	フザリウムの潜伏は4~5年といわれ、単年度の消毒のみでは病害解決に至ることは困難。圃場の状況やJA等からの情報をつかみながら、現状にあった措置を今後も続けていく必要がある。	
507	農林課	6	1	4	2	園芸特産生産安定対策費	庄内町戦略的園芸産地拡大支援事業	園芸作物の産地形成及び園芸産地の活性化を図る。	山形県戦略的園芸産地拡大支援事業実施要綱別表の事業を実施する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	県補助率4/12に加え、町が1/12以上上乗せすれば、県補助率はさらに1/12上乗せされる。本町は4/12上乗せしているため、県4/12+県1/12+町4/12=計9/12の補助率。毎年、経営規模拡大に向け熱意のある生産者から要望があがってきているが、県の予算配分額の限度を超え、不採択または配分額のカットなどが行われている。	A	県戦略的園芸産地拡大支援事業は、平成28年度をもっていったん終了するが、制度の見直しや拡充等を踏まえて、平成29年度から新制度が始まる見通し。本町でも積極的に活用し、庄内町花き振興計画に掲げる「品質世界一」の花作りに向け取り組んでいかなければならない。	
507	農林課	6	1	4	2	園芸特産生産安定対策費	庄内町農業生産環境保全助成事業補助金	庄内町における農業用使用済みプラスチック等の適正処理を実施した農家負担の軽減を図ると共に、不法投棄等の防止を図る。	農協と収集運搬及び最終処分許可を有する業者との契約により、農協が庄内町の農家から回収した農業用使用済みプラスチック等の委託処理に要した経費に対し補助金を交付する。(1kg当たり3円の補助金を交付する。)	農業用使用済みプラスチック等の適正処理を推進することで、環境保全への成果は得られている。ただし、農協と処分業者における委託処理経費への財政援助的な性質であること、また補助金交付に係る提出事務や書類量が多いことなど、課題もある。	C	農協が町内の農家から回収する農業用使用済みプラスチック等の委託処理に要する経費であるが、回収量の減少を含め、町が補助しない、農協の自主的な取り組みへと変換していく必要がある。	
507	農林課	6	1	4	2	園芸特産生産安定対策費	野菜価格安定対策事業	活力ある園芸特産振興と農家所得の安定に資する。	対象とする作物の販売価格の0.5%を生産者と農協、町がそれぞれ拠出し、補給準備金として積み立て、補償基準価格を下回った生産者に交付する。	農家経営の安定に資する上では必要不可欠であり、3年毎に実情に合わせて見直しを行っており、今後も継続実施していく。	D	現状でも3年毎に実情に合わせて見直しを行っている。	
508	農林課	6	1	5	1	畜産振興対策費	受精卵移植支援事業	優良繁殖和牛の増頭及び農業所得の向上を図る。	畜産農家が行う、全国農業協同組合連合会山形県本部から供給される優良血統の受精卵の移植事業に要した経費の一部を補助する。	平成23年度以来、補助金交付対象となった農家はいない。	D	近年の実績から、現状のまま継続すべきどうか検討が必要であると考えられる。	
508	農林課	6	1	5	1	畜産振興対策費	家畜導入支援事業	農業経営を合理的に推進するとともに、農業所得の拡大を図る。	各農業協同組合長が一定の条件に基づき、町内畜産農家に対し導入資金の貸付を行う場合、各農業協同組合に対し無利子による資金の貸付を行う。	毎年、一定の頭数が導入されていることから、家畜導入の促進に欠かせない事業であると考えられる。	A	町独自の畜産振興対策として欠かせない事業である。	
508	農林課	6	1	5	1	畜産振興対策費	原種豚導入支援事業	日本一の銘柄豚の産地としての定着を目指し、優良種雄豚の導入を推進する。	養豚農家が導入した優良種豚の購入に要した経費の一部(豚価格の1/3)を補助する。	優良な種雄豚は養豚経営に必要不可欠であり、今後も継続実施していく。	A	町独自の畜産振興対策として欠かせない事業である。	
508	農林課	6	1	5	1	畜産振興対策費	畜産農家自衛防疫推進事業	畜産農家が実施する疾病を予防するための予防注射の接種を推進する。	養豚農家が実施した山形県家畜畜産物衛生指導協会事業又は庄内地区家畜畜産物衛生指導協会事業で、畜産農家が実施する予防接種事業に要した経費の一部を補助する。	新たなワクチンが開発された場合には、補助対象ワクチンの拡充を検討する。	A	畜産農家の経営安定にとって、欠かせない事業である。 ※町単事業	
508	農林課	6	1	5	1	畜産振興対策費	和牛繁殖雌牛増頭事業	優良繁殖和牛の増頭及び農業所得の向上を図る。	安定的に肥育もと牛を確保することにより、山形牛ブランド力の向上を図るため、経費の一部を補助する。	平成27年度までは、県の補助事業に採択された牛を交付対象としていたが、平成28年度より、採択の有無に関わらず県の補助事業と同様の要件を達成した牛を交付対象に改めた。この変更によって、増頭をより促進することが見込まれる。	A	町独自の畜産振興対策として欠かせない事業である。	
508	農林課	6	1	5	1	畜産振興対策費	畜産物価格差補てん事業	生乳及び肉豚枝肉の価格変動に対処し、酪農家及び養豚農家の経営安定を図る。	1. 余目町農業協同組合又は庄内たがわ農業協同組合が行う生乳価格差補てん事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 2. 畜産協会と基本契約並びに年次契約を締結している養豚農家に対し、年度内契約頭数にかかる生産者負担額の一部を補助する。	生乳及び豚の出荷価格は変動しやすい上、TPPIによる影響が懸念される今後においては、本事業の必要性がより高まると考えられる。	A	畜産農家の経営安定にとって欠かせない事業である。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
509	農林課	6	1	6	1	放牧場管理運営費	放牧事業利用促進事業	酪農家等による放牧の促進を図る。	放牧場の利用許可を受けた酪農家等が、その放牧の許可を受けた牛を放牧場に搬送するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	高齢などを理由とする廃業により、飼養頭数が減少するにつれて、放牧頭数も減少傾向にある。補助事業を継続するとともに、草地の適正な管理に努めて、放牧頭数の増加を図る。	A	町独自の畜産振興対策として欠かせない事業である。	
509	農林課	6	1	6	1	放牧場管理運営費	放牧場管理運営事業	家畜の健全な育成、丈夫な骨格形成、安定的な生産能力の確保及び畜産農家の作業負担の軽減を図る。	町内畜産農家より預託を受けた牛を、5月中旬～10月中旬まで放牧する。牛の健全育成を図るため、飼養管理と草地管理を徹底する。	平成25年度の豪雨災害により、放牧期間の途中に緊急下牧をした。平成26年度も町営放牧場を利用できず、避難的に庄内広域育成牧場で放牧した。平成27年度より、(一社)月山畜産振興公社へ指定管理委託を開始した。関係機関との連携を強め、町営放牧場と庄内広域育成牧場が一体となった放牧を実施している。	A	家畜の健全な育成、丈夫な骨格形成、安定的な生産能力の確保及び畜産農家の作業負担の軽減を図るためには、放牧事業は必要な事業である。平成27年度に指定管理者制度により、放牧利用と許可、牧場の管理、放牧牛の飼養などを委託した。庄内広域育成牧場と一体化した牧場事業について、適宜、委託先や関係機関と協議しつつ推進する。	
510	農林課	6	1	7	1	生産調整推進対策費	需給調整推進対策事業	米の需給調整をはじめ、水田農業に関する事業を円滑に実施する。	需要に応じた米生産の推進に関する要領に基づき、米の需給調整を行う。	平成30年から国による米の生産数量目標の配分がなくなり、県の主導により需給調整を行っていくこととなるが、県が方針を明らかにしておらず、先の見通しが立っていない。30年以降は、より実際の需要に応じた生産と需給調整が行われることとなるが、農業者が安心して需給調整に取り組むことができるよう、県と連携しながら体制を構築していく必要がある。	F	平成30年から国による生産数量目標の配分がなくなるため、平成30年度からは廃止となる見込みである。	
510	農林課	6	1	7	1	生産調整推進対策費	直接支払推進事業	経営所得安定対策の円滑な推進を図る。	農業再生協議会に対して支援を行う。	平成30年(国からの生産調整配分廃止、米の直接支払交付金廃止)以降の経営所得安定対策のありかたが不透明であり、県からの補助金がどの程度見込めるか見通しが立たない。	A	経営所得安定対策の各種交付金を国が間違いなくスムーズに農業者に交付できるよう、米の需給調整、作物の各種データのシステム入力や、現地確認、産地交付金の対象者、対象面積の確認など、再生協議会で雇用する職員が行っており、経営所得安定対策事業が続くかぎり、継続する必要がある。 H28年度からは名称が「経営所得安定対策等推進事業」に変更となる。	
510	農林課	6	1	7	1	生産調整推進対策費	人・農地問題解決加速化支援事業	地域の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積に必要な取組を支援することにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業を実現する。	各地区の農地の状況確認のための話し合いの開催と、町全体の農地のあり方についての検討会を開催する。	農地中間管理事業を活用した農地集積の推進と、耕作放棄地発生を未然に防止するための話し合いが行われていますが、地区(集落住民)全体での話し合いを行うよう、今後も要請していく必要がある。	A	国の農業施策(補助事業等)の中心となる計画であるため、今後も継続して事業を実施していく必要がある。	
511	農林課	6	1	7	2	生産性向上対策費(町単事業)	生産性向上対策事業(町単事業)	庄内町の元気な農業づくりを応援するため。	生産調整関連活動を実施する農業協同組合に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	各農協支所ごとに転作営農推進関係の事業に補助金を活用しているが、国からの生産調整配分が平成30年度から廃止になることから、この補助事業についても平成29年までで廃止予定となっている。廃止後について、主食用米の需要が毎年減少し続ける中で、米への依存が強い本町において、主食用米以外での農業収入確保のため、大豆・そば・重点振興作物(花、野菜類)の生産性向上を目的とした町独自の支援が必要ないのかどうか、検討が必要。	D	現状では、生産調整(転作)したことへの助成となっているが、平成30年以降は主食用米以外の作物の「本作化」のための助成という位置づけで継続する必要がある。 主食用米の需要が毎年減少し続ける中で、過度な米への依存を続けられれば、農業経営が成り立たなくなっていく恐れがあるため、主食用米以外の作物を「転作」としてとらえるのではなく、「本作」としてとらえ、米と同等に農業収入確保のため、生産性向上を目的とした町独自の支援が必要である。	
512	農林課	6	1	7	3	農業再生対策事業	青年就農給付金事業	農業生産の基盤を確保するとともに、農業者の減少と高齢化対策として、新規就農(青年就農)者に対し支援する。	国の補助事業を活用した青年就農給付事業を行う。	国の予算状況により支援の度合いが毎年変更となる。地域にあった農業施策が展開できるよう、各方面への働きかけが重要となる。	A	国の支援策を活用した給付金のため、現状のまま継続して事業を継続する必要がある。	
512	農林課	6	1	7	3	農業再生対策事業	環境保全型農業直接支援対策費	環境問題に対する関心が高まる中、地球温暖化防止や生物多様性保全のため、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者を支援する。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、環境保全効果の高い営農活動に取り組んだ農業者団体等を支援する。	事業についてはある程度周知できている。しかしながら、取り組み内容が限定されており、実態に即していない部分がある。また、県予算及び取組面積によっては交付金額が減額される場合があり、事業に対する取組者の理解が得られなくなる可能性がある。内容の拡充と予算確保について、今後継続して県へ要望する必要がある。	A	より実態に即した交付要件となるよう県へ要望し、実施面積に対して交付金額が減額となることのないよう、予算確保についても要望する。	
512	農林課	6	1	7	3	農業再生対策事業	農地集積協力金事業	農業生産の基盤を確保するとともに、経営コスト削減のための農地集積に対し支援する。	国の補助事業を活用した農地集積協力金(地域集積協力金・経営転換協力金・耕作者集積協力金)給付事業を行う。	国の予算状況により支援の度合いが毎年変更となる。地域にあった農業施策が展開できるよう、各方面への働きかけが重要となる。	A	農業経営コスト削減のための農地集積は必要である。国が目指す担い手への集積目標(約8割)は上回っているが、農業経営強化の条件としての集約化は継続して推進する必要がある。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
513	農林課	6	1	8	2	農業経営体活性化対策費	経営体育成支援事業	経営規模の拡大、農産物の加工・流通・販売を通じた経営の多角化等、中心経営体等の育成・確保に関する目標を定めてその達成に取り組む場合に、目標達成に必要な農業用機械・施設等の導入を支援する。	経営の効率化を目的とした機械導入に対し、国の補助を受けて支援を行う。(補助率1/3)	国の予算状況により年々採択件数が減少している。国の農林水産業全体の予算確保が課題である。	A	国の施策のため、今後も継続して事業を実施していく必要がある。	
514	農林課	6	1	9	5	堆肥生産センター管理運営事業	おいしい米の里堆肥散布補助金	資源循環型農業及び環境保全型農業を实践し、おいしい米の里づくりの推進を図る。	庄内町堆肥生産センター又はJAあまのめオーガニックセンターあぐりんにおいて生産された堆肥を、水稻を作付するほ場に散布を行う組織に対して、散布堆肥の総重量に1トン当たり900円を乗じた額の補助金を交付する。	堆肥散布を促進する方法を検討する必要がある。	A	町全体の資源循環の取り組みに欠かせない事業である。	
514	農林課	6	1	9	5	堆肥生産センター管理運営事業	堆肥生産センター管理運営事業	堆肥を施用した特別栽培米の取り組みを拡大し、環境負荷の少ない環境保全型農業を推進する。	家庭からの生ゴミと畜糞、籾殻を利用して有機肥料を製造して農地に還元しリサイクルを推進することで、環境保全型農業の推進と資源循環社会の形成を目指す。	施設の老朽化に伴い、例年修繕に多額の経費を要している。大規模改修はせずに、優先順位を決めつつ修繕している。また、バイオマス事業の構想が進んでおり、町内の生ごみの処理方法及び当施設のあり方について、検討が必要である。	A	構想段階にあるバイオマス事業の進展しだいで、当施設の体制は大きく変わることが見込まれる。想定されるケース別に、当施設の体制についての検討を引き続き進めるが、当面は現行の体制と設備で事業を継続する。	●
515	農林課	6	1	12	3	水田畑地化基盤強化対策事業費	水田畑地化基盤強化対策事業費	作物に適した基盤の整備を促進し、転作田での高品質、高収益の畑作物栽培により、地域農業の活性化と農家経営の安定化を図る。	排水対策、地下かんがいなどの土地基盤整備	土地基盤整備を通じて、枝豆・大豆を中心として収穫量の増加や品質の向上、作業性の向上を図り、園芸作物の導入と産地化に向けた取り組みが必要。	A	土地基盤整備を通じて、枝豆・大豆を中心として収穫量の増加や品質の向上、作業性の向上を図り、園芸作物の導入と産地化を促進する。 また、県営事業であり二期対策が平成28年度で完了するが、三期対策が始まる際には各集落生産組合等から要望を取りまとめし事業を進めていく。	
516	農林課	6	1	12	4	中山間地域等直接支払事業	中山間地域等直接支払事業	中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る。	5年間継続して農業生産活動等を行う、集落協定への支援。 集落協定での交付金の使用内容としては、農道や用排水路など農業用施設の草刈りや泥上げなどの管理費用や共同での農業用機械の購入などに使用されている。	本町においても高齢化は深刻な問題であるが、中山間地においては更に高齢化は進んでいる。農業生産活動を継続していくことが今後人材不足により困難な状況になることが懸念される。	A	本事業は耕作放棄を防止するため、共同活動による農業用施設の維持管理等に有効に働いていると考えている。今後ともこの事業を活用し、農業生産活動を継続して行っていくとともに若手の人材育成が課題となってくる。	
517	農林課	6	1	12	6	多面的機能支払交付金事業費	多面的機能支払交付金事業	農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理や農村環境の保全を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図る	地域の共同活動に係る支援、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援する。	過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあり、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されることから、負担の軽減が必要である。	A	本事業は78組織が対象となり、本町の農用地、水路、農道等の地域資源のほぼ全域を対象エリアとして保全管理や農村環境の保全を行っている。遊休農地等の発生を防止するため、この事業を活用し地域資源の保全管理を継続して行っていく必要がある。また、構造変化に対応した担い手の育成と確保、隣接集落との連携、広域的な活動の実施も考えながら事業を進めていく必要がある。	
518	農林課	6	1	12	7	土地改良事業	基幹水利施設管理事業負担金	老朽化に伴う機能低下が顕著な用水路の改修を行い、施設機能を回復し維持管理の軽減を図るとともに、地域農業の生産性向上と農業経営の安定化を図る。	県が管理する農業用排水施設の維持管理に係る費用の負担金	農業用排水施設の維持管理を行うことにより農業用排水の安定供給を図る。	A	農業用排水施設の維持管理を行うことにより農業用排水の安定供給を図る。	
518	農林課	6	1	12	7	土地改良事業	県営かんがい排水事業負担金	老朽化に伴う機能低下が顕著な用水路の改修を行い、施設機能を回復し維持管理の軽減を図るとともに、地域農業の生産性向上と農業経営の安定化を図る。	農業用排水施設の改修	老朽化した農業用施設は今後とも増加すると見込まれるので、計画的な改修が必要である。	A	老朽化に伴う機能低下が顕著な用水路の改修を行い、施設機能を回復し維持管理の軽減を図るとともに、地域農業の生産性向上と農業経営の安定化を図る。	
518	農林課	6	1	12	7	土地改良事業	県営農地整備事業負担金	本事業の実施により、維持管理労力の軽減とともに、地域内のほ場条件の均一化を図ることで、中心経営体の育成と農地集積の促進を図る。	土地の基盤整備。区画を拡大し農地の集団化及び面的集積、用排水路、農道の整備に対し支援。	事業要望地区において小区画水田、農道が狭小、水路が一部を除き土水路のため維持管理に苦慮している。また農業機械の大型化への対応や用排水路などの施設の維持管理に多大な労力を費やしており、担い手が農地利用集積を図るうえで阻害要因となっている。	A	本事業により生産基盤の条件を整えることで、農地集積の促進、農業生産を担う担い手の育成、効率的かつ安定的な農業経営を確立していく。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
518	農林課	6	1	12	7	土地改良事業	国営造成施設等管理体制整備推進協議会負担金	農業水利施設の持つ農業生産面以外の多面的機能の発揮や環境・安全に配慮した管理の複雑化・高度化への対応を行うため、施設を管理する土地改良区等の管理体制の整備を図る。	国営造成施設及び国営付帯県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制整備を図るため、多面的経費（農業外の雨水排水の受け入れ、防火用水等）に対し支援。	新規に最上川下流地区が採択。町が事業実施主体となり、最上川下流地区管理体制整備推進協議会を設立し推進活動を実施する。	A	推進活動の実施により、関係土地改良区及び関係機関との連絡調整を密にし、管理体制整備を図るため、多面的経費（農業外の雨水排水の受け入れ、防火用水等）に対し支援する。	
519	農林課	6	2	1	2	林業総務事業	庄内町地元産材利活用推進補助金	住宅建築分野における地元産木材の需要拡大を図り、森林資源の循環利用促進及び地元木材関連業界の活性化を図る。	県産木材を利用して住宅を新築する者に対し補助する。	県の同様の補助金や町の他事業と併用が可能である。新築が減少しているなかで当補助金の活用が伸び悩んでいる。	A	町内の木材関連業界の活性化を図りながら森林資源の循環利用を促す町単独の事業として欠かせない事業である。低迷していた林業が国をあげたさまざまな施策や県内での木質バイオマス発電所の稼働など上向きに向かうなかで町としても結果につながるように事業展開を考えていかなければならない。	
519	農林課	6	2	1	2	林業総務事業	庄内町木質ペレットストーブ等導入支援事業補助金	森林資源の有効活用を図り、森林の適切な整備及び保全に寄与する。	町内の住宅、事業所、農業用施設等にペレットストーブ、チップストーブ、薪ストーブを設置する者に対象経費の17%又は5万円のいずれか少ない額を補助する。	環境に良いという観点で興味を示し購入する人も増えてきているが、石油ストーブや電気ストーブと比較して導入自体にコストがかかる。	A	地球温暖化の悪化により環境に優しいものへ興味を持つ人が増えてきていることにあいまって、戦後に植えた木々が伐期を迎えているため有効活用を図るためにも補助金を活用した導入を促していきたい。	
520	農林課	6	2	2	11	林業振興事業	合板・製材生産性強化対策事業	地域産木材の競争力強化に向け、生産性向上等と体質強化を図るための合板・製材工場等の整備と原木の安定供給のための間伐材の生産及び路網整備等を一体的に推進する。	木材加工流通施設等整備 間伐材生産・路網整備等	町有林の間伐については、森林整備促進・林業等再生事業という補助事業を活用しながら行ってきたが、平成27年度で終了となったため、類似の本事業を活用することとした。	A	町有林の間伐については、民有林の間伐と同様に木材価格が低迷しているため、搬出した木材の売り払いだけでは、間伐の経費を賄うことができない。補助事業を活用し、一般財源を抑え町有林の健全な育成を図っていく。	
520	農林課	6	2	2	11	林業振興事業	庄内町森林整備地域活動支援交付金	木材価格の低迷、森林所有者の高齢化や不在村化等により森林施業が十分に行われない森林が発生するなど森林の有する多面的機能に支障をきたしかねない事態が生じている。このため森林経営計画を策定し計画的かつ適切な森林整備の推進を図る。	森林経営計画の策定や施業集約化の促進、森林境界の確認などの地域活動を行うものに交付金を交付する。	事業目的に記載のとおり、木材価格の低迷、森林所有者の高齢化や不在村化等により森林施業が十分に行われない森林が発生するなど森林の有する多面的機能に支障をきたしかねない事態が生じている。	A	木材価格の低迷、森林所有者の高齢化や不在村化等により森林施業が十分に行われない森林が発生するなど森林の有する多面的機能に支障をきたしかねない事態が生じている。このため森林経営計画を策定し計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、今後も継続して本事業を活用していく。	
520	農林課	6	2	2	11	林業振興事業	やまがた緑環境交付金事業	森林にふれあう機会を創出することで、森林の保護や森林機能の重要性を普及・啓発する。	やまがた緑環境税を財源に、協力団体等と連携して森林エリアを整備し、森林資源を活用し、森林体験・自然環境学習を目的とした各種体験事業を展開する。	森林について子どもたちに指導する有識者が高齢化している。町で団体の事務局を担いさまざまなイベントを実施し子どもたちに森林の重要性を伝えている。森林について親しみをもち、身近にあふれていることを知り、子どもたちが将来興味を持つ1つの職業へとつながっていくような森林に触れる機会を作っていく。	A	県民税としてやまがた緑環境税が開始されてから今年で10年になる。しかし県で昨年行ったアンケート調査結果によると知っているも何に使われているのかわからないという人や、徴収されていること自体知らないという人もいる。交付金として各市町村に交付され、地域性などによって多種多様に事業が展開できることから、庄内町に合った事業を実施しながらみどり環境税の周知を徹底していく。	
520	農林課	6	2	2	11	林業振興事業	里山林整備事業業務委託料	やまがた緑環境交付金を活用し、森林景観整備又は人と動物との共存の森林整備を実施し、里山林の再生を図る。	所有者による手入れがされず、幹線道路沿いの荒廃した森林を整備を行う。	森林所有者が高齢化している、また相続しても場所が分からない、県外にいるなど森林を所有していても所有者や委託による整備のされていない森林が多い。環境税を活用して幹線道路沿いや人の集まる観光地周辺の森林整備を行わなければ森林の荒廃が進んでしまう。	A	今後も県の交付金を活用しながら、地元住民の要望を反映し、また景観育成に向けた働きかけを行うことで幹線道路沿いや観光地周辺の景観を守っていく。	
520	農林課	6	2	2	11	林業振興事業	庄内町間伐実施推進事業補助金	公益的機能の高い健全な森林の育成と林業労働力の確保及び間伐材の利用促進による中山間地域の経済の活性化を図る。	間伐の実施及び間伐作業道の整備を行うものに対し、補助金を交付する。	木材価格の低迷により補助事業なしには、間伐材の売り払い収入だけでは、森林所有者に収入を分配することができない。逆に費用負担が発生してしまう。そのため補助事業を活用し、少しでも森林所有者に分配できるようにし、森林整備への意欲の低下を防ぐにはならない。	A	今後も国の補助事業を活用しながら、庄内町特定間伐等促進計画に基づき、計画的に民有林の間伐を行うことで、森林所有者の森林整備の意欲の低下を防ぎ、健全な森林育成の推進を図る。	
520	農林課	6	2	2	11	林業振興事業	林道保全管理事業委託料	林道及び林道隣接地の保全。	林道5路線（立川線、興屋線、小倉山線、白山沢線、科沢西山線）の道路機能維持確認作業と草刈り、路面整備等を行う。	林道のほとんどが砂利道のため、ひとたび豪雨に見舞われると路面が洗掘され通行に支障が出てしまう。路面排水材の設置や泥上げなどの日常管理を適正に行っていく必要がある。	A	林道の通常の維持管理業務であり、当然町ですべき事業である。通行者の支障となることが無いようにすることや災害を未然に防止するためにも、林道の的確な状況把握に努め、その時の状況に合わせ予算計上をすべきである。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
520	農林課	6	2	2	11	林業振興事業	森林管理巡視業務委託料	森林の巡視及び調査業務、啓蒙普及活動業務を委託する。	・森林の巡視業務…山地災害危険箇所、林道治山施設危険箇所等の報告 ・森林の調査業務…間伐等森林整備箇所の調査、森林病害虫の調査 ・啓蒙普及活動…間伐未整備林の整備促進	森林巡視の際、町管理林道において倒木があった場合には見つけ次第報告をうけている。林道によっては通行が多いところもあるためすぐに倒木を取り除くことで通行の妨げにならないよう維持管理へつながっている。	A	大雨や台風などの異常気象があった際に危険箇所がないか把握することは当然町ですべき事業である。また、森林所有者が高齢化していたり町外や県外へ出ていて所在さえもわからない場合も増えてきている。森林病害虫については瞬刻間に被害が広がる可能性があり、また間伐等の整備については多くの木が伐期を迎えていることもあり適切な処理が求められている。今後とも森林組合と協力をしながら森林の状況把握に努めていかなければならない。	
520	農林課	6	2	2	11	林業振興事業	森林病害虫等防除事業委託料	特定ナラ林において、カシノナガキクイムシによる被害の蔓延を防止する。	菌の繁殖を抑えることによりミズナラ等の枯死を予防する、予防薬剤の注入を委託する。	北月山荘からキャンプ場までの道路周辺及び鶴巻池散策路周辺を特定ナラ林に選定し予防することで、景観を守ることにつながっている。周辺一帯は自然を満喫できる宿泊場所として町内外より年間16,000人の利用者があるため今後も予防が必要である。	A	予防を行っている特定ナラ林において過去には被害が発見されていたが例年の予防により現在は被害が見られずキャンプ場や散策路としての景観が保たれている。昨年度に策定したH28～H31の3ヶ年の特定ナラ林保全個別計画に沿って今後も防除を継続していく。	
521	農林課	6	2	3	1	水産業振興事業	庄内町水産業関係団体補助金	水産業の振興発展を図るため、水産業団体へ補助を行う。	水産業団体は、サケやアユなどの放流やカワウ被害の調査など水産業に資する活動を行っている。	施設の老朽化や組合員の高齢化などによる脱退のため組合員数が減少し、事業を行っていくことが年々厳しくなっている。	A	サケやアユなどの放流、カワウなどの鳥獣害対策など水産業団体の活動は、自らの利益のみならず公益性が高いと考える。そもそも放流事業などは行政でやるべきことと考えられなくもないし、実際行政において行っている自治体もある。こうしたことからこの事業は継続して行っていきたいし、カワウなどの鳥獣害の被害が拡大し、対策の費用が増加すれば、拡充も視野にいれていかなければならない。	
521	農林課	6	2	3	1	水産業振興事業	庄内町淡水魚養殖施設指定管理委託料	淡水魚を養殖し、販売することにより、水産業の振興に資するとともに、地域特産品としてブランド化し、地域振興に資する。	淡水魚の養殖。 淡水魚の販売。 イベント等に参加し、イワナの掴みどりやイワナの塩焼きを提供する。	最終的には、指定管理委託料が無くても自主運営していくことが目標ではあるが、今現在そこまでは至っていない。北月山荘での消費だけでは数量に限界があり、加工品の開発や県内、県外への販路拡大を行わなければ、採算がとれるまでの出荷数量には至らない。しかしながらそこまで活動する人手が足りていないのが現状である。今後若手の人材育成が必要と考えている。	A	評価としてA「現状のまま継続」としているが、出荷数については加工品の開発や県内、県外への販路拡大を行い増やしていき、指定管理委託料については減らしていき、最終的には自主運営を目標とする。 また、若手の人材を発掘し、育成していきたいと考えている。 淡水魚の養殖については、今後とも継続していき水産業の振興、地域の振興に貢献したいと考えている。	
522	農林課	11	1	1	1	農業用施設災害復旧費	農業用施設災害復旧費	農業用施設で発生した災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保する。	被災箇所の確認、調査、報告、写真撮影、測量、設計を行い、国の補助基準を満たす場合は、査定設計書を作成し、査定を経て災害復旧工事を実施する。	本来技術職が配置されていることが望ましいのだが、災害はいつ発生するか分からないため、配置されていないのが現状である。このような現状のため技術の継承がなされていないことが課題である。	A	災害が発生した場合は、補助事業に該当するものは、補助事業を活用し、該当しないものは単独事業として速やかに対応する必要がある。	
523	農林課	11	1	2	1	林業施設災害復旧費	林業施設災害復旧費	林業施設で発生した災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保する。	被災箇所の確認、調査、報告、写真撮影、測量、設計を行い、国の補助基準を満たす場合は、査定設計書を作成し、査定を経て災害復旧工事を実施する。	本来技術職が配置されていることが望ましいのだが、災害はいつ発生するか分からないため、配置されていないのが現状である。このような現状のため技術の継承がなされていないことが課題である。	A	災害が発生した場合は、補助事業に該当するものは、補助事業を活用し、該当しないものは単独事業として速やかに対応する必要がある。	
601	商工観光課	2	1	8	1	地域づくり関係事業費(商工)	立川地域街路灯維持管理事業	夜間における道路・交通状況を把握するため設置されている街路灯について、事故無く機能させることを目的とする。	立川地域に設置されている街路灯253基に係る用地確保・保守点検(1回/年)及びそれらの費用負担を、うち町管理分40基については、電気料の支払いや修繕を行っている。また、自治会から撤去要望があった場合については撤去を行っている。	H28/4/1現在、立川地域に253基の街路灯が設置されている。旧立川町時代に町が設置した街路灯であることから、町管理分40基以外の集落管理分213基についても町で借地および保守点検の手続き・費用負担を行っており、余目地域の街路灯とは取扱いが異なっている。	D	平成29年度末を迎える使用貸借契約の更新時期に合わせ、老朽化が進む集落管理の街路灯の要否集約を行い、必要なものについては維持・管理について合意形成のうえ移管を進める方向。平成29年度にはその検討会に必要な予算措置を行う。 撤去を希望するものについては、設置者である町が撤去し、代替が必要な場合は「住みやすい地域づくり活動交付金」を活用し各集落が設置することとなる。このため、平成30年度から3年にわたり70基ずつ撤去するものと仮定、その費用については、1年当たり@80千円*70基=5,600千円とするほか、情報発信課において同交付金の予算措置が必要となる見込み。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
602	商工観光課	2	1	8	3	カートソレイユ最上川管理事業費	カートソレイユ最上川管理事業	健全なレクリエーションの振興と健康増進を図る。また、施設及び庄内町の認知度向上と誘客拡大を図る。	施設の維持管理、レンタルカート業務、カート及びミニバイクの各種大会の開催、イベントにおけるコインバッテリーカーの出張営業等を指定管理者である余目カートクラブソレイユへ委託。	施設はオープンから19年が経過し、建物、カート、計測機器等全体的に老朽化が進んできている。今後、計画的な修繕が必要である。	A	利用件数、利用料金とも多少の増減はあるものの、安全かつ適正な運営に努めている。今後も知名度のアップや新たな誘客活動を図るための対策を講じる必要がある。	●
603	商工観光課	2	1	8	5	小出沼管理事業費	小出沼管理事業	小出沼親水広場付近の景観保全及び憩いの場づくりに寄与する。	適切な施設管理を図るため、地元の小出新田部落会に管理を委託している。また、地域活性化と施設の認知度向上のため、「小出沼親水広場まつり」を開催している。	小出沼の汚泥の堆積や施設老朽化に伴う修繕が増加しているが、大規模改修には多額の予算が必要なため、費用対効果の面から応急措置で対応している。また、イベント「小出沼親水広場まつり」については、施設及び人的に羊の飼育数を増やすことが難しいため、祭りの規模拡大はできない状況である。	A	地元自治会の協力を得ながら、今後も適正に管理運営していく。	
604	商工観光課	2	1	8	7	北月山荘等管理事業	北月山荘等管理事業	北月山自然景観交流施設と南部山村広場の管理運営を行い、立谷沢川流域における観光交流人口の拡大を図ることを目的とする。	北月山自然景観交流施設（月の沢温泉北月山荘・北月山ロッジ・北月山ケビン等）と南部山村広場の管理運営	平成28年度から北月山荘等管理事業に南部山村広場管理事業を含めた予算措置としている。南部山村広場を単体として捉えるのではなく、北月山荘周辺の一体的管理の中で活用をしていきたい。また、新たに地域おこし協力隊が着任したことで、賑わい化と地域活性化や観光交流人口の拡大を図りたい。	A	町内外から施設利用者やリピーターの拡大に向けて、本施設とその周辺の一層の魅力向上を図っていく。また、民間経営の意識を持ち、燃料費等の経費節減に努めていく。	● 南部山村広場管理事業
605	商工観光課	2	1	8	20	温泉施設管理事業費	温泉施設管理事業	まちなか温泉を管理し、町民の健康と生きがいづくり、中心市街地の活性化及び地域の雇用創出を図る。	指定管理者と締結した基本協定書をベースに、施設管理を行う。	平成26年10月のオープンから間もないため、当面、大規模な修繕や設備更新の予定はなく、その都度、利用者のニーズに合わせた改修や源泉維持費用の発生が想定される。	A	大規模な修繕や設備更新については耐用年数等を加味し、計画を立てておくことが必要。また、その都度発生する改修については、利用者には不便を来さぬよう、指定管理者と協議の上、対応していく。	
606	商工観光課	2	1	8	21	立川地域振興事業費	立川地域振興事業費	立川地域の地域資源を活用した観光振興に取り組み、交流人口の拡大と経済効果の創出、定住人口の促進を目的とする。	清川歴史公園構想（第I期）の関所かまへの復元に関する基本設計や立谷沢川流域秋の味覚マラソン（月山龍神マラソン）実行委員会への助成金など。	立谷沢川流域振興事業費から立川地域振興事業費へと事業名称を変更している。清川歴史公園構想（第I期）の関所かまへの復元に関しては、H28基本設計、H29実施設計、H30工事を予定している。また、月山龍神マラソンに関しては、10月9日（日）開催で1,500人を募集するが、開催日前後に近隣市町村でもマラソン等が開催されることから、参加者確保に苦勞すると思われる。どちらも平成28年度からの新規事業。	D	清川歴史公園構想（第I期）の関所かまへの復元に関しては、地域の意見も反映しながら、計画どおりに推進していく。月山龍神マラソンに関しては、初年度と言うこともあり、年々改善や見直しをする必要がある。	
607	商工観光課	2	1	8	22	地域おこし協力隊事業費	地域おこし協力隊事業費	都市圏域等の住民を受け入れ、地域おこし協力活動をしていただき、北月山荘とその周辺の賑わい化と地域の活性化を図ることを目的とする。	・地域の様々な交流活動に積極的に参加し、北月山荘を拠点とした誘客事業の企画や管内施設と連携した交流人口拡大事業の企画 ・月山登山やトレッキング、ジオツアー等のガイド業務 ・砂金掘りや山遊び・川遊び体験等のインタープリター業務 ・ブログ等による隊員の活動や北月山荘の情報発信及び活動誌の作成 ・特産品の開発と各種物産展売店販売や新たな販売促進の仕組みづくり	6月から1名が着任している。地域おこし協力隊の任期は最長3年間となっているが、先進地事例なども参考としながら、活動に対してあまり行政主導とはならないようにしている。外部の視点による「気づき」を通じて地域の資源を掘り起こしたり、最終的には地域への定住につながればと考えている。	B	外部の視点による「気づき」を通じて地域の資源を掘り起こしたり、都市部の若者による町内移住促進にも寄与することから、複数人を採用していくことも考えられる。	
608	商工観光課	2	1	13	1	風車村管理運営事業	風車村管理運営事業	次世代エネルギーパークの拠点施設として、エネルギーについて子どもから大人まで楽しみながら学び地球環境について考える情報発信施設を目指す。	普及啓発として、風力発電や自然エネルギー・地球温暖化対策に関する映像の放映、風の資料展示室における町の風車の歴史を始め風や風力発電にまつわる展示物等の展示・風やエネルギーに関する様々な体験コーナーや遊具の配置、視察や見学の受入れ等。	遊具を含む施設の老朽化により、維持修繕費が年々嵩んできている。交流人口を増やすために、遊具・バッテリーカーの更新・施設内の展示部分の見直しなどによる、今後の入場者の増加のため全館的なリニューアルが望ましいと思われる。	B	風車村センターは、楽しみながらエネルギーについても学べる場として子どもから大人まで訪れる施設であり、随時視察研修などの受け入れを行っている。遊具やバッテリーカーのある風車村センターは、庄内町の中でも有数の観光スポットである半面、遊具や施設の老朽化もみられ維持修繕費が年々嵩んできている。また、花壇や増殖を行ったラベンダー畑等、風車村の芝や附帯園地の維持管理の予算が不足する傾向にある。施設や遊具の適正な維持管理ができるよう、予算の確保が望まれる。	●

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
609	商工観光課	4	1	4	4	新エネルギー推進事業	新エネルギー推進事業	第三次新エネルギー総合利用計画の実現に向けた諮問機関として、委員会を開催し有識者や地元住民の意見等を取り入れながら新エネルギーの普及を図る。	第三次新エネルギー総合利用計画の実現に向け、新エネルギーを活かした町づくりについて調査審議させるための庄内町新エネルギー推進委員会の開催や、新エネルギーの普及及び啓発。	エネルギー環境を取り巻く情勢は、刻々と変わるが新規風力発電施設導入に対しての規制(農地法等)があり、導入が進んでいない。再生可能エネルギーのポテンシャルは農山漁村に多数あり、導入による地域の活性化と農林業の振興を図る農山漁村再生可能エネルギー法が施行された。同法に基づく基本計画を策定し、今後変更を重ねていく。	A	庄内町の新エネルギー事業は町をあげての重点事業であるため、新エネルギー総合利用計画及び農山漁村再生可能エネルギー基本計画に基づき、民間の活力を活用し、官民一体として町の新エネルギー事業を推進していく。ただし、国や電力の施策方針の変更の影響を受けやすいため、町としては事業進捗に向け、民間と国・県等との調整を図っていく。	
610	商工観光課	4	1	4	6	省エネルギー地域活動促進事業	小中学校省エネチャレンジ事業	風力発電によって得られた、クリーンなエネルギーを無駄なく効果的に使うため、地域の方々から省エネルギー活動を実践してもらい地球温暖化対策と環境にやさしい町づくりを推進する。	小中学校での省エネルギー活動の実践による環境教育として小中学校省エネチャレンジ事業を実施している。	児童生徒が自ら電気、水道使用量の削減目標を設定し、アイデアを凝らした省エネルギー活動の実践を行っているが、夜間の体育館等の一般開放等によるエネルギー使用量の増加がある。	A	これまでは一定基準を設け、目標達成校に対し上乘せする形で報奨金を進呈していたが、節電及び節水にも限界があるとの現場からの声があったことから、基準を見直し現状維持を目標に取組んでいる。本事業は希望校にゴーヤの苗を配布しグリーンカーテン事業と併せて推進するため、事業の継続性は必要であると考えられる。	
610	商工観光課	4	1	4	6	省エネルギー地域活動促進事業	庄内町町民節電所事業	風力発電によって得られた、クリーンなエネルギーを無駄なく効果的に使うため、地域の方々から省エネルギー活動を実践してもらい地球温暖化対策と環境にやさしい町づくりを推進する。	家庭における省エネルギー活動の実践による地球温暖化防止対策として町民節電所事業を実施している。	震災以降は電力供給の問題から省エネルギー活動への関心が高まっているが、庄内町町民節電所事業への参加世帯数は年々減少傾向にある。	D	庄内町町民節電所へ幅広い方からより多く参加して貰えるよう、平成28年度は低炭素杯2016受賞記念事業の「古い冷蔵庫を探せ!」と一体となって庄内町町民節電所を開催している。ただ、庄内町町民節電所は、今年で13年目を迎えており、参加者にこれ以上の節電成果を求めることは難しいと考えられるため、節電項目や集計方法、算出方法の見直しなど、新たな手法を取り入れた上で庄内町町民節電所事業の継続が必要と考えられる。	
611	商工観光課	5	1	1	1	労働対策費	企業福祉事業	町内企業の相互連携により交流・研修・福利厚生事業を推進し、企業の安定的発展及び労働者福祉の充実を図る。	庄内町企業同友会が実施する事業に要する経費に対して企業福祉事業負担金を支出する。	企業の移転や閉鎖等による会員数の減少傾向にある。 また、事業への参加企業も固定化の傾向にあり、多くの企業・従業員の参加に向けた工夫が求められる。 企業経営者は、立場上多く複数の役職を兼務していることが多く、役員を選任が困難になりつつあるため、負担軽減について検討が必要。	D	事業への参加企業が固定化の傾向にあり、多くの企業・従業員の参加に向けた工夫が求められる。 また、企業経営者は、立場上多く複数の役職を兼務していることが多く、役員を選任が困難になりつつあるため、負担軽減について検討が必要。	
611	商工観光課	5	1	1	1	労働対策費	庄内町勤労者生活安定資金貸付金	未組織労働者または貸付共済制度を有しない企業に働く勤労者に対し、低利の生活資金を融資するとともに年額保証料について補給金を交付することにより、勤労者の経済的負担を軽減し、生活の安定および福祉の向上を図ることを目的とする。	町が東北労働金庫に対し、生活安定資金融資原資を預託し、対象者に協調融資を行う(融資限度額150万円/人、融資期間7年間)。また、この融資を受け、日本労働者信用基金協会(日信協)から信用保証を受けた場合、その年額保証料の軽減分を日信協に補給金として支出する。	利用件数・融資額ともに低調な状態が続く。生活安定資金融資制度の周知・浸透、融資条件が一律であることによる利用者の利便性向上について検討が必要。	D	東北労働金庫との協議により、平成28年度から自動車・教育・福祉・生活資金の融資区分・融資条件を設定し利便性の向上を図る。また、利用の拡大に向けた取組みとして、融資実行機関である東北労働金庫に対して制度のPR強化を働きかける。	
611	商工観光課	5	1	1	1	労働対策費	先端的建築設計拠点化事業	先端的建築設計手法であるBuilding Information Modelingに係る技術者育成と拠点化を推進することで、地域外からの取引流入を促進するとともに安定した雇用と収入が期待できる「しごと」と高度な知識と技術を有する「ひと」を創出し、地元への就職やUIJターン希望者の定着を目指すもの	委託先企業のBIM拠点化に向けた人材育成及び業務体制確立への取組に対して、平成29年度までの早急かつ短期集中の直接的支援を行うとともに、事業化や拠点化推進のために関係企業等との情報交換を開催するなど、環境整備・与信による受注開拓への協力、情報発信や理解醸成に向けた取り組みなどの側面支援を行う。	庄内地域においては技術者が不足しているため、その克服。 建設業界においては、技術者・人材等の不足などにより、設計・積算・施工等において生産性の向上が課題となっているものの、従来のプロセスからの転換が進んでいない状況。これをBIMの活用により如何に推進していくか。	D	地方創生に大きく資する事業とはいえ、単年度ごとに財源確保や事業執行を行っている状況であり、次年度の見通しが立たない中で人材確保が難しい状況。この課題解決のほか、これまでのふりかえりをもとに、より実効性の高い人材育成や業務の受注・実施体制を目指して改善・見直しを行い、早期の事業化に向けて継続する。	
611	商工観光課	5	1	1	1	労働対策費	労働対策事業	ハローワークや県等関係機関との連携・雇用対策事業への参加・協力、内職相談、町民、若者、UIJターンの就労支援等を通じて雇用の創出・確保を図る。	雇用産業活性化支援員を配置し、事業への参加協力、求人情報の提供や就職相談を行う。	人口の減少と雇用情勢の改善により、特に新卒・若者の求人倍率が高止まりしている。こうした中、地域活力を維持するためには、域外への流出率を抑制し、地域内への定着と企業の人材確保に取り組む必要がある。	B	雇用産業活性化支援員については、業務を通じて地域の雇用情勢に通じ、ノウハウが蓄積されているため、継続配置をしていきたい。 一方、地域産業の人材確保と若者の定着、政府が掲げる一億総活躍社会の一翼を担うためにも雇用対策の重要性は増してきている。現在の事業のふりかえりと効果的な取り組みを検討し、地域活力の維持・増進に貢献したい。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
612	商工観光課	6	1	9	4	農林漁業体験実習館 運営事業	農林漁業体験実習館事 業	体験学習を通じて自然と農業に対 する理解と親しみを深めるを目的と し、H23より実習館が宿泊可能となっ たことから施設の有効活用を図る。	各保育園及び余目・立川子育て支援セ ンター等町内施設への体験農園の貸し出 し、農林漁業体験実習館の宿泊及び貸し 出し、そば道楽の会協力によるそば打ち 体験の開催、ラベンダー畑、ブルーベ リー農園及び風車村全体の草取り等による 維持管理。	風車村活性化のため、ラベンダーの追加植 栽、芝桜の植付、体験農園の貸し出しを増や したが、管理面積の増加により、草取り、草 刈り及び芝刈りなど、日常的な維持管理費が 嵩むようになった。	B	農林漁業体験実習館を含む風車村は、ラベ ンダー畑やブルーベリー農園を有するなど庄 内町の中でも有数の観光スポットである。特 にラベンダーの摘み取り体験は再開の要望が 多かったことから、平成28年度より本格的に 再開する。ラベンダーの増殖、芝桜の新規植 栽などにより体験農園面積が増加する一方、 草取り、草刈り、芝刈りなど体験農園を適正 に管理するために必要な予算が例年より不足 する傾向にある。風車村の交流人口増を目指 すため、情報発信を強化し維持管理を適正に 行う必要があると考えられる。	
613	商工観光課	7	1	1	2	商工観光総務費事業	商工観光総務事業	本町の商工業・観光の振興、中心 市街地の活性化、農業の6次産業化・ 企業誘致・消費者行政の推進のため 必要とされる庶務的な管理を行う。	各種消耗品、当課所管車両の維持・管 理等事業を行うために必要な物品の調 達、手続き、経費の支出を行う。	消耗品や車両の適正な調達、管理及び支 出。	B	老朽化した車両の更新（リース）、リース アップ車両の購入を行うほか、電話料につい ても本事業で支出することとなるため、事業 費が増額となる。	
614	商工観光課	7	1	2	1	商業振興対策事業	起業家応援事業	創業希望者に対する支援を通じて 町内における新たな事業創出を促進 し、地域産業の振興・活力維持と新 陳代謝を図る。	意欲ある起業家に対し、開業に係る以 下の支援を行う。 ①庄内町に起業するものが対象となる資 金を借り入れた場合、借入れから3力年分 の利子相当額の2分の1以内の額を一括し て支援 ②空き店舗を賃借し改装する場合、内装 工事等の経費の2分の1以内の額を支援	年度によって起業件数の増減がある。 創業希望者の掘起こしが課題。	A	当係は、商工会事務室において業務を行っ ており、起業家支援の連携体制はできている が、庄内町創業支援事業計画に基づき、ワン ストップ窓口の設置とそのPR、認定連携創業 事業者たる庄内町商工会や地域の金融機関と 連携しながら、創業希望者の相談、事業計画 の策定から創業、開業後の経営支援まで段階 ・業種に応じたきめ細やかな支援を行って いく。 起業家応援補助金については、創業時の負 担を軽減し、早期の経営安定のために効果的 な支援策であるため、今後も継続する。	
614	商工観光課	7	1	2	1	商業振興対策事業	商工業振興支援事業	町内商工業事業者又はその後継者の 育成により、経営の持続化、安定化 並びに町内商工業の振興を図るも の。	庄内町商工会青年部が行う事業に対し てその経費を支援するもの。	補助事業者は、大きく分けて①婚活事業、 ②農商工連携事業、③青年部フェアの3事業 に取り組んでいる。 このうち、①婚活事業では、部員のネット ワークをいかした多方面への参加呼びかけや 企画の工夫により町が実施する婚活イベント よりもカップル成立数が多い。 ②農商工連携事業では、JAあまらめ青年部と 連携し、地元農産物や地域資源を活用した企 画・商品化を行っている。	A	経営者の高齢化が進み、事業承継が全国的 な課題となっている中、後継者育成の支援は 継続して行う必要がある。 今後は、経営者としての資質向上のために切 磋琢磨できるよう働きかけていきたい。	
614	商工観光課	7	1	2	1	商業振興対策事業	庄内町商店街活性化 キャンペーン事業助成 金	町内の既存商店街からの購買志向 を高め、商店街活性化と振興を図 る。	・協同組合ギフト庄内町によるプレミア ム付商品券販売事業 ・庄内町商工会ハッピーシール部会によ る企画事業(年度により、事業内容が異なる 場合がある。)	プレミアム付商品券事業については長期化 しており、加盟店増加と利用者層拡大を目的 に事業全体について再構築する必要がある。	D	協同組合ギフト庄内町、ハッピーシール部 会とともに近年加盟店が減少傾向にあること から、現在の加盟店数を維持しながら、新規顧 客や加盟店の確保、誘客効果を高める魅力的 な商店づくりのために、今後も商工会や町補 助金を活用した、効果的な事業展開を期待す る。	
614	商工観光課	7	1	2	1	商業振興対策事業	中小企業等人材育成事 業	町内中小企業の経営力及び技術力 の向上を図るため、若手の人材に研 修を受講させる中小企業者又は大 工、左官等の建設従事者の後継者育 成を支援する。	40歳未満の者が受講する研修等の費用 に対して、予算の範囲内で補助金を交付 する。	匠工後継者等実技研修事業において、研修 受講者の資格についての規定がないため、複 数年度の申請制限や受講者の職歴を踏まえて 補助対象研修の認定を行う必要がある。	D	匠工後継者等実技研修事業の受講者要件見 直しの他、より高い効果が期待できる事業と なるよう改善を図り継続する。	
615	商工観光課	7	1	2	2	工業振興対策事業	工業振興対策事業	①中小企業等が共同で行う受注開拓 や技術向上等の活動支援や、②町内 企業の育成と企業立地を促進するた め助成金等の交付により町内製造業 の振興を図る。	①商工業振興支援事業補助金に基づく中 小企業グループの活動に要する事業費の 支援 ②企業振興条例に基づき、町内に工場等 を新設、移設又は拡充を行う場合に、助 成金交付や用地等のあっせん、整地・道 路工事等への協力をを行う。	一部大企業の業績回復や対ドル円安による 製造業の生産拠点の国内回帰などにより、足 元は好調だが先行きを不安視する町内事業所 は多い。好景気を実感できないまま中国の景 気減速の影響を受ける可能性がある。 また、人材面では、受注はあるが人手不足 で生産体制の拡充が困難な一方、先行き不透 明感から採用を躊躇するジレンマを抱えてい る。	D	受注支援活動への継続的支援は必要である が、下請け体質から抜け出すための新商品・ 技術開発支援については、商工業振興支援事 業の見直しにより、人材の確保・育成につい ては中小企業等人材育成事業の活用により、 事業者に必要な施策を組み合わせ提案して いきたい。 また、国・県の支援策の紹介や申請支援、 公設試等との連携についても必要に応じて 行っていく。 そのためにも、事業者の現状を知る上で関 係団体・支援機関との連携や事業所訪問は欠 かせないものとなる。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業
616	商工観光課	7	1	2	3	商工金融対策事業	商工金融対策事業	円滑な資金調達による商工業者の経営基盤の強化を図る。	①山形県商工業振興資金の借入者が山形県信用保証協会の保証を受けた場合、保証料の軽減分を補給金として支出する。(山形県信用保証協会保証料補給制度) ②山形県商工業振興資金のうち対象となる資金について、融資実行から3年の間に支払った利子の1/2を補助する。(商工業振興資金利子補給制度)	有利な資金を有効に活用し、経営力の強化を図ることを目的としているが、近年の経済状況などから、運転資金への活用が中心となっており、先行投資などに活用されるケースは少ない。	A 山形県信用保証協会保証料と山形県商工業振興資金事業は密接な関連があり、共に商工業者、金融機関にとっては安定した資金調達のために効果が高く、事業継続を強く要望されている事業である。 今後も、両事業を継続実施し、町内企業の経営安定化を通じて商工業の振興を図りたい。	
617	商工観光課	7	1	2	4	中心市街地商業等活性化対策費	庄内町一店逸品運動推進事業補助金	個性と魅力ある個店並びに商店街づくりを通じて本町商業の活性化を目指すもの。	庄内町一店逸品研究会が、⑤の事業目的を達成するために行う「一店逸品運動」について、予算の範囲内で町が補助金を交付する。具体的な活動としては、逸品研究会の開催、参加店の個別指導、セミナー開催、逸品カタログ作製、地元タウン誌への情報掲載、消費者交流事業、逸品フェア開催、先進地視察など。	事業開始から10年を迎え、カタログ作成やPR活動の継続によって地域に定着しているほか、参加店の平均年数が8年を超え、また、一店逸品の全国イベント「全国逸品セレクション」でも3つの商品が受賞するなど、商品の目利きやプロデュースの力が備わっている。 参加店が自らの経営改善はもとより、周辺の商工業者・商店会等への波及効果を生み出し、地域商業活性化の中心となることが求められている。	D 事業実施から10年以上が経過し、本来であれば事業総括のうえ大幅な見直しを行う時期である。しかしながら、同研究会の活動の結果、高質な商品の開発や地元以外への周知も広がっている現状にあり、中心市街地活性化への貢献も認められることから、対象経費を限定して支援を行う。 一方、中・長期的には研究会の自主運営化推進のほか、商業活性化のキーパーソンとしての意識醸成と新たな事業展開を求めている。	
617	商工観光課	7	1	2	4	中心市街地商業等活性化対策費	庄内町食を活用した賑わい創出事業補助金	本町の強みである「飲食業」等の振興を通じて、交流人口の拡大および継続的な誘客、事業者の意欲喚起につなげることで、町内の賑わいを創出することを目的とする。	庄内町商工会が行う「食を活用した賑わい創出事業」について、予算の範囲内において町が補助金を交付する。商工会が行う具体的な活動としては、飲食店スタンプラリー「たべぶら」、たべぶらパスポートの作成・発行、町内外に向けた情報発信、検討会議の開催など。	町からの補助金事業としては2年目ではあるが、たべぶら事業自体は4年目であることから、一定の定着が見られる。 一方で、参加店の意識自体は低く、賞品頼りの傾向が見られるほか、この事業を機に参加店単独又は店舗間の協力による独自の集客事業は生まれていない。	D 「たべぶらパスポート」がスタンプラリー形式ということもあり、参加者の95%以上が庄内地域となっている。このため、平成24年度から2年間の委託事業を含む4か年の事業で、庄内地域に対しては町内飲食店の充実度をPRできたものと考えられる。 今後、人口減少や購買力減退に伴い、経営環境が厳しくなることが予想される中、事業を継続するには、地域の外から消費を呼び込む、地元農産物を活用したメニューで経済効果を拡大するなど、事業の見直しが必要。 そのためには、参加店舗の主體的取組みが必要不可欠であり、事務局である商工会のリードに負うところが大きいものと考えられる。	
617	商工観光課	7	1	2	4	中心市街地商業等活性化対策費	庄内町中心市街地まちづくり協議会助成金	まちづくりにおけるリーダーの育成、空き店舗の効果的な活用、賑わい創出事業の実施等による中心市街地の活性化を図ることを目的とする。	庄内町中心市街地まちづくり協議会が行う中心市街地の活性化を目的とした事業について、町が経費の一部を助成する。平成27年度は、空き店舗を活用したコミュニティ施設(ATemPo)の運営や中心市街地の賑わい創出を目的としたイベント(野外パフォーマンスライブ)の開催などを実施。	ATemPo事業ならびに賑わい創出事業ともに中心市街地まちづくり協議会が中心となり、自主的に事業を企画実施している。 まちづくりリーダーの育成や他団体との幅広い交流によるまちづくりを通じた中心市街地活性化計画の具現化が課題。	D 今後は、まちづくりリーダーの育成や他団体との幅広い交流によるまちづくりを通じた中心市街地活性化計画の具現化を推進するため、企画・運営・調整等で担当職員の継続的な支援が必要。 また、事業費については、国や県の支援施策の情報収集・活用のほか、適宜事業実施に必要な予算を措置する。	
618	商工観光課	7	1	2	5	新産業創造館管理事業	新産業創造館管理事業	産業振興、雇用創造及び中心市街地活性化とともに、6次産業化を推進する拠点として、新産業創造館の管理運営を行う。	新産業創造館にかかる施設管理及び6次産業化推進拠点としての運営。	平成26年5月10日にオープンして3年目を迎えるが、新産業創造館の貸オフィス・貸工房・テナントの継続利用による使用料等の確保と、6次産業化推進拠点施設としての運営とともに、施設管理にかかる経費削減に努めていく。	A 平成26年5月10日にオープンして3年目を迎えるが、新産業創造館の貸オフィス・貸工房・テナントの継続利用による使用料等の確保と、6次産業化推進拠点、地域の雇用創出と起業・創業を支援する施設としての運営をするとともに、施設管理にかかる経費削減に努めながら、事業を継続していく。	
619	商工観光課	7	1	2	8	6次産業化推進事業	6次産業化支援事業	「6次産業化の里づくり」推進のための拠点となる庄内町新産業創造館の活用による商品開発から販路拡大、6次産業化に携わる人材の育成や支援施策等の企画、立案とともに、施設運営の評価を実施し、効果、効率的な運営を目指す。	新産業創造館入居エリア(貸工房)に係る全室入居と6次産業化支援施策(設備等導入補助)の活用。 クラスセ6次産業化工房利用者の連携と生産品に係るバザール販売エリアの設置及び確保。	入居エリア(貸工房4室、食のアンテナレストラン、なんでもバザール、カフェコーナー)については、現在全室入居となっている状況を維持していくとともに、新たな商品開発に向けた設備導入支援制度の活用についても引き続き支援をしていく。	A 昨年度までの「実践型雇用創造事業」から、今年度より6次産業化推進にかかる部分の継続と6次化工房の管理、運営も主要事業として行うことにより、6次化支援事業として継続していく。	
619	商工観光課	7	1	2	8	6次産業化推進事業	食の安心・安全のブランドづくりと地域6次産業化推進事業	6次産業化工房の活用と支援員確保に加え、特産品づくりを中心とした起業、創業支援を行うとともに、庄内町ブランドの構築を目指す。	新産業創造協議会に委託して事業を行う。 ・6次産業化推進事業 (庄内町産農林水産物を利用した加工特産品の開発と加工特産品の販路拡大) ・新産業創造火共同利用加工場管理業務(加工施設理機器保守点検、機器取扱い指導及び食品衛生指導)	昨年度までの「実践型雇用創造事業」から、今年度より6次産業化推進にかかる部分の継続と、6次化工房の管理、運営や庄内町ブランドの創設を主要事業として、新たな起業、創業を支援し、雇用の創出を図ることとして、事業の委託先である新産業創造協議会の組織体制の見直しを図って、新たに事業をスタートすることとなったが、関係各機関との連携を密にしながら、事業を進めていく必要がある。	A 今年度の新規事業となっているため、事業を進めていきながらということになるが、継続して事業を進めていく方向である。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
620	商工観光課	7	1	3	1	観光物産対策事業	観光推進事業	本町の観光推進により町の活性化を図るため、誘客事業の実施、イベント等観光協会への支援、広域観光団体との連携事業を実施する。	観光資源の掘り起しによる観光情報の発信やPR、誘客企画やイベント開催、あるいは他市町村と連携した広域事業の取組みにより観光交流人口の拡大と地域活性化を図る。	事業の多くを観光協会に委ねており、町と観光協会が一体となって誘客事業に取り組んでいる。H26年にオープンした施設の集客効果もあり観光入込数は70万に達している。しかし、通年を通じた誘客を図るための滞在体験型観光づくりが必要である。	B	観光振興計画の具現化にむけた活動の指針として、アクションプランを策定し、より強力に観光施策を推進していく。特に地域経済への波及効果が大きい体験・滞在交流型観光の拡充に努めるため、観光専門員の増員やまち歩き、着地型ツアーの企画、新たなイベントの創出など交流人口拡大を図るための仕組みづくりを展開する。	
620	商工観光課	7	1	3	1	観光物産対策事業	物産対策事業	首都圏等における本町特産品フェアを開催し、特産品の販売、PR、販路拡大を図る。	白金プラザ会や港区交流物産展を中心とした首都圏での庄内町特産品フェアを開催したり、山形観光物産市や南三陸町福興市に参加し本町の特産品PRや販売を推進する。町内業者が販路拡大や受注開拓を目的にして物産展に出展したり、土産や特産品の研究開発や販路拡大のための事業に対して支援するため補助金を交付する。	白金プラザ会との交流から始まった港区を中心とした首都圏特産品販売事業は、観光交流も含め順調に推移している。単にフェアの際の販売に留まらないよう販路拡大(顧客拡大)に繋がるように仕掛けてはいるものの、大きな伸びは現われていない。商工業振興支援事業の利用者も固定傾向にあり、新規開拓が必要である。	A	港区との観光物産交流も来年度で10年目を迎えることから、商店街との基本協定締結を結ぶことが可能であることから、今後、観光交流、販路拡大、災害支援等多方面でのメリットが期待できる。	
621	商工観光課	7	1	3	2	観光施設管理事業	観光施設管理事業	利用者がいつでも安全・快適に利用できる施設状態の維持管理を目的とする。	・狩川駅周辺施設管理事業 ・清川駅トイレ管理事業 ・楯山公園管理事業	管理団体と連携をして、円滑な管理運営を行っている。今後も常に清潔な状態を保ち、利用者がいつでも安全・快適に利用できる施設の維持管理に努めていく。	A	今後も常に清潔な状態を保ち、利用者がいつでも安全・快適に利用できる施設の維持管理に努めていく。	
622	商工観光課	7	1	3	3	グリーン・ツーリズム事業	グリーン・ツーリズム事業	交流人口の増加・組織の育成と充実・実践者の育成・民泊受入協力者の拡大	グリーン・ツーリズムを推進するために必要な啓発・普及、情報発信等の条件整備を会員、関係機関等が一体となって実施し、都市と農村の交流等による地域の活性化を図る。	グリーン・ツーリズムに対する意義やメリットへの認知度が低く、事業の拡散につながらない。	A	グリーン・ツーリズム事業は滞在体験型観光づくりの有効な手段の一つである。自然、農業体験をはじめ、教育旅行の受入れを積極的に推進するためにも、本町の受入体制整備は急務である。そのために、会員研修や体験メニューづくり、教育旅行誘致等を推進していく。	
623	商工観光課	7	1	4	1	企業誘致推進事業	企業誘致推進事業	企業の誘致により、雇用の創出・確保を図る	山形県企業誘致促進協議会や日本立地センターを活用して首都圏企業の情報収集を図るとともに、工業団地等への企業の立地を促進する。また、金融機関への貸付金原資の預託を通じて進出企業に低利の融資を行い、工業団地等へ又は大規模な立地を促進する。	庄内臨空工業団地は分譲が進み大規模な企業立地が望めない中で、既存事業所に対して拡張を働きかけている状況。企業振興条例による支援策は効果はあるものの、他自治体との差別化にはならない。	D	町内工業団地の分譲推進のために必要な取組みを見直す必要がある。庄内地域や本町の地理・気候・産業・交通条件・従業員の確保等を整理し、誘致する事業所の業種・規模の絞り込み、企業振興条例に基づく奨励措置の拡充、企業誘致担当の人材育成や外部人材の活用などコストと求められる成果を比較し検討する。	
624	商工観光課	7	1	5	1	消費者行政推進事業	消費者行政推進事業	消費生活相談や消費者教育・啓発に係る事業を実施し、消費者の意識高揚と知識向上、消費者被害の未然防止に努める。	平成21年度以降、地方消費者行政活性化基金等を活用し、消費者相談窓口の開設および休日相談会を実施し、消費生活相談体制を整備し充実させるとともに、庄内町消費生活団体連絡協議会と連携し、消費者教育講演会や啓発活動を実施した。	今後、消費者被害の大多数を占める高齢者人口の増加、また急速なインターネット等の普及に伴う消費者問題の多様・巧妙化により相談者数は増加すると予測される。これに伴い、消費者相談体制の充実、拡充および消費者被害未然防止のための消費者教育や啓発活動の実施はこれからの重要な課題である。	A	平成21年度以降、地方消費者行政活性化基金等を活用してきたが、山形県が計画した「地方消費者行政強化作戦」に基づき、消費生活相談体制整備を中心とした予算活用が指導されている。現在活用している山形県消費者行政推進事業費補助金では補助メニュー毎の活用期間が定められているが、首長表明をおこなう事での延長要件等もある事から、今後も相談体制強化を中心に補助金等を活用しながら、更なる内容充実をはかり消費者教育・啓発活動を実施していきたい。	
625	商工観光課	—	—	—	—	風力発電事業(特別会計)	風力発電事業	立川地域の特徴である「清川だし」を逆手に取った風力発電事業による、地球温暖化等の環境問題やエネルギー問題への対応。	町営風力発電所の運営	運転開始後15年目を迎え、機器の老朽化による故障停止が心配。修繕対応は、委託業者が他発電所での経験等により一定技術力を付けたものの、稀に交換部品の国内在庫がない場合は、海外からの取寄せによる長期間停止がある。	A	町営風車は、町の環境施策のシンボリックな存在でもあるので、今後も経営が黒字に推移していく限り継続していくべきであると考えられる。	
626	商工観光課	2	1	8	9	立川地域振興事業費【繰越】	月山ジオパーク構想事業	月山周辺自治体と連携し、月山ジオパーク構想を推進する。日本ジオパークネットワークへの加盟を目指す。月山を中心に地域資源、魅力の再発見により、地域の活性化・交流人口・観光客の増加を目指す。	平成28年度は、月山ジオパーク推進協議会設立2年目を迎えるが、初年度の実績を踏まえ、土台作りを強化していく。具体的には、認定申請を行うとともに月山周辺地域における各種ジオパーク活動に地域一体となって取り組んでいく。また、月山ジオガイドの体制整備や育成、ジオ資源の魅力・特性を生かした観光・交流事業を更に推進していく。	広域連携であるうえに、他地域のジオパークと違い専属の職員を配置せず、各市町村とも兼務職員が業務を行っている。活動範囲が広いことや業務が多岐にわたるため、学校教育や防災教育といった普及活動など遅れていることも指摘されている。今後も学習会やシンポジウム、各地への出前講座などを通して、ジオパークへの理解を深めながら、地域の意識醸成を図っていく。	A	日本ジオパークネットワークに加盟するための審査は、三段階(書類審査⇒プレゼンテーション⇒現地審査)あり、現在(H27.6.1現在)は、5/21開催のプレゼンテーションを終えた段階にある。今後(8/2~4)現地調査を経て結果が公表となる。認定されても4年ごとに再審査を受けなければならないため、持続可能な組織体制の構築を図る必要がある。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
701	建設課	3	2	1	1	児童遊園維持管理事業	児童遊園維持管理事業	児童遊園の維持管理により安全、安心そして楽しく遊べる環境の整備を図り、児童の健全育成に資する。	児童遊園(4箇所)の清掃、除草、花壇の管理、樹木の剪定や雪囲い、さらには遊具の安全点検や補修等を計画的に行う。	管理にあたって、シルバー人材センター、町内老人クラブ、集落等、管理してもらっている団体の形態は違っているが、各団体とも熱意をもって清掃や施設の見回りに当たってもらっている。しかし、内容によっては予算処理がされておらず、直ちに要望に応えられないのが現状である。	A	施設を安全・安心して利用してもらうために、施設の状況を把握しておくとともに、計画的な修繕に努めていく必要がある。また、危険箇所が発生した場合は早急に対応できるよう予算の確保を行っていく必要がある。	
702	建設課	6	1	11	1	農村整備事業費	農村公園維持管理事業	農村公園の維持管理により安全、安心そして快適な農村環境の確保を図る。	農村公園(13箇所)の清掃、除草、花壇の管理、樹木の剪定や雪囲い、さらには遊具の安全点検や補修等を計画的に行う。	農村公園は、二俣農村公園・荒鍋内川農村公園を除くほか、主に関係集落に日常の清掃や樹木の管理をお願いしており、概ね良好に行われている状況である。遊具等の整備が昭和50年代後半から順次行われており、毎年更新あるいは修繕の指摘がされており、その予算確保が課題である。	A	施設を安全・安心して利用してもらうために、施設の状況を把握しておくとともに、計画的な修繕に努めていく必要がある。また、危険箇所が発生した場合は早急に対応できるよう予算の確保を行っていく必要がある。	
703	建設課	8	1	1	2	土木行政推進費	道路台帳図面補正事業	町道の廃止、認定及び区域の変更に伴う補正に対応して、道路台帳図面を適正に管理する。	毎年度の町道の廃止、認定及び区域の変更を適正に管理するため、業者委託により道路台帳図面の補正を行うことにより最新の状態に更新する。	毎年度末に一括して補正を行っており、適正に管理している。	A	土木行政推進費は、町道の廃止、認定及び区域の変更に伴う補正を行い、町道を管理するための重要な事業であり、現状のまま継続することが必要と考える。	
704	建設課	8	2	1	1	町道維持補修費	町道雑草刈事業	町道の適切な維持管理を行い、通勤通学路等における通行の安全を確保する。	町道舗装補修・安全施設補修については町道の全路線を対象に実施、道路維持パトロールや町民からの通報連絡により現状確認、修繕が必要な場合、順次対応している。 町道雑草刈については通勤通学路を基本に除草作業を実施している。	社会資本としての構造物が経年劣化しており、維持補修費が増加してきている。	A	道路維持補修は町民が日常生活を営む上で必要不可欠であり、継続して適切な維持補修を行っていかなければならない。	
704	建設課	8	2	1	1	町道維持補修費	町道等維持補修管理工事	町道の適切な維持管理を行い、通勤通学路等における通行の安全を確保する。	町道舗装補修・安全施設補修については町道の全路線を対象に実施、道路維持パトロールや町民からの通報連絡により現状確認、修繕が必要な場合、順次対応している。	社会資本としての構造物が経年劣化しており、維持補修費が増加してきている。	A	道路維持補修は町民が日常生活を営む上で必要不可欠であり、継続して適切な維持補修を行っていかなければならない。	
705	建設課	8	2	1	2	除排雪対策費	除排雪対策費	冬期の雪による交通障害を克服するため町道等の除雪・排雪を実施し、通勤・通学路の通行の確保と安全を確保し、産業活動の維持発展と住民生活の安定を図る。	車道及び歩道の除排雪の実施。地域や住民から除雪に対する理解及び協力を得るため、平成23年度から学区毎に区長、除雪業者、建設課の話し合いを行っている。庄内町生活道路除雪事業補助金の参加集落のさらなる増への呼びかけ。除雪オペレーターの技術向上研修参加への呼びかけ。	冬期間は通行止めにしても良いと町民理解を得られる路線は少ないなどの対策を講じたと思っているが、実施となるとなかなか了解が得られない。	A	除排雪対策事業は、冬期間の生活道路を確保して、町民が安全で安心できる生活環境を維持するための重要な事業であり、町民からの要望が多く、また多様化もしていることから現状のまま継続することが必要と考える。	
706	建設課	8	2	2	1	町道改良費	市街地排水対策事業	市街地排水対策事業の実施により、生活環境基盤の整備を図る。	近年の大雨により市街地で浸水被害が生じているため、平成20年に市街地排水対策調査を実施した。その調査結果等を踏まえ浸水被害等の常習地域を優先的に水路等の整備を行い被害の軽減を図る。	工事を実施しても部分的な対策になってしまい、抜本的な対策が講じられない。	A	これまで、浸水被害箇所を重点的に工事を実施してきたものの、部分的な対応であり、抜本的な対策となっていない。抜本的な対策は、東北農政局で整備予定の「最上川下流沿岸農業水利事業」に期待するところであるが、浸水被害の軽減を図るため、今後も継続して対策を講じていく必要がある。	
706	建設課	8	2	2	1	町道改良費	町道改良舗装事業	道路改良舗装、側溝整備等事業の実施により、生活環境基盤の整備を図る。	平成18年度から始まった町道整備に係る集落要望は、3年度毎に見直しを実施し、公表した優先順位に基づいて事業を実施している。	集落からの要望が多く、予算にも限りがあるため、事業化を何年も待っている状況にある。	A	事業の進捗を図るため、国の交付金事業を活用しているが、近年、要望額に対する内示額が約半分という厳しい状況である。計画どおりに進捗していない状況であるが、足りない分は起債を活用して事業の進捗を図っていく必要がある。	
706	建設課	8	2	2	1	町道改良費	町道清川木の沢線改良舗装事業	道路改良舗装、側溝整備等事業の実施により、生活環境基盤の整備を図る。	狭小で蛇行して見通しの悪い板敷橋から木の沢集落までの利用者の安全性を確保するため、一部歩道を新設した道路を整備する。	国の交付金事業を活用し事業を実施しているが、近年は要望額に対し内示額が大幅に縮減されており、事業が計画どおりに進捗していない状況である。	F	今年度で事業が完了となり、交通の安全が確保される。	
707	建設課	8	2	2	1	橋りょう維持費	橋りょう維持費	庄内町橋梁長寿命化修繕計画に基づいて橋梁の点検や補修を実施し、町民の生活に不可欠な道路ネットワークを恒久的に提供する。	高欄や桁、路面、橋台、あるいは橋脚等に異常がないか点検し、異常が認められた場合は迅速な補修を行う。	本町の橋梁数は、一級町道に56橋、二級町道に30橋、その他町道に116橋の合計202橋となっている。全て永久橋になっているが、昭和初期に架橋された橋もあり老朽化している橋があるのが現状である。	A	橋梁点検・診断結果に基づいて補修を実施しており、今後も継続的に実施していく必要がある。また、橋梁の点検については、5年に1回実施しなければならないため、今後も継続していかなければならない。	
708	建設課	8	3	1	1	河川総務費	毒矢沢川土砂撤去工事	水害から町民の生命と財産を守り、安全で安心できる生活の確保を目指す。	河川に堆積した土砂を撤去する。	工事後、暫く経過するとまた土砂が堆積することが想定される。このため、現地を確認しておくとともに、工事を計画的に進めていく必要がある。	A	工事を実施することにより、町民の生命と財産を守ることが図られるため、今後も現地を確認しておくとともに、工事を計画的に進めていく必要がある。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業
708	建設課	8	3	1	1	河川総務費	最上川堤防除草事業	河川環境保全及び洪水対策	国から町が委託を受け、町が庄内町最上川堤防除草管理組合連合会に再委託して、最上川堤防の除草を行う。	受託者である庄内町最上川堤防除草管理組合連合会の会員の高齢化が進んでいる。	A 最上川堤防除草管理組合連合会への再委託が可能であるかぎり、町で受託していく。	
708	建設課	8	3	1	1	河川総務費	京田川堤防除草事業	河川環境保全及び洪水対策	県から町が委託を受け、町が京田川堤防除草組合に再委託して、京田川堤防の除草を行う。	現在再委託している京田川堤防除草組合については、高齢化や担い手不足により、作業が困難になっており、業者委託や事業の休止をしている集落もある。今後増加するものと考えられる。	A 継続して京田川堤防除草組合へ堤防除草を再委託し、河川環境保全及び洪水対策に努めていく。また、県委託単価の増加も要望していく。	
709	建設課	8	3	1	4	桜つつみ整備事業	桜つつみ整備事業	うるおいのあるまちづくり推進の一環として、さくらの植樹・育成・保存などを通じた景観づくりや環境美化を柱とした地域づくりの活動を組織化し日本一のさくら回廊の創出を目指す。	根底にある災害に備えた堤防強化と環境保護のため、植樹・維持管理でさくらの愛護を通じて郷土の緑化活動を実施する。	本事業は国（国土交通省）と町が連携し進めていく事業であるため、すべてを民間委託は困難と考えている。草刈等の委託料や交付金減少、作業者の高齢化等により維持管理が大変厳しくなってきた。	A 環境美化のため、草刈等維持管理は毎年必須となる。交付金の減少や作業者の高齢化等により維持管理が大変厳しくなってきたが、地元住民を含め、現状維持で管理していきたい。	
710	建設課	8	4	1	1	都市計画総務費	都市計画審議会	庄内町の都市計画のあり方について町長の諮問に応じるため、都市計画審議会を開催する。また、都市計画全般にわたる所掌事務を行う。	都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき審議会を設置し、町長の諮問に応じ審議する。	法令に基づき設置された審議会であるが、ここ数年、町長より諮問事項がないため、具体的な審議までには至っていない。委員の任期が2年間であり、都市計画に関係のある行政関係者、各種関係団体の代表者、公募の方で構成されているが、意見交換の場として、年1回の開催にとどまっている状況である。	A 法令に基づいて設置されている審議会であるため、諮問事項がない場合であっても、意見交換の場、今後の庄内町の都市計画について検討していく場として、最低年1回は開催していかなければいけないと考えている。なお、都市計画協会等各種負担金については各種団体との関係上削減できない。	
711	建設課	8	4	2	1	街路事業費	街路事業	都市計画道路の整備計画の立案、事業認可、整備、補助申請等により街路整備を実践し、交通ネットワークの確保を図る。	都市計画道路の調査、整備等を行う。	都市計画道路の整備計画については、昭和40年代に計画された内容が現在もそのまま残っているが、現状に合わせて考えると用地の買収も含め、実現性の薄いものもある。現在の計画を変更するには、すでに用地を買収している箇所があったり、計画に合わせてセットバックして建築物を建てているものもあるため、慎重に対応しないとイケない。	A ここ数年、都市計画道路の整備計画について具体的な事業がないため、存目程度に予算計上している。平成27年度については、予算内で参考図書を購入している。	
712	建設課	8	4	3	1	都市下水道維持管理費	都市下水道維持管理事業	公共水域の水質保全。計画区域雨水を円滑に排除し、浸水を防ぐ。	・堆積土砂等の浚渫による水質保全、下流断面の確保、処理施設の適正な維持管理 ・水路及び関連施設の緊急な改修、整備による排水対策	H20年度に実施した市街地排水対策調査によれば調整池が検討されているが、多額の費用が必要であり、現実的に無理がある。また、既設の施設を拡張等するにしても多額の費用がかかるため、現実的ではない。	A 都市下水道管内の環境保全、浸水被害の未然防止の観点から、今後も現状のまま事業を維持していく必要があると考える。	
713	建設課	8	4	4	2	公園維持管理費	公園維持管理費	地域住民のやすらぎと憩いの場として、快適で安全に利用できるよう維持管理を行う。	・維持管理については、2つの公園は指定管理者者に委託し、残りの2つの公園は、町が直接、草刈り等を業者委託等して実施している。 ・老朽化した公園施設の修繕、改修等を実施している。	・H21年度から八幡公園とふれあいひまわり広場の維持管理を指定管理者に委託している。 ・施設や遊具の維持管理については、安全管理の徹底とともに、危険防止のため、故障や破損後の修繕だけでなく、老朽化対策として計画的に修繕等を実施する必要がある。	A ・安全性の確保のため、定期点検、日常の点検を今後も継続して実施する。 ・民間と協働し、指定管理者による公園の維持管理を継続して委託し、快適性、利用率の向上を図る。 ・遊具の老朽化に伴い、維持管理経費も増大していく。現時点では重大な事故につながる恐れはないが、ライフサイクルコストの縮減のためにも、計画的に修繕を実施する必要がある。 ・フラワーガーデンの利用方法について、旧余目保育園解体後、有効活用を検討する必要がある。 ・利用者が一番多い土日・祝日に、管理人が休みであることから、施設管理や安全確保のため、管理人の勤務体制について、検討する必要がある。	
714	建設課	8	5	1	1	町営住宅維持管理費	町営住宅維持管理事業	町営住宅の適正な維持管理及び使用料徴収率の向上を図る。	町営住宅の適正な維持管理及び使用料徴収	余目地域においては常時満室状態だが、南町団地においては常時空き家になっている住宅がある。近年は高齢化に伴い、単身で入居できる部屋の人気が高い。使用料については、今のところ多額の滞納はない。	A 基本的に現状のまま継続で良いが、南町団地の空き家解消に向けた検討が必要である。また、高齢化対策に関しては、関係機関と連携しながら今後の方向性を検討していきたい。	
715	建設課	8	5	1	2	持家住宅建設事業	持家住宅建設祝金事業	町内における持家住宅の建設促進による住環境の整備と、関連業界の振興及び消費需要の拡大と景気浮揚を図る。	持家住宅の建設工事(町内業者)に要する経費に対して、給付金(祝金)を交付する。	・今年度から、住宅関連事業として主担当を管理係から都市計画係に変更している。ただし、受付業務は従来どおり両係で行っている。 ・住民のニーズは高く、例年、補正予算を組んで対応している一方、財政の負担感が高くなっている。	A ・住民のニーズが高い。H20年度の事業開始から9年目を迎え、大きな成果を残している。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業
715	建設課	8	5	1	2	持家住宅建設事業	住宅リフォーム祝金事業	住宅等の増改築促進による住環境の質の向上及び関連業界の振興を図る。	要件工事を含む住宅リフォーム工事（県内業者）に要する経費に対して、給付金（祝金）を交付する。	住民ニーズも高く、100%県補助金のため効果的な事業であるため、引続き実施していく。	A	住民ニーズも高く、100%県補助金の有利な事業であるため、県補助事業が継続する限り、町でも継続して実施する。
716	建設課	8	5	1	4	住宅建築物耐震改修等事業費	住宅建築物耐震改修事業	町内の木造住宅及び建築物等の地震に対する安全性を図り、震災に強いまちづくりを推進する。	木造住宅の耐震診断に対する補助、耐震診断を受け強度を補強する木造住宅への改修補助、民間の建築物耐震診断の補助を行うことで、耐震化の促進を図る。	近年の状況として、木造住宅の耐震診断までは実施するものの、補強費用の面から耐震改修まで至らない状況にある。これまで木造住宅耐震改修補助金の実績はない。建築物の耐震診断についても、今までの実績として1件でとどまっている状況である。	A	建築物の耐震化については、いつ起きるか分からない地震に対し、安全性を高めるため急務となっている。近年日本各地で大規模地震が頻発し甚大な被害が発生している。町民の生命、財産を地震等災害から守るためにも、耐震診断、耐震改修に対する補助を今後も継続していく必要がある。
717	建設課	8	5	1	5	若者定住促進助成事業	若者定住促進助成事業	若者の定住を促進し、活力に満ちた地域づくりを推進するため、町内に定住する若者夫婦世帯に対して助成金を交付する。	【家賃助成】賃貸住宅に住んでいる登録者が町内に住宅を取得した場合に、取得費用の一部を助成 【移住促進助成】平成24年度で終了 【支援事業】家賃助成事業又は移住助成事業の該当者で、取得した住宅に係る家屋の固定資産税相当を助成、平成28年度で終了 【入居者支援助成】若者定住促進住宅の入居者が町内に住宅を取得した場合に、取得費用の一部を助成 【定住促進助成】町外に住所を有すると認める者以外の者が町内に住宅を取得した場合に、取得費用の一部を助成（町外に住所を有すると認める者が町内に住宅を取得した場合に、取得費用の一部を助成することは国の交付金対象）	若者世帯が町内に定住する際の費用の一部を助成するため魅力ある制度になっている。特に町外からの転入者への住宅取得費用に対する助成金は金額も高額であるため、大変喜ばれているが、例年補正予算を組んで対応していることもあり財政の負担感が高くなっている。	A	この制度は、町外からの移住に繋がっており、当面は、現状のまま継続したいが、庄内管内他市町でも同様の定住支援事業を実施しているため、助成内容等を確認しながら、改善が必要な場合は検討していきたい。
718	建設課	8	5	1	6	空家等対策事業	空家等対策事業	全国的に課題とされている空家問題について、国の指針に基づき施策をより一層推進することを目的とする。	「空家等対策の促進に関する特別措置法」に基づき、「庄内町空家等対策計画」を策定する。その前段として、町内の居住されていない住宅等の実態を把握するためデータベース構築事業を実施する。	庄内町において、専用住宅、併用住宅合わせて400件を超える空家物件が存在する。空家の所有者、構造及び危険度のランク化等をデータベース化し、管理されていないものについては、近隣の住民の生活に支障をきたすことのないよう指導していかなくてはならない。今後、少子高齢化等さまざまな要因で、空家が増加していくことは避けられず、町の指針となるものが必要と考える。	A	今年度は、初年度として、データベース構築、空家等対策計画の策定など業者委託するため事業費として、700万円ほど予算化されているが、次年度以降は、計画の内容に沿った事業展開をしていくことになるため、今現在で、具体的な予算額は算定できない。ただし、例えば危険空家に対して応急処置等をする場合の費用などが想定される。空家については、今後より一層増加傾向にあるため、継続事業として考えている。
719	建設課	11	2	1	1	土木施設災害復旧費（現年度分）	土木施設災害復旧費（現年度分）	公共土木施設で発生した災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保する。	被災箇所の確認、調査、報告、写真撮影、測量、設計を行い、国の補助基準を満たす場合は、査定設計書を作成し、査定を経て災害復旧工事を実施する。	災害が発生した場合、迅速な対応が求められることから、何をどういう手順ですべきか予め確認しておくとともに、的確な対応が出来るよう不断のスキルアップに努める必要がある。	A	災害発生から災害復旧工事完了まで、迅速な対応が求められることから、何をどういう手順ですべきか予め確認しておくとともに、的確な対応が出来るよう不断のスキルアップに努める必要がある。
720	建設課	11	2	1	4	その他土木施設災害復旧費	その他土木施設災害復旧費	公共土木施設で発生した災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保する。	被災箇所の確認、調査、報告、写真撮影、測量、設計を行い、国の補助基準を満たす場合は、査定設計書を作成し、査定を経て災害復旧工事を実施する。	災害が発生した場合、迅速な対応が求められることから、何をどういう手順ですべきか予め確認しておくとともに、的確な対応が出来るよう不断のスキルアップに努める必要がある。	A	災害発生から災害復旧工事完了まで、迅速な対応が求められることから、何をどういう手順ですべきか予め確認しておくとともに、的確な対応が出来るよう不断のスキルアップに努める必要がある。
801	教育課	10	1	1	1	教育委員会費	教育委員会費	教育行政の振興と発展	教育委員会の会議運営と教育委員の活動支援	会議や活動の活性化と充実	B	教育委員の教養を深め、会議を活性化するために、教育委員の研修等を増やしてはどうか。
802	教育課	10	1	2	2	一般管理費（教育）	教育相談専門員等の配置	児童生徒、保護者及び教職員からの教育相談に応じ、悩みや課題等の解決を図る。	教育相談専門員及び教育相談員を配置した教育相談室を設置するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーからの指導を受ける。	家庭に問題を抱える児童生徒の増加に伴い、相談件数が増えている。教育相談体制を充実し、早期の問題解決がなされた結果、不登校が減少している。家庭環境が複雑な子どもやその保護者を支援し、健全な教育の推進などの効果が見られているが、特別な支援を要する家庭が年々増えており、対応が難しくなってきている。	A	近年、不登校やいじめなどの生徒指導上の問題がさらに多様化・複雑化した背景には、家庭環境の複雑さに起因している。これからも町教育相談専門員などの配置やスクールカウンセラーからの指導は必要なことだと考えている。

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
803	教育課	10	1	2	3	就学指導事業費	ランドセル贈呈	町内小学校へ入学する新一年生にランドセルを贈呈し、学校生活への希望を抱かせるとともに、保護者の負担を軽減する。	ランドセル及び黄色帽の贈呈。	ランドセルの贈呈対象である児童数が減少している一方で、ランドセル購入単価は上昇しており、平成26年度から平成27年度まで2年連続で上昇率18%（対前年度比）であった。	A	ランドセル贈呈は30年以上継続してきた事業であり、「子育て応援日本一の町づくり宣言」の柱事業でもある。ランドセル購入単価の上昇により年々事業費は増加しているものの、地方創生に関わる当事業の役割は大きく、現状のままの事業継続が望ましいと考える。 なお、平成28年度より中学校へ入学する新1年生に対しても通学用カバンを贈呈を行う計画である。	
803	教育課	10	1	2	3	就学指導事業費	就学時健診事業	学校保健安全法第11条の規定により、翌年度に就学予定の幼児を対象に健康診断を実施し、義務教育へ円滑に移行できるようにする。	就学前に健康診断を行い、心身の状況を的確に把握するとともに、保健上必要な勧告、助言を行うとともに適切な指導を行う。	就学児健診は法に基づいた事業である。また学校健診日と全体健診日を分けて実施することにより、効率かつ円滑に実施している。	A	就学時健診については法に基づいた事業であり、子どもが健全な小学校生活がおくれるように今後も継続していく。	
804	教育課	10	1	2	5	教職員健診費	健康診断委託料	教職員の健康管理を行い、健全な学校教育の実施を目指す。	定期的な健康診断を年1回実施する。再検査と診断された職員への受診を促す。	健康診断については、全員受診となった。再検査受診率については低い傾向にあるので、各校の管理職及び養護教諭の協力により100%になるように取り組む必要がある。	A	再検査受診率については、各校の管理職及び養護教諭へ協力を依頼し、声かけなど受診勧奨を行い、受診率が100%になるよう取組を続ける必要がある。	
805	教育課	10	1	2	6	育英事業費	育英資金貸付基金繰出金	向学心のある学生、生徒に経済的側面から支援し、人材の育成に寄与する	育英資金の貸付の実施と貸付終了者からの返還金の徴収を行う	返還金の滞納者について早期完納となるよう、計画的な返還を求め対応する必要がある。	B	育英資金貸付制度の充実を図るため、貸付額、対象者等について検討していく。他市町の状況を把握と本町のリターン率調査し、返還免除制度の検討を行っていく。	
806	教育課	10	1	2	7	職員研修費	職員研修費	幼児教育担当者を対象とした研修会を実施し、職員の資質向上を図る。	外部研修会への参加や幼保合同研修会を実施する。	平成25年度は研修先が東北近郊、平成26年度は秋田大学・山形大学の公開授業研究会へ参加している。平成29年度には全国国公立幼稚園全国大会が福島県（山形県担当）で開催されるため、平成27年度はその事前準備及び研修として徳島大会へ参加している。	A	平成29年度には全国国公立幼稚園教育研究協議会全国大会が福島県（山形県担当）で開催される予定であり貴重な研修の機会であると思う。今後更に幼保連携を図ることや職員の資質向上には必要な経費である。	
807	教育課	10	1	3	1	研修所費	研修所費	幼稚園・小中学校・社会教育関係職員の資質の向上を図るための研修を企画運営する。	①教育関係職員の職能を高めるための各種研修会の実施 ②研修所に6つの部会を設定し、各部会でのテーマにあった研修、情報交換などを開催	学校現場のニーズを聞きながら、教育委員会が町全体の教育課題にそった研修会の講師を招いて研修会を実施している。参加者数は毎年増えており、研修会後のアンケート結果をみると良好な評価を得ている。年度末の反省を踏まえ、当面する町の教育課題解決に向けて事業を精査している。	A	・庄内町は「子育て応援日本一」をめざしており、町民アンケートにおいても町民の教育への期待は第2位にあがった。「町づくりは人づくり」と言われている。今後も家庭環境が複雑な子どもが増えていることが予想されるなか、教育の質が落ちないように、教育関係職員の資質の向上を図るための研修所の運営は重要だと思われる。 ・教育振興基本計画や教育課題にそった内容の研修会を、現場にとって負担感のないように持ち方を精査し、実施できるように今後も努めていく。	
808	教育課	10	1	4	1	通学通園対策事業	通学通園対策事業	遠距離通学をする児童生徒の通学手段の確保及び通学・通園時の安全確保、校外学習等へのスクールバスの活用。	各幼稚園における通園バスの運行を計5台の園児バスで行い、遠距離通学（冬期は概ね2km以上）をする児童生徒の通学バスの運行を計9台で行っている。また、園外保育、校外学習、部活動大会等に伴う臨時運行も年間200回程度行っている。	冬期間の運行は学校から集落への距離が小学生で概ね2km以上としているが、それ未満の集落からもスクールバスの要望がある。また、臨時運行の要望も多く運行調整が必要となる場合がある。一方で、運行年数が10年を超えている車両も複数台あるため修繕費が増加傾向にあり、幼児・児童・生徒数も減少しているため運行体制の見直しを行っていく必要がある。	A	学習指導要領で地域の学習や体験学習等を充実させる事が謳われていることから、スクールバスは登下校以外にも校外学習等、臨時運行として多く利用されており、その重要性は年々増している。 一方で、児童・生徒数の減少、車両老朽化の問題もことから、老朽化バスの廃車及び小型バスへの買い替え等を含め運行体制を検討する必要がある。	
809	教育課	10	1	5	1	外国語指導助手招致費	外国語指導助手招致費	中学生の外国語能力の向上、小学生の外国語教育の支援や国際理解教育を推進する。また、幼児等の外国への関心を深める。	外国語指導助手を招致し、英語授業の助手、国際理解教育の指導や地域における国際交流活動への協力を行う。	英語授業、国際理解教育のため年間220日程度の派遣を中学校を主としながら、小学校・幼稚園・公民館等へ行っている。各派遣先からのALTに対する評価も高い。	A	新学習指導要領の改訂に伴い、平成23年度から小学校高学年で外国語活動が導入されている。また、小中学校だけでなく、幼稚園や子育て支援センターへの派遣も行っているため、早期からの外国人との交流を通じて国際理解教育や語学教育の推進を図る上で有効な事業である。よって、現状のまま事業継続が望ましいと考える。	
810	教育課	10	2	1	2	小学校管理運営費	小学校管理運営費	児童の学力向上と個性を伸ばすために、学校の円滑で安全な管理運営を行う。	①学校医、薬剤師、学習支援員、特別支援学級講師、事務補助等の配置 ②入学式、卒業式、健康診断等の実施 ③教育用PCのリース、管理備品の購入 ④光熱水費、修繕費等の管理経費	特色ある学校経営や情報化等に対応した教育環境整備及び安全の確保を図るため、各学校から要望の聞き取りを行い、出来るだけ効率的な事業執行となるように努めている。	A	特色ある学校経営や情報化等に対応した教育環境整備及び安全の確保が図られるよう、今後も各学校から要望の聞き取りを行い、内容を精査しながら、効率的に実施していく必要がある。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
811	教育課	10	2	1	3	小学校施設維持整備費	小学校施設維持整備事業	小学校施設の維持管理のための業務委託や耐震補強（非構造部材含）、老朽施設改修及びグラウンド、プール改修、日常点検、修繕等を行い、安全・安心な学習環境の整備を図る。	老朽化が進む施設の維持修繕を行う。また、施設運営及び維持管理のため警備保障、設備等清掃、消防及び空調設備の保守点検等の業務委託を行う。	厳しい財政状況の下で、今後も増加する老朽施設対策には、大規模改造工事や非構造部材耐震対策工事が必要となる。施設の劣化状況や学校施設を取り巻く環境を総合的に把握し、効率的かつ効果的な施設整備を計画的に行っていく必要がある。	A	国・県補助金等の積極的な活用により一般財源の削減を図りながら、安心安全な学習環境の整備のため継続し事業を実施する。	
812	教育課	10	2	2	1	小学校教育振興費	小学校教育振興費	教材用の備品等を整備し教育環境の充実を図るとともに、経済的理由により就学困難な児童の保護者に対し、就学援助を行い義務教育の円滑な実施を図る。	①教材備品、理科・算数備品、学校図書等の整備 ②要保護・準要保護世帯の児童への就学援助費及び特別支援学級の児童への就学奨励費の支給	①教材備品等の整備では、理科備品等の充足率が低いことから、計画的に整備を図っていく必要がある。 ②要保護・準要保護世帯の児童の割合が年々増えており（9.31%／H27年度）、継続して就学援助を行っていく必要がある。	A	学習への関心や意欲を育て、学び方を身につけさせるためには、教材備品や設備の計画的な整備による教育環境の充実を図っていく必要がある。また、一方で、家庭の経済的理由により就学困難な児童の教育機会を保障するうえで、直接的な援助を行うことによる効果は大きく、対象となる児童が増えている現状もあり、継続して実施すべきものである。	
813	教育課	10	3	1	2	中学校管理運営費	中学校管理運営費	生徒の学力向上と個性を伸ばすために、学校の円滑で安全な管理運営を行う。	①学校医、薬剤師、学習支援員、特別支援学級講師、事務補助等の配置 ②入学式、卒業式、健康診断等の実施 ③教育用PCのリース、管理備品の購入 ④光熱水費、修繕費等の管理経費	特色ある学校経営や情報化等に対応した教育環境整備及び安全の確保を図るため、各学校から要望の聞き取りを行い、出来るだけ効率的な事業執行となるように努めている。	A	特色ある学校経営や情報化等に対応した教育環境整備及び安全の確保が図られるよう、今後も各学校から要望の聞き取りを行い、内容を精査しながら、効率的に実施していく必要がある。	
814	教育課	10	3	1	3	中学校施設維持整備費	中学校施設維持整備事業	中学校施設の維持管理のための業務委託や耐震補強（非構造部材含）、老朽施設改修及びグラウンド、日常点検、修繕等を行い、安全・安心な学習環境の整備を図る。	老朽化が進む施設の維持修繕を行う。また、施設運営及び維持管理のため警備保障、設備等清掃、消防及び空調設備の保守点検等の業務委託を行う。	厳しい財政状況の下で、今後も増加する老朽施設対策には、大規模改造工事や非構造部材耐震対策工事が必要となる。施設の劣化状況や学校施設を取り巻く環境を総合的に把握し、効率的かつ効果的な施設整備を計画的に行っていく必要がある。	A	国・県補助金等の積極的な活用により一般財源の削減を図りながら、安心安全な学習環境の整備のため継続し事業を実施する。	
815	教育課	10	3	2	1	中学校教育振興費	中学校教育振興費	教材用の備品等を整備し教育環境の充実を図るとともに、経済的理由により就学困難な生徒の保護者に対し、就学援助を行い義務教育の円滑な実施を図る。	①教材備品、理科・算数備品、学校図書等の整備 ②要保護・準要保護世帯の生徒への就学援助費及び特別支援学級の児童への就学奨励費の支給	①教材備品等の整備では、理科備品等の充足率が低いことから、計画的に整備を図っていく必要がある。 ②要保護・準要保護世帯の生徒の割合が年々増えており（11.52%／H27年度）、継続して就学援助を行っていく必要がある。	A	学習への関心や意欲を育て、学び方を身につけさせるためには、教材備品や設備の計画的な整備による教育環境の充実を図っていく必要がある。また、一方で、家庭の経済的理由により就学困難な生徒の教育機会を保障するうえで、直接的な援助を行うことによる効果は大きく、対象となる生徒が増えている現状もあり、継続して実施すべきものである。	
816	教育課	10	4	1	2	幼稚園管理運営費	幼稚園管理運営	個々の発達課題に応じて、適切に保育を行う。また、多様な活動や安全面に配慮した施設の維持管理及び整備を行い、円滑な運営を図る。	集団生活と遊びを通して社会生活のルールや道徳を身に付け、小学校以降の生活や学習基盤を育成する。	今後、子どもの数は少子化の影響により減少していく見込みである。しかし、課題のある子等が増加しているため、保育補助の配置などの支援が必要である。	A	今後、子どもの数は少子化の影響により減少し、保育料も減額していく見込みであるが、課題のある子等が増加してきているため、園運営に係る事業費の減少は見込めない。 地域の力を生かした園経営や園での子育て相談などに取り組み、小学校以降の生活や学習基盤の育成を引き続き図っていく必要がある。	
817	教育課	10	4	1	3	幼稚園施設維持整備費	幼稚園施設維持整備事業	維持管理のための業務委託や老朽改修等により安全・安心な学習環境の整備を図る。	老朽化が進む施設の維持修繕を行う。また、施設運営及び維持管理のため警備保障、設備等清掃、消防及び空調設備の保守点検等の業務委託を行う。 （今年度は、余目第三幼稚園の老朽改修工事を実施）	毎年行っている各園の遊具点検の結果により、老朽化が進み安全確保の面から、使用禁止、又は撤去せざるを得ない遊具が増加している。 計画的遊具の更新が必要である。	A	幼稚園維持整備費の全体予算を考慮しながら、遊具設置を含め、これまでどおり計画的に進めていく。	
818	教育課	10	4	1	4	預かり保育事業費	幼稚園預かり保育事業	通常保育時間帯以外において、保護者や同居親族が就労等により子どもを保育できない状況にある場合に、預かり保育を実施し、家庭の保育環境を支援する。	平日においては、午前7時から午前9時まで及び降園後から午後7時まで、土曜日及び長期休暇中においては、午前7時から午後7時まで預かり保育を実施する。	子どもの数が少子化の影響により減少する一方、核家族化に伴い、共働き世帯が増加しているため、預かり保育利用者も増加している。それに加え、課題のある子や身体に障害等のある子など特別な支援を要する子どもも増加傾向にある。	A	園児は減少しているが預かり保育の利用者は増加している。核家族、共働き、ひとり親世帯などの増加、また、課題のある子や身体に障害のある子など特別な支援を要する子の増加など多様なニーズに対応していく必要がある。	
819	教育課	10	7	3	2	管理運営費	学校給食事業	健康教育の一環として、正しい食習慣を形成するとともに食育を実施する。また、安心安全な給食を提供するため、施設設備の整備を実施する。	余目地域の小・中学校は自校調理方式、立川地域は共同調理方式で、調理方式・献立については一町二制度となっている。余目地域の幼稚園も給食を開始したことにより、全幼稚園で給食を実施。食育については、関係機関からの協力を得ながら実施している。	共同調理場をはじめ、調理設備・施設の老朽化が進んでおり、修繕等を行いながら給食を提供している状況である。今後は、新共同調理場の整備を進めているため、最小限の修繕で対応していかなければならない。	A	H29年2学期から、新学校給食共同調理場が稼働するが、ご飯について、現在の委託炊飯から自校炊飯となるため、米飯の委託料分が削減できる見込みである。 また、人件費等も圧縮できる見込みである。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
820	教育課	10	7	3	3	施設維持整備費	給食施設維持整備事業	業務委託や修繕等による既存、給食施設の維持管理 新学校給食共同調理場の建設整備	老朽化した既存調理施設の維持及び衛生管理 新学校給食共同調理場の建設整備（建築・機械・電気・厨房設備工事、周辺整備）	建設整備事業の計画的進捗と新共同調理場の供用開始に向け、夏休期間を活用した調理師の移行準備（調理体制、作業動線、設備操作等）による安定稼働の確保	A	長期にわたる安定稼働の実現と保守費用の軽減等を図りながら、現状の計画どおり整備を進める。	
901	社会教育課	2	1	12	2	友好町交流事業費（社教）	小学生国内交流事業	友好町である南三陸町の小学5・6年生と、町内の5・6年生が、互いの交流活動を通して、両町の異なる自然や生活、文化等に接することで、豊かな感性やたくましい想像力を育み、庄内町の次代を担う青少年の資質向上と健全育成を図る。	隔年で南三陸町と庄内町を訪問しあい、海や山等を活かした自然体験等を通して交流活動を行う。	南三陸町では海での活動が中心であり、活動メニューも豊富で充実している。そのため、庄内町で開催する際は魅力ある活動メニューを検討する必要がある。	A	本町の小中学校における被災者支援等と、ボランティア意識の高揚につながっているため、この事業への参加意識が高い。 歴史の長い事業であり、南三陸町との小学生同士の事業は、この事業が唯一のものであり、両町の児童にとって貴重な機会となっており、今後も魅力ある事業内容の検討をしていく。	
902	社会教育課	10	1	2	2	一般管理費（社教）	一般管理費（社教）	社会教育課における会議等負担金である。（H26から予算科目が整理された）	社会教育課における東北地区兼社会教育研究大会、山形県社会教育研究大会、庄内地区スポーツ推進委員協議会負担金、全国スポーツ推進委員研究協議会負担金等	0	A	公民館、社会教育委員、スポーツ推進員等の研修会等の参加により、質の向上が図られている。	
903	社会教育課	10	5	1	1	一般管理費	一般管理費	社会教育委員15名にかかる人件費（報酬・費用弁償）が主なものであり、その他は公用車のガソリン等消耗品と公用車借上料等一般管理費、社会教育関係団体等活動支援事業補助金である。	社会教育委員15名にかかる人件費（報酬・費用弁償）の支払、その他は公用車のガソリン等消耗品と公用車借上料等一般管理費、社会教育関係団体等活動支援事業補助金の支払。	0	A	社会教育課の運営経費が主なものであり、経費削減に努めながら継続していく必要がある。	
904	社会教育課	10	5	1	2	成人式開催費	成人式開催事業	成人になる門出を祝い、大人への自覚を促すため、成人式を開催。成人自身が企画・運営に参加し、主体的に参加できる体制づくりと若者の連帯意識及び地域参加を促す。	毎年8月15日に新成人を対象に響ホールで成人式を開催し、成人になる門出を祝い、大人への自覚を促す。式典終了後のイベントについては、成人式実行委員会に交付金を交付し、実行委員会が主体となって企画・運営を行う。	成人式開催後の新成人の活躍の場、社会活動への参加の場につなげていきたいが、なかなか難しい。	A	この事業は非常に良い傾向にあり、事業を今後も継続して行う必要がある。若者育成関係課と連携をしながら、新成人が活躍できる場を提供し、若者が社会に参加しやすい環境づくりを行ってきたい。	
905	社会教育課	10	5	1	3	研修事業費	研修事業費	職員及び役職員が課題意識をもちながら、社会教育における基礎的知識や技能等を、山形県等の研修会や社会教育研究大会等へ参加及び課内研修を実施しながら職員の能力向上を図る。	職員及び役職員等の研修や社会教育研究大会等へ参加。	0	A	役職員等の資質向上のためには、東北地区研究大会等への参加は必要である。	
906	社会教育課	10	5	2	2	公民館運営費	公民館運営費	本町の公民館7館、十六合公民館、青莪庵についての運営及び施設の適正な維持管理を行う。	公民館長、社会教育推進員、公民館主事、管理人の任命及び報酬の支給、施設の光熱水費、修繕、工事等の管理を行う。	現嘱託職員となっている公民館主事のパートタイム、臨時職員化がH29年度から予定される中での体制のあり方の検討や施設の老朽化等による計画的な修繕、工事等の実施が課題である。	A	施設の計画的な修繕及び工事による長寿命化に努めるとともに引き続き経費の削減に努める。また、現嘱託職員となっている公民館主事のパートタイム、臨時職員化がH29年度から予定される中での体制のあり方を検討し社会教育上の公民館事業や地域づくり事業を継続できるような体制にする必要がある。	
907	社会教育課	10	5	2	4	生涯学習推進事業費	栄寿大学開催事業	楽しみながら知識や教養を身に付け、受講者同士の仲間づくりをとおして健康で明るくお互いの交流を深め、心豊かに生きがいを持って暮らすことを目的に開催している。	社会見学、健康講座、世代間交流、体験活動を取り入れながら、年間7回程度の講座を開催する。	事業の参加内容については、受講者の意向を取り入れながら行っているが、年々参加者は減少傾向にある。	F	現在栄寿大学は、中央公民館で開催しているが、余目第三公民館・余目第四公民館でも栄寿大学のような講座形式の内容で高齢者教育事業を行っている。このため、余目地域の学区公民館と調整を行い、各公民館での開催にシフトしていくことを検討していく。	
907	社会教育課	10	5	2	4	生涯学習推進事業費	家庭教育・子育て支援事業	講座参加者同士の交流を図るとともに、支援する立場にある者が、家庭教育・子育て支援活動に役立つ情報や技術を学び、スタッフの資質向上を目指す。	子育て主管課である保健福祉課と家庭教育主管課である社会教育課が連携し、ランドスタッフと各館の家庭教育担当者、子育て支援担当者のスキルアップを図るため研修を実施。 余目第一公民館、余目第三公民館では、こうみんかんランドを開催。ランドスタッフを配置し、遊びの場を提供しながら養育者が話がしやすい環境づくりを心がけ開催する。	こうみんかんランドについては、核家族化、共働き家庭の増加に伴い、年々保育園に入園する子どもが増加し、在宅で子どもを育てている家庭が少なくなっており、こうみんかんランドに参加してくれる家庭も年々少なくなってきた。	A	子育て支援主管課である保健福祉課との連携は、今後も大変重要だと考えるため、本事業は継続して行う必要がある。参加者のアンケートを参考にしながら、内容について工夫しながら行い、より多くの方から受講してもらえるように努める。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
907	社会教育課	10	5	2	4	生涯学習推進事業費	家庭教育推進事業	人と人、人とモノ、人と自然との関わりを重視し、親子での体験的な活動等を支援するとともに幼児共育の推進を図る。保護者の家庭教育力の向上を目指し、学習機会や相談体制の充実等を図る。	幼稚園・保育園、小・中学校の参観等、多くの親等が集まる機会を活用し、子どもの成長各期における子育ての課題や悩みの解消など様々な課題別の家庭教育講座、子育て講座及び親子ふれあい体験講座を開催する。	演習やグループ討議などのワークショップ的な内容を充実させるよう進めていきたい。講座に参加してくれた保護者同士の交流も図りたいが、学校等の行事と抱合せで実施しているため、時間的な余裕がない状況である。	A	家庭教育は教育の土台であることから、保護者の研修の場として本事業を今後も継続して行う必要がある。PTA研修だけでなく、小単位での取組みにも着目し、講座に参加してくれた保護者同士の交流も図れるように、保育園・幼稚園・学校等と相談しながら、より効果的に事業ができるように開催していきたい。	
908	社会教育課	10	5	2	21	第一公民館運営費	第一公民館運営事業	余目第一公民館の運営及び施設管理	施設、設備等の維持管理費用	平成2年の開館以来、施設・設備等の経年劣化による破損、故障や不具合対応の交換部品も製造終了により供給困難な実情が各所に生じてきている。施設設備の計画的な修繕・工事更新等を行う必要がある。	A	災害発生、その対応時の避難所開所施設でもあり、防災計画、必要施設となっているのは周知のことで、普段より利用する者(学区=地域住民)が、安全に安心して利用できる施設となるように努めなければならないと考えている。	
909	社会教育課	10	5	2	22	第二公民館運営費	第二公民館運営事業	余目第二公民館の運営及び施設管理	施設、設備等の維持管理費用	施設、設備等の維持管理費として必要最小限の経費を計上している。今後は、施設設備の計画的な修繕工事、更新等を行う必要がある。	A	公民館の運営及び施設管理については、経費節減に努めており、必要最低限の経費が必要である。現状でも必要最低限の経費計上となっている。指定管理者制度へ移行しても、同等の経費が必要である。	
910	社会教育課	10	5	2	23	第三公民館運営費	第三公民館運営費	余目第三公民館の運営及び施設管理	施設、設備等の維持管理費用	施設、設備等の維持管理費として必要最小限の経費を計上している。今後は、施設設備の計画的な修繕工事、更新等を行う必要がある。	A	公民館の運営及び施設管理については、経費節減に努めており、必要最低限の経費が必要である。現状でも必要最低限の経費計上となっている。指定管理者制度へ移行しても、同等の経費が必要である。	
911	社会教育課	10	5	2	24	第四公民館運営費	第四公民館運営費	余目第四公民館の運営及び施設管理	施設、設備等の維持管理費用	施設、設備等の維持管理費として必要最小限の経費を計上している。今後は、施設設備の計画的な修繕工事、更新等を行う必要がある。	A	現状でも施設の運営管理に必要な光熱水費や施設管理消耗品等の必要最低限の経費計上となっているため、今後も施設の運営管理の継続するためには同等の経費が必要である。また、指定管理者制度へ移行しても、同等の経費は指定管理委託料として必要となる。	
912	社会教育課	10	5	2	25	狩川公民館運営費	狩川公民館運営事業	公民館の運営及び施設維持管理	施設、設備等の維持管理費用	耐震補強工事はH26年度に行ったが、施設建設から40年以上経過し、老朽化していく状況にある。H27年度は施設西側の水道管で漏水が次々発生し、通年で漏水している状況となり水道料が予算オーバーとなった。今後は、施設設備の計画的な修繕工事、更新等を行う必要がある。	A	今後、大幅なコスト削減は困難と思われる。ただし、上記「決算額の推移」に記載のとおり、冷暖房機器の設備を更新してから1年経過していないことから、設備更新の効果が出れば今年度のみだが経費削減効果は期待できる。(その後は光熱費については今年度がベースになる。) 公民館施設におけるコスト計算のベースは人数より使用した部屋の件数が光熱費に直結することから、利用件数が増加すれば施設管理費の大半を占める光熱費の増加につながるが、地区の拠点施設であることを考えれば、コストだけでは計れない面がある。	
913	社会教育課	10	5	2	26	清川公民館運営費	清川公民館運営事業	公民館の運営及び施設管理	施設、設備等の維持管理費用	施設、設備等の維持管理費として必要最小限の経費を計上している。今後は、施設設備の計画的な修繕工事、更新等を行う必要がある。	A	人口減少、高齢化により事業の参加者率が減少傾向にあり、事業継続が難しいものがでてきている反面、教養講座などでは、地域外からの参加者が微増している。地域の方々と一緒に必要な事業、内容は何かを見極め事業内容を検討していく。	
914	社会教育課	10	5	2	27	立谷沢公民館運営費	立谷沢公民館運営事業	公民館の運営及び施設管理	施設、設備等の維持管理費用	施設、設備等の維持管理費として必要最小限の経費を計上している。今後は、施設設備の計画的な修繕工事、更新等を行う必要がある。	A	地域の人口減・高齢化により、事業自体、参加率が少なく、コミュニティ維持・交流が厳しい状況にある。地域ニーズがどこにあるのか、課題解決も含め、地域と一緒に検討していく必要がある。	
915	社会教育課	10	5	2	30	地域づくり推進事業費	元気の出る地域づくりを応援します交付金	地域が自ら考え、自ら行う住民自治活動を支援するため、住民により構成された地域づくり推進組織に対し、予算の範囲内で元気の出る地域づくりを応援します交付金を交付する。	地域づくり組織活動支援事業、活力ある地域づくり事業、公民館事業に交付金を交付する。	平成25年度から公民館事業も交付金化し、27年度から全学区での実施となったが、今後とも地域づくり組織が自主的かつ安定・継続的に交付金事業を実施されるように進めていく必要がある。	A	今後も地域づくり組織が自主的かつ安定・継続的に交付金事業が実施されるか確認しながら、交付金の交付を継続していく。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業	
915	社会教育課	10	5	2	30	地域づくり推進事業費	部落公民館連絡協議会 交付金	部落公民館活動の育成と活性化を図る。	部落公民館が抱える課題解決に向けた研修等。	(各学区の部公連組織への交付金の交付が主の事業であり、特に社会教育課として現状と課題を記載するものはない。)	A	町内の各部落公民館の育成及び活性化には、町部落公民館連絡協議会の活動は重要なものであり、今後とも本町の各部落公民館の活動に直接的に活かされる研修内容を検討する必要がある。	
916	社会教育課	10	5	3	2	図書館運営費	図書館運営事業	図書館の運営及び施設の適正な維持管理を行い、地域の情報拠点としての機能を果たす。	広報やホームページなどを活用しながら図書館利用を啓発し、更に本のリクエスト、相互貸借、レファレンスサービスといった図書館の基本サービスの周知を図る。	施設及び設備の老朽化、構造上の不便さ等、施設の利用者が、利用者のニーズや現在求められている図書館の役割に対応できていない。入館者数は減少傾向にあり、基本サービスの充実、利用喚起のための魅力づくりが課題である。	B	改善が求められている施設面の整備については、今年度実施される耐震診断と共に検討していく。 また、現状の環境でできる最大の図書館サービスを心がけ、更に新規利用者の拡大に努める。 具体的には、広報やインターネット等を利用した積極的な情報発信、これまで団体貸出を実施してこなかった福祉施設や医療施設、障害者施設等への貸出についても検討を進める。	
917	社会教育課	10	5	3	3	読書普及事業費	読み聞かせ事業	乳幼児期における「読み聞かせ」の大切さを伝え、家庭における「読み聞かせ」の習慣化と図書館の利用拡大を図る。	おはなしボランティアサークルによるおはなし会を実施し、読み聞かせや児童書の紹介を行う。また、ブックスタート事業などを通して、絵本の読み聞かせや図書館利用のPRをする。	少子化や、保育園へ通う乳幼児の急増により、おはなし会やひまわりっ子広場などの事業への参加者が減少している。このため、おはなし会参加者増加のための開催日程等の見直しや、新たな読み聞かせグループの発掘と育成が必要である。	D	乳幼児期における読書活動の啓蒙は重要であり、事業の継続は必要だが、現状ではおはなし会等への参加が困難な家庭が圧倒的に多いため、おはなしボランティアサークルと、開催曜日の変更を検討する。 また、土・日曜日のおはなし会開催に向けて、中・高校生の活用・実演について新たに検討する。	
917	社会教育課	10	5	3	3	読書普及事業費	読書感想文コンクール 事業	児童生徒が本に親しむ機会をつくり、読書の楽しさ、すばらしさを体験させ、読書の習慣化を図るとともに、読書の感動を文書に表現することを通して、豊かな人間性や考える力を育む。	小・中学校の庄内町読書感想文コンクールへの参加募集を行い、特選作品を決定し、田川地区へ出品。優秀作品は、県、全国へも出品する。10月下旬に読書感想文集を作成し、副賞等と共に配布する。	児童・生徒数の減少に伴い、応募作品数が減少している。	A	小学校の出品数については、前年度より各学級数に応じた点数としているが、町特選数についても、出品数の40%程度となるよう見直しを図りながらコンクールを継続していく。 今後も、図書主任会と連携し、反省点や課題を整理しながら本事業を進め、子どもたちにとって新たな本との出会いとなり、「本が好きな子どもがたくさんいる町」につながるよう実施する。	
918	社会教育課	10	5	3	4	生涯学習推進事業費	絵本はともだち事業	地域の子どもたちが本に親しむ機会を提供し、地域や家庭における読書活動の推進につなげる。	鶴岡市出身の絵本作家の土田義晴氏を迎え、原画展及びワークショップを開催する。	読書普及活動の中核をなす事業であり、地域の子どもたちが本に親しむ機会として定着しているが、来館者がやや減少傾向にある。 このため、図書館と記念館の併設メリットを更に活用した事業の展開と、庄内町の子どもの参加（来館）を促す工夫をする必要がある。	A	今年度10回目となる原画展として、町内だけでなく広く周知されるイベントとなっている。中・高校生もスタッフや創作者として参加するほか、来館者も創作活動に参加し会場内に展示するなど、他にはない「参加型」の原画展として充実させていく。 更に、学校との交流事業も加え、子どもと本をつなぐ架け橋となるような事業として充実させる。	
919	社会教育課	10	5	4	1	青少年育成推進事業	森森自然塾事業	森森周辺の自然に触れ親しみ、自然体験活動の充実に努めるとともに参加者相互の交流を図る。	創作活動、畑での苗植え、スノーモービル体験等	事業の内容について工夫するとともに、地域との連携した活動も取り入れることを検討していく必要がある。	A	体験学習プログラムの活用及び「森森」で可能な活動を再度確認し、他課事業との連携も考慮しながら魅力ある事業を展開していく。	
919	社会教育課	10	5	4	1	青少年育成推進事業	青少年育成推進事業	町青少年育成町民会議や青少年育成推進員の活動を通して、本町の青少年の健全育成を図り、町の事業や各公民館事業でのボランティア活動を通して、達成感や思いやりと協力し認めあう心を育むことを目指す。	町青少年育成町民会議への交付金の交付、青少年育成推進員による青少年の健全育成のための活動の実施及びボランティアスキルアップ講座の開催並びに町内の中高生の町事業・公民館事業でのボランティア活動。	中高生は、部活動や勉強等で忙しく、スキルアップ講座に参加してくれる生徒は固定化の傾向にある。また、中高生ボランティアは単年度のみの参加者が多い。	A	町内の小中学生がボランティアに関する関心が高まっており、ボランティアスキルアップ事業が重要となっている。このため、青少年ボランティア活動について、より子どもたちの今後に生かせるような内容の活動を展開する。学校等と連携しながら、子どもたちが参加しやすい日程を設定する。	
919	社会教育課	10	5	4	1	青少年育成推進事業	放課後子ども教室推進 事業	子どもの放課後の活動を支援するため、放課後子ども教室を立川小学校区で実施し、児童の相互交流や体験活動の充実を図る	町内でも少子化が特に進んでいる立川小学校区域で放課後子ども教室を実施する。地域のコーディネーターが中心となって、毎週水曜日の放課後に狩川公民館を拠点として、地域のスタッフから協力をいただき、集団活動とおとした体験活動等子どもたちに遊びの場や居場所を提供する。	参加人数に対して十分な活動サポーターの確保ができていない。子どもたちに自主性を持たせた取組みができると良いが、スタッフがお膳立てして行う内容のものが多い。	A	「青空広場」は週1回であるが、多くの大人との関わり、様々な体験の場は子どもにとっては大切な事業であり、継続してこの事業を推進していく必要がある。今は立川地域での開催となっているが、各公民館に事業の状況を情報提供しながら、今後は余目地域での開催も各学区公民館とともに考えていきたい。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業
920	社会教育課	10	5	4	2	青少年育成施設運営費	青少年育成施設運営費	大中島自然ふれあい館「森森」の運営及び施設・設備の維持管理。	大中島自然ふれあい館「森森」の開館さまざまな野外活動の提供	町内だけでなく周辺市町の利用者も増えているが延べ人数は減少傾向にある。	A ホームページを活用し、年間をとおして活動ができる施設であることを情報発信し、利用の増加を図る。 施設・設備の計画的な修繕、工事及び更新等を行う必要がある。	
921	社会教育課	10	6	1	1	文化財保護費	山形ふるさと塾形成事業活動助成金	子どもを対象に伝承活動を行う民俗芸能団体への支援。	町内の集落等で組織され、民俗芸能又は伝統芸能を子どもたちに伝承する活動を実施する団体に対し、事業を実施するための経費（会議費、事業費）を助成する。	山形県総合交付金（伝統芸能育成事業）を活用し、地域の民俗芸能を子どもたちに伝承している団体（16団体）に対し経費の助成を実施することとし、平成28・29年度は各8団体に個別に助成を行い、平成30年度には助成を受け活動してきた成果を発表する場を設けたい。少子化により民俗芸能を伝承していく子どもたちが減少していることが課題として挙げられる。	A 山形県伝統芸能育成事業として3カ年1サイクルの山形県総合交付金を活用しての事業である。平成27年度に発表会を開催し、平成28年度、29年度の2カ年で対象団体16団体に対し、1団体38千円（総合交付金300千円・一般財源4千円）を交付している。各団体に助成を行い民俗芸能の伝承活動を継続するための支援を今後とも続けていく必要がある。	
921	社会教育課	10	6	1	1	文化財保護費	古文書解読講座	古文書の解読力の定着と解釈力の養成をめざし、人材を育成する	庄内町の古文書に詳しい講師を招き、地元の古文書を教材とし、庄内の歴史の背景の解説を交えながら講座を開催する。	参加者の古文書を読む力にばらつきがあるとともに、参加者が高齢化しており、若い世代の参加が少ない。	A 古文書を読める人材の育成事業は、今後も継続して行う必要がある。講座開催の日程を配慮し、幅広い年代が参加しやすい日程を設定する。地元の資料を教材とし、参加者が興味を持てるよう努める。	
921	社会教育課	10	6	1	1	文化財保護費	庄内町民俗芸能保存伝承協議会補助金	町内の民俗芸能を保存伝承している団体等の活動を支援する。	町内の民俗芸能保存伝承団体などの育成を図り、民俗芸能の振興に資するため、庄内町民俗芸能保存伝承協議会に対し、民俗芸能の振興若しくは保存伝承のための感動事業又は研修に要する経費について補助金を交付し支援する。	社会環境の多様化や後継者の確保に苦慮しているのが現状である。また、用具の修繕に要する資金不足等各団体とも民俗芸能を伝承していくため苦慮している。	A 庄内町民俗芸能保存伝承協議会の理事会や総会に積極的に参加する事により、協議会加盟団との連携が徐々に密になっている。また、協議会と連携する事により、用具などの修繕についての相談や、発表会の場の情報提供等今後も支援に努めたい。	
921	社会教育課	10	6	1	1	文化財保護費	庄内町指定文化財補助金	指定文化財の保護を図る。	指定文化財の所有者が管理又は修理のため多額の費用を要する場合等、その経費の一部に充てさせるため、所有者に対し上限50万円の補助金を交付する。	毎年度、文化財所有者へ対し指定文化財の修繕等を翌年度に実施する予定があるか調査を行い、要望があった指定文化財に対して補助金を交付する。指定文化財に付属するものの修繕の場合対象外となるため、県等の補助金を活用できるよう情報収集に努める。	A 指定文化財所有者へ対し、修理等の希望調査を実施し把握に努め、要望があった場合は支援を行い、指定文化財の適切な保存を進める必要がある。	
921	社会教育課	10	6	1	1	文化財保護費	町史資料発刊事業	町民の理解を深めるとともに清河八郎とその周辺の調査研究に資する。	県や町指定文化財に指定されている清河八郎関係資料を中心に、八郎に関する資料を町史資料として発刊し、公開と活用を図る。	清河八郎の資料を公開することにより、清河八郎の同志を研究している個人や団体との情報交換が行われるようになってきている。しかしながら、清河八郎に関する資料が未だ新たに発見されているため、清河八郎関係資料がどのくらいあるのか予測がつかない。	A 平成24年度から概ね平成30年度を目途に庄内町史資料として清河八郎関係書簡を計画的に発刊しているが、未だに八郎関係の資料が発見されており、八郎の資料の研究を進めることは、幕末の研究にもつながっていることから、引き続き庄内町史資料として発刊し、清河八郎への理解を深めていく必要がある。また、庄内町には、清河八郎関係資料に限らず、貴重な文書が多く残されていることから、庄内町史資料として、計画的に発刊していく必要がある。	
922	社会教育課	10	6	1	2	芸術文化振興費	芸術文化振興事業	町民主体の芸術文化活動を促し、文化芸術にふれあう機会や発表の機会を支援する。	①町芸術祭への南三陸町芸術文化団体参加に係る、南三陸町との意見交換 会出席旅費（15千円） ②山形交響楽協会負担金（182千円） ③庄内町芸術祭実行委員会交付金（660千円）	平成28年度より響ホール事業推進協議会が、響ホールの指定管理者になったことに伴い、当該補助金相当額は、文化創造館指定管理委託料（70,508千円）に含んで支払われることになった。山形交響楽協会負担金及び庄内町芸術祭実行委員会交付金は、今後も継続して予算化していく必要がある。	A 特に庄内町芸術祭実行委員会の交付金660千円は今後も継続すべき必要最小額であり、これ以上の削減は、芸術祭の開催に多大な影響が生じると推測される。	
923	社会教育課	10	6	2	1	文化創造館運営費	文化創造館運営事業	文化創造館の維持管理・運営 ※平成28年度より「響ホール事業推進協議会」が指定管理者になっている。	本町の文化芸術振興の拠点施設として、指定管理者による施設の適切な維持管理・運営及び利用拡大を図る。（主な予算措置）①文化創造館指定管理委託料（70,508千円）、②舞台吊物設備更新工事（13,327千円）、③備品購入費（378千円）、④施設等修繕料（1,500千円）	平成28年4月1日より、「響ホール事業推進協議会」が指定管理者となったが、当面は、文化スポーツ推進係の職員が定期的に響ホールを訪れ、十分な連携・調整を図りながら、町民等が利用し易い環境づくりを心掛けていく必要がある。	A まずは、指定管理者との十分な連携・調整を図っていく必要がある。	
924	社会教育課	10	6	3	1	亀ノ尾の里資料館運営費	亀ノ尾の里資料館運営費	歴史民俗資料の整理・保管と調査研究を推進し、これら収蔵資料等の展示を通じ、町民等に学習支援の場を提供する。	亀ノ尾の里資料館の運営（歴史民俗資料の保管・収集並びに調査、展示公開など）、施設維持・整備管理	文化活動の活性化に向けて、施設の維持管理や適切な運営は不可欠である。また、収蔵資料の適切な保管のため、収蔵資料の整理と適切な保管場所の整備が必要である。	A 収蔵資料の適切な保管に努めるため、分散していた収蔵資料の整理及び亀ノ尾の里資料館特別収蔵庫の空調施設の整備を進めるとともに、展示内容の充実にも努める。 また、企画展「雛人形展」については、内容の見直しを検討する。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業
925	社会教育課	10	6	3	2	歴史民俗資料館運営費	歴史民俗資料館運営費	歴史民俗資料の整理・保管と調査研究を推進し、これら収集資料等の展示を通じ、町民等に学習支援の場を提供する。	歴史民俗資料館の運営（歴史民俗資料の保管、展示公開など）、施設維持・整備管理	7・8月の開館であり、展示替えを行っていないため入館者数は伸びない。また、未整理の収集資料があるため整理が必要である。	A 平成28年度は7・8月の開館期間を休館し収集資料の整理を行うが、展示内容の大幅な見直しを行わない限り入館者の増加は見込めない。 施設の老朽化により突発的に施設修繕が必要となる可能性があるが、鶴岡の大工棟梁高橋兼吉（明治時代の庄内を代表する建築家）が建築した建物として保存の価値がある。	
926	社会教育課	10	6	4	1	内藤秀因水彩画記念館運営費	内藤秀因水彩画記念館運営事業	収集品の展示を通じ、内藤画伯の作品を町内外に発信する。また特色ある企画展を開催し、地域の文化振興を図る。	季節やテーマ性を生かした収集品の展示を充実させる。また、地域の作家や愛好家による企画展を開催し、作品の発表の場として提供する。	記念館の来館者が減少傾向にある。絵画の経年劣化も見られる上に、収集品の管理については、収蔵庫の温湿度の適切な調整が必要とされるが、絵画以外の資料等も同一庫内で保存していることから、影響が懸念される。また、予算不足で新たな企画による展示ができないことも課題である。	A 展示の案内やポスターの工夫、ホームページの充実、マスコミへの情報発信など、外部へのPRを強化し、来館者の増加を図る。また、記念館を市民ギャラリー的に、地域の芸術発表の場として活用してもらえよう、若手作家の掘り起こしにも取り組む。 次年度は収蔵品展100回記念・内藤秀因没後30年記念の特別展も企画している。今年度より個人所蔵作品の情報収集等、準備に着手していく。	
927	社会教育課	10	7	1	1	一般管理費	一般管理費	各世代に応じたスポーツ活動と健康・体力の保持増進を図るとともに、指導者の育成と資質の向上を図る。	各種スポーツ教室及び大会の開催並びに健康づくり活動の支援やスポーツ推進員の実技研修や研修会への派遣及び公民館との連携を行っている。	スポーツ推進委員研修会（東北大会、全国大会）開催場所により、研修旅費や参加人数が大きく変動する状況である。研修会に係る推進委員の参加者数の見直しを図っている。	A 月山龍神マラソンの開催をふまえ、話し合いの結果、平成28年度はひまわりマラソンの内容を変更しながら進めている。今年度の開催内容をふまえ総括した上で、次年度以降の月山龍神マラソンとの関わり方を検討する必要がある。	
928	社会教育課	10	7	1	8	スポーツ活動支援費	スポーツ活動支援事業	スポーツ少年団、中学校部活動を中心にスポーツ環境を整え、青少年の健全育成を図るため指導者等の育成を図る。	地域指導者の委嘱、スポーツ少年団、地域指導者の育成並びに研修会の開催。	総合型スポーツクラブの指定管理者移行に伴い、補助金額が削減された。清川八郎顕彰剣道大会が、旧清川小学校解体に伴い休止するとしていたが、規模を縮小しての開催を検討しているようであるため、助成金の見直しを検討する必要がある。	A 助成金の内容、金額及び対象事業を適宜見直す必要がある。	●
929	社会教育課	10	7	2	—	体育施設維持管理費	体育施設維持管理事業	体育・スポーツ推進体制の整備と充実を図る。	平成29年度総合体育館改修工事へ向けた実施設計の実施。	・指定管理者である総合型スポーツクラブと連携をとりながら、指定管理に移行した施設の状態を常に把握している必要がある。 ・施設の老朽化が進んでいる。各施設の状態と利用状況を把握し、今後の修繕計画を検討する。	A 施設利用者を現在の水準で維持するため、施設の安全管理を適宜行っていく。	●
1001	企業課	4	3	2	1	簡易水道費	簡易水道事業	安全で安心な水道水を安定的に給水するため。	定期的に水質検査を実施し、簡易水道施設の適正な維持管理を実施する。	歳出面では、配水池や機器・計器類の老朽化に伴う更新や指標菌の検出に伴う浄水施設の更新が必要で、経費の増加が見込まれ、また、歳入面では、人口減少に伴い使用料金が落ち込み、収入が少なくなっている。そのため、将来的に簡易水道事業単独では、経営が非常に厳しくなることが予測される。	A 平成29年4月1日の上水道との統合に向けての設備投資を行っており、一般会計の負担については、事業実施時は、一般会計の繰入金分を起債に切り替えたため、後年度に起債償還金の一部として発生してくるので、引き続き一般会計からの繰出しが必要である。	
1002	企業課	6	1	11	3	農業集落排水事業費	農業集落排水事業	汚水処理関係施設を整備し、事業計画区域内の水洗化を促進し、生活環境や公衆衛生の改善、公共用水域の水質保全を図る。	継続的な経営を図るため、庄内町下水道使用料等専門委員会が出された調査報告書に基づき、一般会計からの繰出を実施する。	供用人口の減少により、使用料収入が減少している。また初期投資に要した施設整備費の償還が当面続くことや施設の経年劣化による故障が発生していることから、更新工事等が必要である。	A 使用人口の減少により料金収入の増が見込めない。また初期投資に要した施設整備費の償還は減少傾向にあるものの当面続くことから、引き続き一般会計からの繰出しが必要である。	
1003	企業課	8	4	3	2	下水道事業費	下水道事業	汚水処理関係施設を整備し、事業計画区域内の水洗化を促進し、生活環境や公衆衛生の改善、公共用水域の水質保全を図る。	継続的な経営を図るため、庄内町下水道使用料等専門委員会が出された調査報告書に基づき、一般会計からの繰出を実施する。	供用人口の減少により、今後、使用料収入が減少することが予想される。また初期投資に要した施設整備費の償還が増加傾向にある。	A 近年、使用料収入は増加傾向にあるが、供用人口の減少により、今後、使用料収入が減少することが予想される。また初期投資に要した施設整備費の償還が増加傾向にあることから、引き続き一般会計からの繰出しが必要である。	
1004	企業課	—	—	—	—	簡易水道事業（特別会計）	簡易水道事業	安全で安心な水道水を安定的に給水するため。	定期的な水質検査を実施し、簡易水道施設の適正な維持管理を実施する。	歳出面では、配水池や機器・計器類の老朽化に伴う更新や指標菌の検出に伴う浄水施設の更新が必要で、経費の増加が見込まれ、また、歳入面では、人口減少に伴い使用料金が落ち込み、収入が少なくなっている。そのため、将来的に簡易水道事業単独では、経営が非常に厳しくなることが予測される。	D 安全で安心な水道水を給水するため、H28年度及びH29年度にクリプトスポリジウム等の汚染リスクレベルがレベル3の地区に膜ろ過施設を設置する。 将来的に簡易水道事業単独では、経営が非常に厳しくなることが予測されるため、平成29年4月1日に上水道と統合する予定である。	

平成28年度事務事業評価結果一覧表

担当課 No.	所管課	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称	小 事 業 (個 別 事 業) 名 称	事 業 目 的	事 業 内 容	現 状 と 課 題	今 後 の 方 向 性	H27対 象 事 業
1005	企業課	—	—	—	—	農業集落排水事業 (特別会計)	農業集落排水事業	汚水処理関係施設を整備し、事業計画区域内の水洗化を促進し、生活環境や公衆衛生の改善、公共用水域の水質保全を図る。	供用人口の減少により、使用料収入が減少していることから、水洗化率及び収納率の向上を目指す。また、施設の経年劣化度に合わせ計画的に更新等を行うことにより、費用の平準化を図る。	供用人口の減少により、使用料収入が減少している。 汚泥処理費用の経費削減を図っていく必要があるが、起債事業での汚泥減容施設の整備は費用対効果が望めない状況である。 施設の経年劣化による故障が発生していることから、財源確保や整備手法を検討する必要がある。	A 使用人口の減少により料金収入の増が見込めない。また初期投資に要した施設整備費の償還は減少傾向にあるものの当面続くことから、大幅な減額は見込めない。 将来的には、公営企業法適用を視野に事業会計統合や施設の統合等を検討する。	
1006	企業課	—	—	—	—	下水道事業(特別会計)	下水道事業	汚水処理関係施設を整備し、事業計画区域内の水洗化を促進し、生活環境や公衆衛生の改善、公共用水域の水質保全を図る。	供用人口の減少により、今後、使用料収入が減少することが予想されることから、水洗化率及び収納率の向上を目指す。また、施設の経年劣化度に合わせ計画的に更新等を行うことにより、費用の平準化を図る。	供用人口の減少により、今後、使用料収入が減少することが予想される。 初期投資に要した施設整備費の償還が増加傾向にあることから、一般会計繰入が増加している。 今後訪れる施設の経年劣化に備え、費用の平準化を考慮した更新計画を作成する必要がある。	A 近年、使用料収入は増加傾向にあるが、供用人口の減少により、今後、使用料収入が減少することが予想される。また初期投資に要した施設整備費の償還が増加傾向にあることから、大幅な減額は見込めない。 将来的には、公営企業法適用を視野に事業会計統合等を検討する。	
1007	企業課	—	—	—	—	ガス事業(企業会計)	ガス事業	町産天然ガスを有効活用し、安価な都市ガスを安定的に供給する。	余目油田から産出される良質な天然ガスを石油資源開発(株)より購入し、都市ガスとして販売する。 経年ガス管の改修について、非耐震管の本管等は町が計画的に行い、腐食しやすい需要家敷地内の白ガス管については、個別訪問などにより改善周知を行う。	町が管理する本管は、計画的に更新を行っている。需要家敷地内の経年埋設ガス管については、まだまだ未改善のお客が多く、戸別訪問で周知を行っているが、個人資産であるため、改善が進まないという課題がある。	A 町が管理する本管については、建設改良費を確保しながら、計画的に進めている。 需要家経年ガス管については、費用の助成制度を周知しながら、戸別訪問により折衝を行っていく。	
1008	企業課	—	—	—	—	水道事業(企業会計)	水道事業	運営基盤の強化、計画的な水道施設の更新・耐震化を推進し、将来にわたり安心・快適な水の供給を持続する。	施設の老朽化や災害時への対応、水質管理の強化、事業の効率化等を総合的に勘案し、上水道施設及び簡易水道施設の更新・耐震化を計画的に推進する。	適切な維持管理や水質確保に加え、経年化した施設の更新が急務となっており、経年塩ビ管等の更新費が経営に大きな影響を与えている。ガス管耐震化事業と並行して実施することで経費の削減に努めており、今後とも経営基盤の強化を図りつつ計画的に事業を推進する必要がある。	A 平成29年4月から簡易水道事業を統合することになっており、今後も事業間の調整を進め経営基盤の強化を図りながら、各事業計画に沿って計画を推進する。	
1101	議会事務局	1	1	1	1	議会運営活動費	議会運営活動事業	行政の公平公正な事務執行を監視するとともに、町民の多様な要望を行政に反映させる。	議会の円滑な運営。町民に開かれた議会、議会及び議員活動の活性化を図るために、情報公開と町民参加を基本に進める。	町民に開かれた議会、議会及び議員活動の活性化を図るために、議会議中継の実施、町民と語る会の実施、委員会活動の強化等を行っている。また、議会広報を発行し、町民への情報提供に努めている。	A 町民に開かれた議会、議会及び議員活動の活性化を図るために、現在行っている事業等を継続し、情報発信に努めていく。	
1201	会計室	2	1	4	1	会計事務費	会計事務事業	地方自治法第170条に基づき、本町の会計事務をつかさどる会計管理者が行う事務執行に要する経費を支出する事業である。	・正確・適正な公金の収入・支出を行うため、予算執行書類が法令又は予算に違反していないこと等を審査、確認する。 ・決算書を調整し、町長に提出する。 ・公金の適正な出納、管理を行うとともに、収入支出計画の状況を把握し、歳計現金等の安全かつ効率的な管理・運用を行う。	会計事務、財務会計システムについてマニュアルの改正及び研修等実施しているが、理解はまだ十分とはいえず、伝票等の不備による指導や助言に時間を費やす。正確かつ迅速に公金納入者からの収入を確定させること、また正確な支出命令に基づき、債権者に適正な公金の支出を行うためには、各課等における決裁者の確認を強化、チェック体制の確立が必要と考えられるため、今後も各課等の意識を高めるよう周知を図る必要がある。	A 会計事務を正確・適正に執行することは基本的かつ必要不可欠な事務であり、IT化等(財務会計システム)の進展により、今後よりいっそう効率化が進んでいくものと考えられるが、会計室の努力のみでは改善できないこともあることから、引き続き各課等からは事務処理への理解と協力が必要である。	
1301	監査委員事務局	2	6	1	1	監査事務費	監査事務費	法令により定められた権限に基づいて、町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は町の事務の執行について監査等を実施し、結果を議会及び町長等に提出し公表するなどにより、民主的かつ効率的な行財政の執行に資しもって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。	地方自治法に基づく監査、検査、審査の実施	年間計画により、効率的に監査執行できるよう努めている。	A 監査委員が監査しやすい環境づくりを事務面からしっかり補助する。	
1401	農業委員会事務局	6	1	1	1	農業委員会費	農業委員会費	農地等の利用の最適化の推進に取り組む。 農業者の将来の生活安定を図るため、農業者年金加入推進に努める。	(法定受託事務) 農業の担い手への農地の集積・集約を推進する。耕作放棄地の発生を防止する。農業者の将来の生活安定を図るため、農業者年金加入推進に努める。	農業従事者の高齢化、就農者が減少することにより、遊休農地が発生することを懸念する。遊休農地が発生しないよう農地パトロールを実施する。 農業者年金関係団体とともに年金制度の広報活動を継続する。	D 改正農業委員会法に基づき、農業委員会委員に求められるのは、農地利用の最適化の推進である。遊休農地に該当するかどうかの判定は今まで以上に厳しい基準を設けることとなる。農業の担い手への農地の集積事業を一層促進する。 農業者年金の普及活動を継続して実施する。農業者年金加入者は減少している。新規加入対象者に対して周知を徹底する。	